

# 現象と秩序

第 23 号 (2025. 10)

特 集：ショッピングリハビリに関する学際的総合的研究	
特集：ショッピングリハビリに関する学際的総合的研究	1
樋田 美雄	
新しい道具への習熟が意味すること	
—ショッピングリハビリにおける「楽々カート」を例に—	3
加戸 友佳子	
新しい機材を活用したビデオ・エスノグラフィーの研究の可能性	
—360 度全方位ビデオカメラやヘッドマウント型ウェアラブルカメラ	
を用いた実践を通じての検討—	21
真鍋 陸太郎	
「神の眼」はエスノグラフィーを解放するのか	
—ショッピングリハビリにおける身体・道具・言語—	37
岡田 光弘	
衣服の買い物行動のもつ豊饒性	
—「変じやないですか？」をめぐる相互行為分析—	51
堀田 裕子	
論 説	
“素顔や地毛から問う” 見た目問題	
—アルビノ当事者の経験にもとづく実践的考察—	73
薮本 舞	
インテグレーション教育を経験したろう者の語りから考える	
聴覚障害児童・生徒の教育の在り方について	85
飯田 奈美子	
ALS 在宅療養者の主介護者と訪問看護師による身体表現を用いた	
予期する行為の相互理解	
—社会的達成に指向した理解の相互行為分析—	115
松浦 智恵美	
『現象と秩序』投稿規定・執筆要領	133
編集後記	137

## 特集：ショッピングリハビリに関する学際的総合的研究

樺田 美雄

摂南大学現代社会学部

E-mail: yoshio.kashida@setsunan.ac.jp

### Interdisciplinary and Comprehensive Research on Shopping Rehabilitation

**KASHIDA Yoshio**

Setsunan University

#### 1 本誌の過去の特集は合計6回であり、そこには2つの流れがあった

『現象と秩序』誌の第7回目の特集をお届けする。

本誌では、折に触れ「特集」を組んできた。最初は第4号に「小特集：専門職教育における社会学」を掲載し、中澤秀雄、金子雅彦、和泉俊一郎、本郷正武、樺村志郎の各先生から、大学における専門職養成に関して、各専門分野別に、社会学教育の意義・現状・未来を多面的に論じて頂いた。ついで第7号に「特集：多文化異文化交流と学園都市的食生活」を掲載し、研究資金を得て行った共同研究（助成タイトル「未来の学園都市一世代間・異文化間・大学内外間交流の促進による健康で多文化共生的な学園都市的食生活を、生協食堂における『健康栄養相談会のワークショップ化』を通して獲得するー」）の成果を3本の論文にまとめて掲載した。

以後も本誌は、第8号、第9号、第11号（特集1と特集2の2つの特集を掲載），と特集を巻頭においていた刊行をしてきたが、これらの特集には大きく分けて2つの流れがある。

すなわち、第1の流れは、日本社会学会等でのテーマセッションを基盤とした特集（第4号、第8号、第9号、第11号の特集1の各特集）であり、第2の流れは、研究資金を得て行った共同研究を基盤とした特集（第7号、第11号の特集2の各特集）である。

#### 2 第1の流れは「社会学革新運動的背景」をもった流れ

前者の流れ、すなわち、学会大会でのセッションを基盤とした特集の流れには、**社会学革新運動的背景**があるということができるだろう。

たとえば、第4号や第8号の特集は、近代日本の大学における、旧帝大中心主義（文学部哲学科社会学専攻中心主義ともいえよう）を乗り越え、社会学の中心と周縁の構造を、周辺部分の活性の高さを活用する形で逆転させようという＜社会学革新運動＞的側面があったということができるだろう。また、第11号の特集1「学問の不可視の前提を外して研究しよう」に関しては、上記の＜社会学革新運動＞に、＜方法的裏付け（周辺的研究手法の意義を主張することで、中心と周辺とのポジション交替を図るような方法的裏付け）＞

を付隨させることによって、革新への実体的裏付けを提供しようとした、と分析でき、したがって、そこにもまた社会学革新運動的含意を読み取ることができるだろう。

### 3 第2の流れは「学術研究環境の構造的欠損への対応」という意義をもった流れ

これに対し、後者の流れ、すなわち、各種研究費での共同研究を基盤とした特集の流れには、学会での共同セッション的企画数の急速な増大に比して、雑誌媒体での共同研究の総覧的発表機会が少ないままである、という現在の**学術研究環境の構造的欠損への対応**という意義があるということができるだろう。

近年の日本社会学会大会でのテーマセッション数の急速な増大は、日本の学術世界が政府の「イノベーション促進的学術政策」の影響を受けていることの証拠としての側面をもつものである。というのも、じつはこの傾向は、日本社会学会だけではなく、他の諸学会でも起きていることであり、更にそこには、「科研費改革 2018」等での政府の学術政策の方向との方向的一致を見て取ることができるからである。我々は日本社会学会のテーマセッション数の増大に先行して、日本質的心理学会大会での「会員企画シンポジウム」の増大や、日本保健医療社会学会大会での「ラウンドテーブルディスカッション（RTD）」の増大を記録から確認でき、かつ、そのかなりの部分が「イノベーション志向的」であることを確認できるだろう。

政府の「イノベーション促進的学術政策」によって、いまや個別の研究者は、単に既存の研究領域内で自身の研究を位置付けるだけでなく、既存の研究領域の編成そのものを革新する側面が、自らの研究の中にあることをも主張することを強いられてきている。この目的に合わせて、諸テーマセッションが企画・開催されているのである（先行的変化は、研究助成金の枠組において生じていたというのが、樫田の見立てである。2026年春刊行予定の『オープン・ソシオロジー』誌創刊号に関連記事を掲載する予定である）。

その一方で、学会誌という論文掲載媒体の部分では、助成金をもらってのイノベーション的な活動成果の総体を学術誌に掲載して示す、という機能を果たすような方向での変化は十分には生じていない、という「欠損状況」が存在している。そこに、本誌のような学会機関誌ではない学術雑誌の存在意義がある、ともいえよう。

### 4 今回のショッピングリハビリ特集の位置と意義

紙数が尽きてしまった。今回のショッピングリハビリ特集は、上記の2つの流れが合流して成立している。第1に本特集は、摂南大学での第76回関西社会学会大会の自由報告部会での連続報告（樫田報告、加戸報告、堀田報告）を基盤としている。第2に本特集は、日本学術振興会科学研究費（挑戦的萌芽研究、課題番号 23K17573）を基盤としている。そして、これまでの本誌の特集と同様に、社会学が学際性に開かれたものであることを訴える特集としての側面と、ショッピングリハビリ研究が、研究の「イノベーション」に繋がるものであることを訴える特集としての側面の両方をもっている。熟読玩味してほしい。

## 新しい道具への習熟が意味すること

—ショッピングリハビリにおける「楽々カート」を例に—

加戸 友佳子

摂南大学現代社会学部

yukako.kado@setsunan.ac.jp

### Acquisition of the New Tool

: A Case Study of “Rakuraku Cart”

**KADO Yukako**

Setsunan University

*Keywords: Shopping Rehabilitation, Multimodal, Situated Action 360-degree camera*

#### 要旨

本研究では、ショッピングリハビリ事業に使われている、歩行器とショッピングカートの機能を持つ「楽々カート」について、利用する高齢者の習熟の様相を、360度カメラ映像を使用して記述することを試みた。360度映像を使用した研究は少なく、その特徴を活かした使用方法についても検討の余地がある。今回は2枚の映像を切り出す編集方法を試行した。調査対象の高齢者たちは、カートの前腕支持台の効果的な利用、カートの停止位置、他者との相互行為において、特徴的な利用方法を編み出していた。一方で、楽々カートを使用しながら会話をする場面からは、「歩行器かつショッピングカート」にとどまらない使用方法を見出せた。利用者たちは、これまでもっていた能力の回復という以上に、新しい道具との関係を、身体の延長としての透明化とは異なる方法で作り出していた。

#### 1 はじめに

本稿では、「ショッピングリハビリ」事業において使用されるショッピングカートである「楽々カート」について、その習熟の様相、相互行為においてこのカートが扱われる方法について検討したい。

ショッピングリハビリとは、フレイル状態にある高齢者が商業施設での買い物をリハビリとして行うことで、介護予防、地域経済の活性化につなごうとする、ショッピングリハビリカンパニー株式会社の取り組みである。

このショッピングリハビリにおいて使用するために開発されたのが、ショッピングカーと歩行器の機能を持つ「楽々カート」である。これを利用した高齢者は、実際に身体機能を回復させてきている。

道具使用に関して、EMCA 関連の研究は、道具使用の習熟を「個人の能力」の問題としてではなく、道具との関係で実現されるものとして対象化し、設計思想と現実の使用の違いや、使用者による構造化の様相を記述してきた (Suchman (1987=1999), 西阪 (2008) )。本稿はこの立場を踏襲し、楽々カートを使用する身体のあり方がどのようなものかを考察する。

この調査においては、360 度カメラを使用した撮影を行い、試行的に 2 方向の映像を切り出して分析を行った。360 度映像の使用について、その意義と限界も考察したい。

## 2 先行研究

まずは、道具の使用を「設計者の考える通りの使用」であると考える立場について、それに対する批判を見ていきたい。Suchman (1987=1999) は、人間の機械使用という文脈ではあるが、この問題を中心的に取り扱っている。

Suchman が主張するのは、「プラン」と「状況的行為 (situated action)」の区別であり、状況的行為のなかにプランが位置付けられるという見方である。

この用語は、すべての行為のコースは、本質的なあり方で、物質的・社会的な周辺環境 (circumstances) に依存したものだという見方を強調する。その環境から離れて行為を抽象化したり、合理的プランとして行為を表現することを試みるのではなく、むしろ、このアプローチでは、どのように人々が知的な行為を達成するために自分の周辺環境を用いるかを研究する。プランの理論から行為の理論を構築することよりもむしろ、このアプローチの目的は、状況的行為が進行中にどのように人々がプランのための証拠を生み出したり、また見つけるかといったことを探求することである。より一般的にいうなら、プランの研究のもとで行為の詳細を包含するより、むしろプランはより大きい状況的行為の問題に包含される。 (Suchman 1987=1999: 49)

状況的行為は、道具が実際に使用されるときに、周辺環境との関係でどのように使用者がふるまっているかを考慮するため、実際の道具使用の現実により近い説明を志向しうるものと言える。設計者にとっての適切な使用という「ゴール」を設定するような設計的思  
想への準拠は、実は曖昧さをもつものであることも Suchman は主張する。

実際には、何らかの目的を達成する意図と実際の状況的行為のコースとはとてつもなく偶発的な関係で結ばれており、意図の説明は一般には実際の行為についてはほとんど何も語っていないに等しい。意図的な語彙が日常生活にこれほど有効なのは、私

たちのプランが本質的に漠然としたものであり、私たちは実際の行為がとった実際のコースを記述する必要がなく意図を述べることができるからである。(Suchman 1987=1999: 37-38)

つまり、プランの次元における道具設計者の意図が精緻化されたとしても、実際の道具使用がどのようなものかという問題は残り続けるということとなる。

Suchman は、むしろプランが状況的行為から派生するものである、という認識をもとに、機械を使用するという行為を構成しようとする。道具に習熟することをこの観点から説明する試みは、想定されたゴールに合致させながら習熟度を測るという方法とは異なる見方を提案する。それは、行為者たちがいかに周囲の環境との関係を「作り出していくか」という観点である。とくに新しく開発された道具の場合、この視点は重要に思われる。

楽々カートについて状況的行為を考える場合、交通の問題、買い物という行為の複雑さの問題、サポートをどう受けるかという問題が出てくる。これからその様相を見ていくが、その前に、ショッピングリハビリ事業、楽々カートの設計と、調査の概要について説明したい。

### 3 調査対象の事業の概要

#### 3.1 「ショッピングリハビリ」

この事業は、高齢者が商業施設においてサポートを受けながら買い物を行うことを、リハビリとして行うものである。運営主体であるショッピングリハビリカンパニーは 2019 年に設立され、2025 年 10 月現在で、全国に 20 の拠点・施設がある（ショッピングリハビリカンパニー株式会社、2025a）。ショッピングリハビリは、高齢者の身体機能の維持・向上だけでなく、本人の社会性の維持、買い物を続けることによる地域経済の活性化も視野に入れている活動である。

活動自体は、デイサービスのように通うものとなっている。利用者は自宅から商業施設テナント内の事業所に送迎され、体操等の活動を行い、買い物へ向かう。事業所にはその商業施設の通常の買い物カートと楽々カートが用意されており、利用者の一部が楽々カートを使用している。買い物の際は、スタッフがフロアを巡回し、買い物カゴの中を整理したり（楽々カートは設計上、使用中にカゴの中に手が届きづらい）、利用者の手が届かないところの商品を取るなど、必要なサポートを行っている。複数の商品を取り利用者に選ばせるなど、買い物らしさを維持するような支援がなされている様子が、調査においては見られた。

高齢者のモビリティの問題を考える際、公共交通機関の利便性など、目的地への移動が意識されがちだが、この取り組みは、目的地への到着「後」の、目的地における移動のサポートに目を向けている点も特徴的であると、ショッピングリハビリ社長の尾添氏は語っている。

### 3.2 「楽々カート」

楽々カートはショッピングリハビリにおいて使用する「前腕支持台型歩行器とショッピングカートを融合させたカート」である（ショッピングリハビリカンパニー株式会社, 2025b）（図1, 以下断りのない場合, 写真は著者による撮影）。

意匠登録（1545371）がされていることもあり, 楽々カートのデザインのねらい, 「プラン」は明文化されている。データベースにおける「意匠に係る物品の説明」には, 以下のようにある。



図1 楽々カート

本物品は、「カゴ置き台付き歩行補助車」であって, .....前腕を支持する前腕支持台と, 前輪が設けられた方向に突出した把持部とを設けることで, 歩行困難者のリハビリとしての歩行訓練と買い物支援とを同時に実現させることができるものである。さらに, 支柱に固定された台車の後輪は, 外側の側面が覆われるような巻き込み抑制機構とすることで, 走行中に後輪が商品や棚等を引っ掛けたり巻き込んだりすることを抑制することができる。（特許情報プラットフォーム 2025）

特徴として, 前腕支持台と把持部があること, 後輪が覆わるような形状をしていること（図2）が挙げられている。前輪は自由に動くが後輪の方向は固定されている（この形は車輪を伴う歩行器と共にしている）ため, 通常のショッピングカートに比べて直進方向の移動が志向される。機動性が低く, 安全性が向上するような設計である。のちに見るが, 利用者はこの特性を活用した使用を行っており, それがよく現れるのは, 方向転換の場面である。

使用方法としては, 黒い板状の「前腕支持台」に肘をのせ, 前方の「把持部」を握り, 体重をかけながら歩くことが想定されている（図3）。体重をかけても滑らないように設計されているのだ。カートの高さは, 利用者の身長や姿勢に合わせて調整できる。また, 足元のスペースが広くとられ, 歩幅を広げた歩行ができる。

デザインとしては, 福祉器具の印象を軽減し, 全世代が使いやすくするために, 福祉器具に見えないような色（ライトグリーン）にもこだわ



図2 楽々カート後輪



図3 楽々カート使用時の姿勢

っているという。  
(ショッピングリハビリカンパニー 2025b) .

このカートのサイズは通常のカートに比べ一回り大きい(図 4)が、幅は約 6cm と小さな差である。調査において、カート同士のすれ違いはスムーズに行われていた<sup>1</sup>。

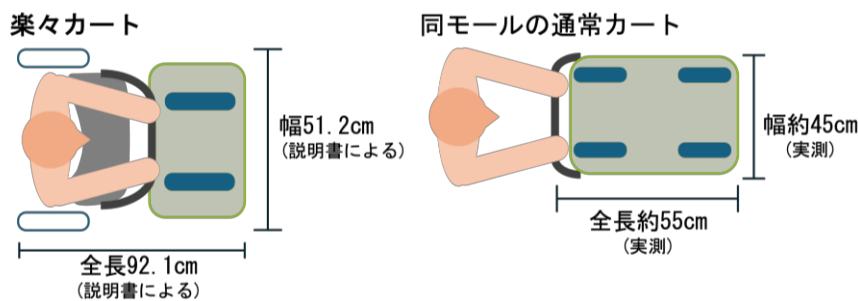


図 4 楽々カートのサイズ (上から見た模式)

## 4 調査の概要

### 4.1 対象者と使用機材

本調査は2023年の年末に、ショッピングリハビリの拠点が入る関西の商業施設にて行った。楽々カートを使用し買い物をする 4 名の利用者(表 1)とサポートを行うスタッフの協力をいただき、実際の買い物の様子を撮影した。利用者 4 名は、普段の生活では歩行器を使用している。

撮影に使用したのは、360 度カメラ(insta360 X3)とメガネ型カメラ(Ordro EP8)である(図 5)。360 度カメラは楽々カートの把持部に

表 1 調査対象者について (調査時)  
※対象者は全員女性である。

	年齢	楽々カート利用歴
A	89	約 3 ヶ月
B	88	約 1 ヶ月
C	83	約 1 年 11 ヶ月
D	91	調査日が初めての利用



図 5 使用機材

(左 : 360 度カメラ、中央 : 楽々カートにおけるカメラの位置、右 : メガネ型カメラ)

取り付けた。メガネ型カメラは、対象者、付き添った調査者2名、巡回するスタッフが装着し、本人の目線からの映像を撮影した。

#### 4.2 360度映像の使用

360度カメラによって撮影された映像については、これを使った研究がまだ少ないことから（例えば Raudaskoski (2023) ; McIlvenny and Davidsen (2023) ），データの取り扱い方に関しては議論の余地がある。今回の取り付け位置からであれば、対象者の上半身、買い物カゴの中、前方・後方・側方を一気に撮影することができる利点があるものの、その情報を同時に確認することは難しく、複数方向からの映像を同時確認するためには編集を要する。それは、多くのディスプレイが二次元であり、人間の身体特性として、視認できる範囲に限界があるためである。

360度映像は現在の通常の人間の視認範囲の限界を超えた視覚像を提供するものであり、視認できる視覚像にするために、一定の有意義と思われる範囲を選択し、切り取ることになる。これは通常の2次元カメラ映像では行われない作業であり、このような作業を要すること自体が、これまでビデオ・エスノグラフィーやマルチモーダル相互行為分析が行ってきた相互行為の説明の実践を改めて輪郭づけることであると思われる。つまり、エスノメソドロジーにおいて重要視される「説明可能性」は、一定の視野角をもつことを含めた、人間の身体の構成が、説明する側とされる側に共有されていることが前提となっているということである。

今回の分析の際に行った編集は、一定の角度の映像を切り出し、並べるというものである。切り出した範囲の画角と編集後映像の例を図6に示す。左側は対象者の上半身とカート把持部が収まる範囲を、右側はカゴの中とカートの前方が収まる範囲を切り出し、結合させた。



図6 今回の映像の画角と切り出し後の映像キャプチャ例

この編集の利点は、ほぼ全方向を収めることができていることである。また、「上から見た」映像（図6の右側「R」）が切り出せることで、カートの位置関係が確認しやすい。今回の360度カメラには、機材をもつ撮影者が介在しないため、対象者のカート使用、スタッフや調査者との相互行為が、対象者の移動を妨げない形で確認できている。

この編集の留意点は、どれだけの範囲の画角を収めるかも任意であるところにある。ここで切り出されているのが2次元映像の形をとっているからといって、通常の2次元映像の被写体と同じ形を保っているとは限らない。広い範囲を収めようすると、画面の端には歪みが出やすくなる。これは、被写体同士の距離や方向関係を見誤らせる要素でもあるため、注意を要する。

## 5 分析

ここでは、利用者の楽々カート利用から見られた特徴、スタッフのサポートとの関係、カートが介在する相互行為について検討したい。

### 5.1 利用者の楽々カート利用の特徴：前腕支持台の使用

楽々カートは、その把持部を掴んで走行することが想定されているが、実際には様々な把持部と前腕支持台の扱い方がある。調査対象者に見られた腕の位置を図7に示す。

①は移動を行うときの最も基本的な体勢である。だがとくに方向転換の際、②の右側や、③の右側のように、前腕支持台を軸とした動きを行う様子が見られる。これは、後輪が固定され、前輪が自由に動くように設計されている楽々カートにおいて、方向転換が後輪を中心としたピボットターンに近いものになるからであると思われる。

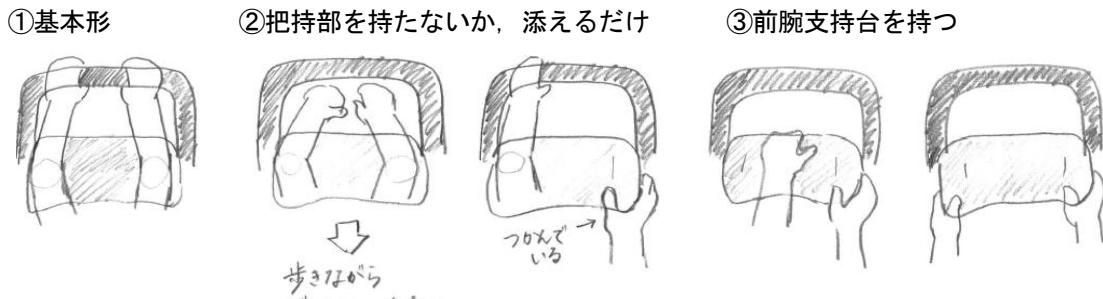


図7 楽々カート使用時の腕の位置

方向転換の例を以下図8に示す。ここでは、Aが商品棚の前でUターンをするためにカートを大きく何度も揺らし、勢いをつけています。

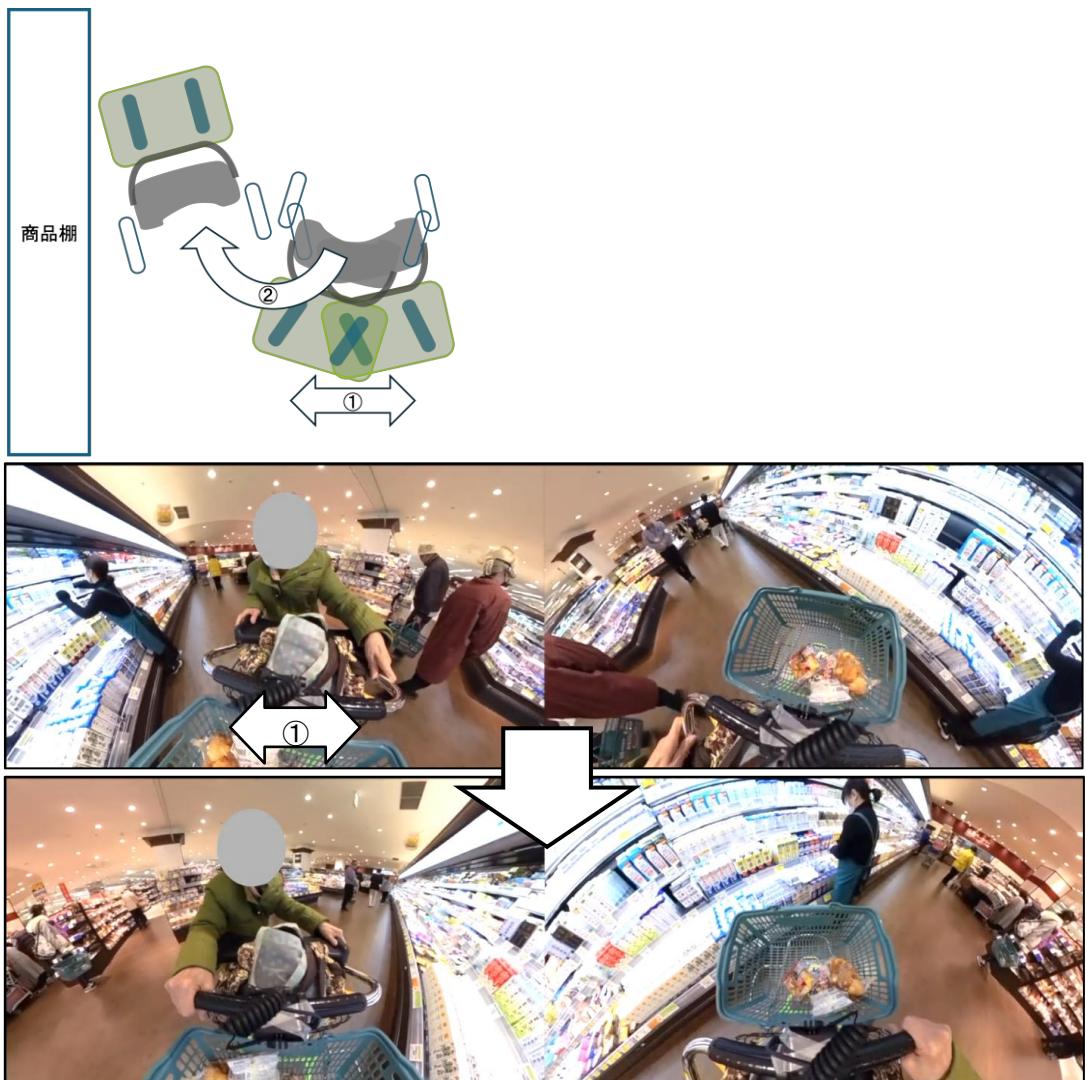


図 8 楽々カートでの方向転換 [20231229 楽々カート A さん二方向][00:05:37, 00:05:47]

また、前腕支持台に体重をのせていればまっすぐ動くことはできるので、図 7②の左側のように肘をのせ、ジェスチャーをしながら歩く様子も見られた（図 9）。これは機動性の軸が把持部より前腕支持台にあることを示している。



図 9 ジェスチャーをしながら歩く [20231229 楽々カート C さん二方向 2][00:04:30]

だが前腕支持台を持つことがつねに最適解というわけではない。調査日に初めて楽々カートを使用した D は、角を曲がるたびに後輪を角に当てていた（図 10）。これは、楽々カートの「車体感覚」が関わっていると思われる。前腕支持台に肘を載せる使用方法であれば、内輪差があまり問題にならない曲がり方ができるのだが（図 10 模式図右側），D は前腕支持台を持ち、カートの先の角部分（図 10 模式図左側の「・」点部分）を志向した曲がり方をしているため、内輪差によって後輪が引っかかってしまう。この動作は、通常のショッピングカートの志向に近いもののように思われる。

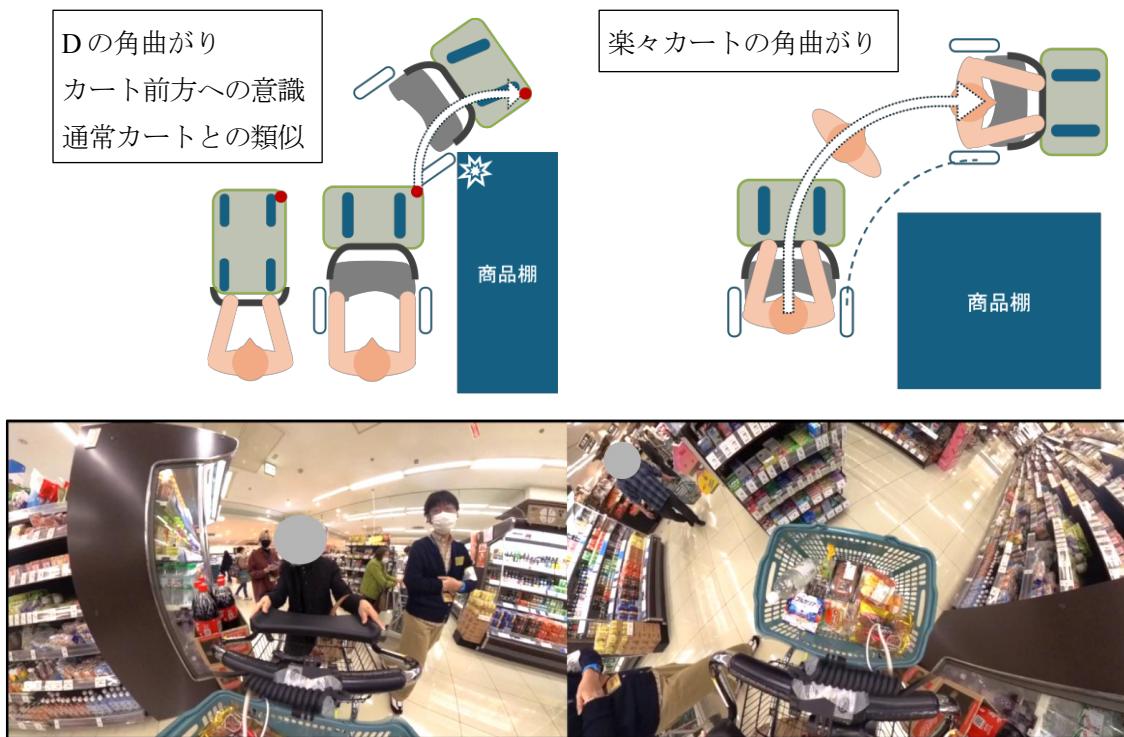


図 10 角に当てる様子とその時の体勢の模式図 [20231229 楽々カート D さん二方向][00:00:14]

前腕支持台はまた、商品を棚から取る際の支えとしての機能も果たしており、次の節で確認されるが、これは楽々カートの機動性の低さを生かした使用であるといえる。

## 5.2 カートの置き方

対象者が商品棚から商品を取る時、サポートがない場合は、カートを商品棚付近に置いて自分自身が移動し、商品をカゴに入れるという動作を行っていた。その際重要なのが、商品棚とカートとの位置関係である。

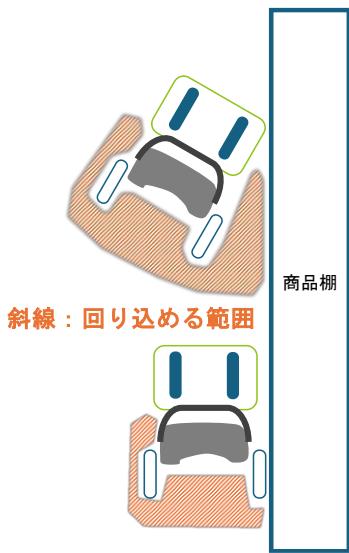


図 11 「斜め置き」の模式図

楽々カートの一定の使用歴がある A, B, C に共通して見られた志向が、商品を取るときに楽々カートを、商品棚に対して平行ではなく、少し斜め（鋭角）になるように止めることであった。止めたあと、対象者たちは、前腕支持台の棚に近い側を支えにして、商品棚とカートの間に回り込み、もう片方の手で商品を取ってカゴに入れた。商品棚に楽々カートを近づけた方が、商品が取りやすいように一見思われるが、斜めに置くことには、回り込む範囲が大きくなるというメリットがある。特に商品棚に寄せた場合と比較すると、その範囲の差が明確である（図 11）。

楽々カートを動かす際に通常立つ位置（両後輪の間）からだと、間に前腕支持台やハンドルなどがあるため、胴体とカゴとの距離があり、商品を入れるのが難しくなるが、回り込む場合、カゴとの距離が近くなり、入れやすくなるメリットもある。また、方向転換の際の後輪の可動域が広くとれるため、商品を取った後に商品棚から離れる際の動きもスムーズになる。この特徴的な楽々カートの止め方を仮に「斜め置き」と呼んでおこう。実際に「斜め置き」から商品を取る様子を図 12 に示す。



図 12 「斜め置き」から商品を取る [20231229 楽々カート A さん二方向][ 00:06:02]

ただこの「斜め置き」の弱点は、前腕支持台を支えにしながら回り込むため、商品を取れる範囲が小さくなることである。巡回するスタッフは「斜め置き」状態のときは横向きにカートを押し、商品棚に近づけることを志向している（図 13）。楽々カートは構造上真横への動きがしづらいため、このサポートが有効に機能している。



図 13 スタッフの「押し」サポート。矢印の方向に押している。

上 : [20231229 楽々カート B さん二方向][00:05:18]

下 : [20231229 楽々カート A さん二方向][00:12:27]

### 5.3 カートと会話

ここでは、カートを走行させながら行われた会話の様子を検討する。今回の対象者で最も使用歴が長いCと調査者Rとの会話場面である（背後にもう一人の調査者がいるが、この会話には参加していない）。撮影を始めて数分後で、拠点を出発しエレベーターへの移動中である。Rはこの場面の前に、Cに対して調査の概要を説明していた。この場面は、エレベーターまでの比較的狭い通路を通っているところであり、左右から人が現れることはほぼない。また前方では脇のベンチに人が一人座っているのみで、前方から向かってくる人や物は確認できない状況での会話である。トランスク립トを次頁に示す<sup>2</sup>。

トランスク립トの表記法については、Mondada (2018) を参照した。この表記法は、ジェスチャーや目線がどのタイミングで起こったかを、記号で挟むことで表現している。準備動作や戻る動作のあるジェスチャーは、準備を……で、本動作を----で、回復を,,,,,で表現している。長い説明が必要な動作は、数字 (i,ii,iii) をおき、欄外で補足している。動画からの静止画キャプチャは#の位置のもので、今回は3枚ある。

会話としては、Cの歩行に関する話題となっており、ターンの往来が早いやり取りである。1行目でCが「はちじゅうさん」と年齢を語り、それを受けたRが「>いえいえ<まだお元気ですよ」とCを志向したジェスチャーを交えて反応するが、Cは笑いながら「足が悪い」ことを語る。Rは4行目でカートを志向した質問をするが、CはRが「これ」とカートを指した瞬間に反応し「足が悪い」トピックに戻し（5行目），カートが「なかつたらあかん」とことと、家でも類似した器具を使っていることをジェスチャーを交えて語る。Rは聞き手として反応しており、9行目ではCの7~8行目の動作を真似ている。

## 断片 [20231229 楽々カート C さん二方向 1][00:21:00-00:40:00]

※Cは楽々カートを押しながら、CとRの会話。断りのない場合CとRは前を向いて歩いている。

1	C:	もうh(.)私(.)も(.)も:はい*はちじゅうさんですよ.	
	C/gaze:		*R----->1.3
	R/gaze:	カート----->	
2	R:	\$あ \$h(0.3)>いえいえ<@まだ\$お元気[ですよ: @\$]	
	R/gaze:	----->@C-----@	
	R/act:	\$-i-\$	\$Cを向き両腕上げる\$
3	C:	[nhahahいやh]いや*sh*足が+悪い@からね=	
	C/gaze:	----->*前-*R----->1.5	
	C/act:	-----+--ii----->1.5	
	R/gaze:	-----@C左足->	
4	R:	=@\$はい @これ[楽で \$すか::?@]	
	R/gaze:	-@カート@C-----@	
	R/act:	\$足を止め右手をカートに向ける\$	
5	C:	[†#うんうん] ① うん**†これ:これがなか@った@し=	
	C/gaze:	----->*	
	C/act:	----->+	
	C/act:	† 3回軽く頷く-----†	
	R/gaze:	-----@カート-----@下->@カート>	
	fig:	#イ	
6	C:	=なかったら@あかんし+この+\$家#でね	
	C/act:	+....+--ii--->	
	R/gaze:	----->	
	R/act:	\$止まる->1.10	
	fig:	#口	
7	R:	@はい=	
	R/gaze:	@C-->1.10	
	C/act:	----->	
8	C:	=ごろ+ごろ+*ごろ::やってうん[うん]	
	C/gaze:	*R----->1.10	
	C/act:	-----+,...,+停止継続----->1.10	
9	R:	[\$あ家+#でも[:\$+う:ん\$	
	R/act:	\$---iv-----\$頷く--\$	
	C/act:	+3回頷く--+	
	fig:	#ハ	
10	C:	[そうそれ*+なかったら歩かれ\$へんのです	
	C/gaze:	-->*左前----->>	
	C/act:	-->+歩き出す----->>	
	R/gaze:	-->@	
	R/act:	-->\$歩き出す>>	

- 一度顔を上げて戻す
- 左手をバーから離し左足に向ける
- 立ち止まり両手をカートから離し、空中で丸めた両手を2度前方に押す
- 両腕を前方に伸ばし、2度前方に押す

C が楽々カートを「運転」している状態であっても、C と R の会話自体にも焦点が当たった相互行為がなされている様子が見て取れる。車の中での会話のような、交通状況が会話を中断させるような状況はここでは起こっていない。

それがよく現れているのは、この短時間に、C が 2 回カートから手を離していることがある。1 回目は 3~5 行目にわたって片手を把持部から離し、左足に向いている。この時に C は歩き続けている。5 行目の「#イ」時点の 360 度映像からのキャプチャと R が装着していた目線カメラ映像からのキャプチャを以下に示す。



図 14 「#イ」部分のキャプチャ（上：360 度、下：R の目線カメラ）

C は 3 行目において、R の発話に笑って反応し、一瞬前を向いてから R の方を向いて、歩きながら左足を指している。直後に R は C の左足を向き、すぐに足を止めてカートに手を向いている。

2 回目は 6 行目「この家でね」に始まる動作であり、歩くのをやめ、両手を離してカートを押すような動作を 8 行目までにわたって行っている。「#口」はその動作の開始部分



図 15 「#口」部分のキャプチャ

(6行目) のキャプチャである(図15)。面白いことに、この「家での歩行器」を指していると思われる動作の際、Cが止まり、Cの動作開始をみてすぐにRは止まっている。

Cが6行目から8行目まで続く動作を、前を向いて行った後にRを向くと、Rが9行目で類似の動作をしている。6行目の「家でね」の発話も、9行目の「家でも」で再現されている。この部分のキャプチャが以下の「#ハ」である。この部分では、CとRの目が合っている。



図16 「#ハ」部分のキャプチャ

2回目の手離し後のジェスチャーは、Rに注目させ、その場にないものを再現しながら伝える工夫とともにになされているように思われる。停止し、6行目の強調された「家」の発話(直後7行目でRはCを向いている)、8行目の「ごろごろごろ::」が動作の後に発話され、また時間をとったものであること、動作の間はRではなく前方を向いているのも、「場面の再現」の一つであろうと思われる。

興味深いのは、Cから「足が悪い」「なかつたら歩かれへん」などの発話がみられるにも関わらず、楽々カートから手を離すことに躊躇がみられないことである。ジェスチャー後のCのカートへの復帰はスムーズに行われており、10行目にはすぐに歩行を再開している。カートの機動性の低さ(通常のショッピングカートのように容易に移動しないこと)を経験的に知っているからこそできる動作であろう。

ここで現れている楽々カートの様相は、明らかに「歩行器と買い物カートの融合」以上のものになっているように思われる。リハビリの道具として使われる歩行器として使用されていないのだ。このCとRのやり取りの場面から見える楽々カートの姿は、少し手を離すくらいでは問題にならず、よりフレキシブルな、自由に動くことを助ける道具である。歩行に困難を抱える人々が、少し勇んだ動きをすることができるようになる、今までにない動き方を作り出せるものになっているのではないだろうか。

## 6 結論

本稿では、楽々カートの使い方を、利用者がいかに買い物のなかでそれを豊かに広げているか、という観点から記述することを試みた。

まず、前腕支持台を軸として操作していることがみえてきた。自家用車のハンドルのように回し、ものを取る時の杖のように扱っている様子がみられた。これは、機動性の低さ、動く方向の制限が可能にしている使い方であると言えるだろう。方向転換がスムーズにできる方法を、対象者たちは編み出していた。

そしてその技術のひとつは、商品棚に対するカートの位置の置き方として現れている。前腕支持台を中心に動ける範囲で動き、また商品を取った後の素早い移動も可能にしていた。同時にそれは、巡回スタッフが棚にカートを近づけるサポートを誘発しているようにも思われた。今回は考察できていないものの、いかにして助けを得るか、という問題はこれから検討する価値のある課題である。

会話場面の検討からは、楽々カートが歩行場面で歩行器以上の使われ方をされている様子がみられた。少しの間なら手を離しても大丈夫であることなど、元々の「プラン」において想定されていない使い方が作られている。それは身体にとってなくてはならないが、身体から切り離すこともできるような柔軟さを持ちうるものとして機能していた。いわば「動く足場」として、少し勇んだ行動をとることを可能にするツールともなっている。

新しい道具への慣れは、道具と一体化し透明化されることと思われがちだが、そうではない道具への習熟のあり方が、楽々カートの利用者たちからは見えてくる。道具は、新たな行動が選択肢として出てくる状況をつくる契機でもある。利用者たちの身体機能向上は、過去の「できていた自分」への回帰ではなく、新しい道具との関係構築によって可能となっているのではないだろうか。

今回は、360度カメラ映像を使用した考察を行った。「新しい道具」との関係構築の問題は、360度映像の使用においても出てくる。人間の視野に「合わせる」作業を要する映像は、これまでの「視野」がどのようなものであったかを意識にのぼらせ、二次元映像を相対化する契機ともなりうるものである。映像機材の高技術化・大衆化により、分析対象をいかに選択するか、という問題はより重みを増すと考えられる。

## 註

1. だが、調査映像からは通常の買い物客が方向転換し、楽々カートをとすれ違うことを避ける様子が見られた。「目立つ」楽々カートが、他の買い物客にとって避けるべき対象として有標化されている可能性はある。
2. トランスクript作成には DOTE を使用した (McIlvenny et al. 2022) .

## 参考文献

McIlvenny, P., J. Davidsen, 2023, Beyond Video: Using Practice-based VolCap Analysis to Understand Analytical Practices Volumetrically, *Ethnomethodological Conversation Analysis in Motion*, London: Routledge. (Amazon Kindle).

- McIlvenny, P., J. Davidsen, G. Kovács, B. Artúr, and A. Stein, 2022, “DOTE: Distributed Open Transcription Environment. Computer Programme” (2025年10月31日取得, <https://github.com/BigSoftVideo/DOTE/> ) .
- Mondada L., 2018, Multiple Temporalities of Language and Body in Interaction: Challenges for Transcribing Multimodality, *Research on Language and Social Interaction*, 51(1):85-106.
- 西阪仰, 2008, 『分散する身体——エスノメソドロジー的相互行為分析の展開』勁草書房.
- Raudaskoski, P., 2023, “360-Cameras Used by a Team Participating in a Mobile Gathering,” *Ethnomethodological Conversation Analysis in Motion*, London: Routledge. (Amazon Kindle).
- ショッピングリハビリカンパニー株式会社, 2025a, 「全拠点一覧」 (2025年10月8日取得, <https://shopping-reha.com/shops/facility-area-all>) .
- ショッピングリハビリカンパニー株式会社, 2025b, 「楽々カート」 (2025年10月31日取得, <https://shopping-reha.com/shopping-rehabilitation/rakuraku-cart>) .
- Suchman, L. A., 1987, *Plans and Situated Actions: The Problem of Human-machine Communication*, Cambridge: Cambridge University Press. (佐伯胖監訳, 1999, 『プランと状況的行為——人間-機械コミュニケーションの可能性』産業図書. )
- 特許情報プラットフォーム, 2025, 「意匠登録 1545371」 (2025年3月13日取得, <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2015-004061/30/ja> ) .

#### 【付記】会話トランスクリプトの記号の凡例

発話の行について :

[	発話の重なりの始まる点	(.)	0.2秒以下の短い沈黙
<u>下線</u>	強い音	(数字)	数字の秒の沈黙
=	途切れずにつながっている発話	.	発話が終わるイントネーション
><	早い発話		
:	音の伸ばし. コロンの数は引き延ばしの相対的な長さに対応している.		
h	呼気音. hの数はそれぞれの音の総体的な長さに対応している.		
sh	吸気音		

目線・動作の行について (Mondada (2018) を参考) :

**	目線・動作が 2 つの記号の間だけ継続している. 今回のトランスクリプトでは以下を使用した (動作主によって類似した記号が用いられる). C/gaze (目線) : * C/act (動作) : + と † R/gaze (目線) : @ R/act (動作) : \$
---	動作のピークの継続
...	動作の準備
,,,	動作の収束
*-->	目線・動作が行を跨いで続く
*-->l.数字	目線・動作が数字の行まで続く (終了が次の行より後になる場合のみ)

-->*	行を跨いだ目線・動作の終了
-->>	断片の終了後も続く目線・動作
#	キャプチャの位置

# 新しい機材を活用したビデオ・エスノグラフィーの 研究の可能性

—360度全方位ビデオカメラやヘッドマウント型ウェアラブルカメラを用いた  
実践を通じての検討—

真鍋 陸太郎

東京大学大学総合教育研究センター

rikutaromanabe@he.u-tokyo.ac.jp

## Advancing Video Ethnography for Mobile Practices: A Methodological Study Combining 360-Degree and Wearable Action Cameras

MANABE Rikutaro

The University of Tokyo

*Keywords: Shopping Rehabilitation, Video Ethnography, 360-Degree Camera, Wearable Camera,  
Mobile Methods, Methodological Assemblage*

### 要旨

本稿は、移動を伴う人間の実践を捉えるビデオ・エスノグラフィーの方法論的課題に取り組むものである。従来の研究者による撮影では、カメラのフレーム外で生じる文脈的に重要な事象を記録することが困難であった。この課題に対し、本稿は360度全方位カメラが提供する「俯瞰的視点」と、ヘッドマウント型ウェアラブルカメラが記録する主観的な「身体的視点」を組み合わせた新たな方法論的アッサンブルージュを提案する。ショッピングリハビリを事例とした実践を通じて、この多角的記録システムが、行為と環境の複雑な相互作用をいかにリッチに捉え、分析の質を拡張するかを論じる。本手法は、これまで見過ごされてきた事象を可視化する一方、データ量の増大や、バイスタンダー問題をはじめとする新たな実践的・倫理的課題を提起することも考察する。

### 1 緒言：動きの中の実践を捉える新たな視座

社会科学および人文科学において、人々の移動やそれに伴う身体的実践、経験の重要性に着目する視座が広く浸透している（しばしば「モビリティーズ・パラダイム」と呼ばれる）。この視座の転換は、従来のエスノグラフィー研究が依拠しがちな、地理的に固定されたフィールドサイトという静的な前提に問い合わせを投げかける。例えば、かつて自動車が単

なる「移動」の機能を提供していたのに対し、今日では移動中の活動をサポートするプラットフォームへと変化しているよう、本研究が注目するショッピングカートのような道具もまた進化している。特にリハビリに用いられるカートは、単に障がい者の移動を助けるだけでなく、利用者がよそ見をしながらでも安全に操作できるなど、移動しながらの「活動」そのものを支援する機能へと変化している。本研究が注目するのは、こうした移動の中でも特に、ショッピングといった日常生活の文脈で展開される、比較的短時間かつミクロな身体的活動である。これらの活動は流動的であり、刻々と変化する環境との相互作用の中で展開されるため、静的な環境における実践とは質的に異なる分析視角を要求する。

本稿が取り組む方法論的な課題は、まさにこの点にある。すなわち、移動する主体を単に追跡するだけでなく、彼らの行為、知覚経験（何を見、何を聞いているか）、そして彼らが航行する動的な社会＝物質的環境との間の複雑な相互作用を、いかにしてリッチに記録し、分析するかという問題である。従来の一眼的なビデオ・エスノグラフィーは、研究者のカメラフレームという制約から逃れられない（Pink 2007）。研究者がカメラを向けた対象は記録されるが、そのフレームの外で同時に発生している文脈的に重要な出来事や環境的要因は必然的に失われる。例えば、ショッピング中の被験者がなぜ特定の通路で立ち止まつたのか、その理由は彼の視線の先にあった商品だけでなく、背後から接近してきた他の買い物客や、通路の反対側にある特売表示にあったのかもしれない。従来の手法では、こうした偶発的で多角的な要因を体系的に捉えることは困難であった。

本稿は、360度全方位ビデオカメラと、第一人者視点（POV）を記録するヘッドマウント型ウェアラブルカメラの戦略的な組み合わせが、この方法論的課題に対する一つの突破口となり得ると主張する。この多角的かつ没入的なデータコーパスを構築することにより、移動を伴う人間の活動をより全体論的（holistic）かつニュアンス豊かに分析することが可能になる。この可能性を実証的かつ批判的に検討するための事例として、本稿では「ショッピングリハビリ」に関する研究実践を取り上げる。この実践を通じて、新たな記録技術がもたらす分析上のアフォーダンスを明らかにすると同時に、それが提起する実践的・倫理的な課題についても深く考察する。

## 2 背景と既往研究：観察のレンズの進化

### 2.1 映像エスノグラフィーの展開とモビリティ研究の課題

エスノグラフィーにおける映像メディアの活用は、長い歴史を持つ。初期の民族誌映画が主に文化の表象（representation）としての成果物を目指したのに対し、デジタルビデオ技術の普及は、映像を研究プロセスそのものに不可欠な分析ツールとして位置づける転換を促した。デジタルビデオは単なる新しい記録媒体ではなく、変化する社会状況に対応する新しいフィールドリサーチの実践方法そのものであると論じられている（Shrum et al. 2005）。

しかし、この映像技術の進化にもかかわらず、移動する主体の実践を捉えることには特有の困難が伴い続けてきた。社会学や地理学における「ゴー・アロング（go-along）」の

ような、研究者が被験者と共に行動しながらインタビューを行う手法は、移動中の経験を捉える上で大きな進歩をもたらしたが、言語に依存する側面が強い。映像メディアは言語的報告だけでは捉えきれない「表象以上の多感覚的（more-than-representational）」な経験の次元、すなわち身体的な感覚や情動的な側面を捉える独自の可能性を秘めている。人間と非人間の「動的な遭遇（moving encounters）」を理解するためには、静的なテキストベースのアプローチを超える方法論が求められるのである。

## 2.2 新しい記録技術の登場と研究の動向

このような背景の中、近年、コンシューマー向けに高性能かつ安価な360度カメラやウェアラブルカメラが普及したことは、研究者にとって新たな方法論的地平を切り拓いた（Pagett 2023）。これらの技術は、これまで研究者の身体と視点に束縛されていた観察の限界を乗り越える可能性を秘めている。360度カメラは、撮影者の意図やフレームから独立して、その場の全方位的な文脈を包括的に記録する。一方、ウェアラブルカメラは、被験者自身の身体に装着されることで、彼らの主観的な視覚体験、すなわち「一人称のデータ（first-person data）」へのアクセスを可能にする。

これらの新しい技術を用いた研究は、様々な分野で萌芽的に現れ始めている。本稿は、これらの先行研究の成果と課題を踏まえ、特に360度カメラとウェアラブルカメラを「組み合わせる」ことの独自の方法論的価値を探求するものである。以下に、本研究の議論の基盤となる主要な既往研究を整理する。

**表1** 移動と没入型ビデオ・エスノグラフィーに関する主要な既往研究

著者・年	研究の焦点	主要技術・手法	主な貢献・知見
Laurier (2010), Spinney (2011, 2015)	運転・サイクリング実践	ウェアラブルカメラ（GoPro等）	研究者の観察を超え、移動を伴う活動の身体化された一人称視点を捉えるためにウェアラブルカメラの使用を開拓した。
Gómez Cruz (2017)	エスノグラフィー的フィールドワーク（一般）	360度ビデオカメラ	研究者が事後的に複数の視点からフィールドを再訪・再観察することを可能にする「没入的内省性」のために360度ビデオを使用する基礎的枠組みを提案した。
Pretlove et al. (2020)	ランナーの情報利用	モバイル360度カメラ	ランナーの行動、音声、および全環境の文脈を捉えるモバイルな360度カメラ手法を提示し、暗黙的で身体化された

			感覚情報の利用を明らかにした.
Hodson (2011)	自伝的記憶	ウェアラブルカメラ (SenseCam)	自動化されたウェアラブルカメラが強力な記憶の手がかりとして機能することを示し、人間の行動研究や記憶障がい患者の支援への応用可能性を示唆した.
Ardévol and Gómez-Cruz (2013)	デジタルメディア実践	デジタルエスノグラフィー（一般）	デジタルエスノグラフィーの主要なアプローチ（仮想、接続、日常生活）を概説し、技術を介した実践を研究するための理論的文脈を提供した.

これらの先行研究を概観すると、方法論的開発における一つの分岐が見て取れる。一方の流れは、ウェアラブルカメラによって捉えられる主観的で身体化された経験に焦点を当てている。これらの研究は、被験者の「生きた経験」や一人称視点を捉え、インタビューにおける想起バイアスを克服する点を主な利点として挙げる。もう一方の流れは、360度カメラによって捉えられる客観的で包括的な文脈に焦点を当てている。これらの研究は、「包括的な視覚記録」や「フレーム問題」の克服を強調し、環境全体の文脈を捉える能力を評価する。しかし、表1に示した既存研究の大半は、これら二つの視点のいずれか一方のみを採用している。本研究の方法論的貢献は、360度カメラによる俯瞰的視点とウェアラブルカメラによる主観的視点を統合し、さらにワイヤレスマイクによる音声記録を加えることで、これら二つの流れを架橋し、より包括的な理解を可能にする点にある。

注目すべきは、これら二つの流れが、これまで主に並行して追求してきたという点である。単一の事象に対して、主観的・身体的なレンズと客観的・文脈的なレンズを体系的に統合し、その相乗効果を論じた研究はまだ少ない。本研究が貢献しようとしているのは、まさにこのギャップを埋めることにある。単に新しいカメラを使うのではなく、これらを組み合わせることで、主観と客観、身体と環境を架橋する新たな方法論的アッサンブルージュ（assemblage）を構築し、その可能性と課題を明らかにすることを目指す。

### 3 研究の方法：ショッピングリハビリ研究における実践

#### 3.1 研究の文脈と根拠

本稿で提示する方法論的探求の経験的基盤となるのは「ショッピングリハビリ」に関するフィールド調査である。ショッピングリハビリとは、高齢者や障がいを持つ人々が、介助者の支援を受けながら実際の店舗で買い物を行うことを通じて、身体機能、認知機能、社会参加の維持・向上を目指す実践である。この実践は、本方法論の検証に理想的な事例を提供する。なぜなら、ショッピングは（1）明確な目的を持つ移動活動であり、（2）複

雑な意思決定（商品選択、予算管理）、（3）物理的なナビゲーション（通路の移動、棚からの商品の取り出し）、（4）社会的相互作用（介助者や店員とのコミュニケーション）、そして（5）情報量の多い刺激的な環境（商品陳列、広告、他の買い物客）といった要素が密接に絡み合っているからである。

### 3.2 多角的記録装置の構成

本研究では、2023年12月29日にショッピングセンターX（宝塚市）で実施したショッピングリハビリについての観察記録を対象とする。この複雑な実践を多角的に捉えるため、以下の機材を組み合わせた記録システムを構築している。各機材の技術的仕様と研究における役割を表2に示す。

表2 配備された記録機材の技術仕様と役割

機材	モデル例	主要仕様	研究における役割／記録データ
360度カメラ	Insta360 X3	4K/30fps 360度ビデオ、FlowState手ブレ補正、連続撮影時間81分	社会=物質的環境全体（俯瞰的視点）を捉える。空間的関係性、周辺で起こる出来事、全アクター間の非言語的相互作用を記録。
ウェアラブルカメラ	ORDRO EP8	4K/60fps、130度視野角、2軸ジンバル手ブレ補正、約120分稼働、ヘッドマウント型	被験者、介助者、研究者の第一人者視点（身体的視点）を記録。視覚的注意、ナビゲーションの手がかり、対象物とのインタラクションを捉える。
ワイヤレスマイク	DJI Mic	デュアルチャンネル録音、250mの伝送距離、送信機バッテリー5.5時間、本体バッカアップ録音機能	被験者と介助者の高忠実度な音声を分離して記録。環境ノイズから独立して会話分析を可能にする。

### 3.3 機材セッティングの工夫

現場での実践を通じて、これらの機材を効果的に運用するための独自の工夫が施された。

#### Insta360 X3の工夫

- 取り付け（Mounting）：Insta360カメラは、ショッピングカート（楽々カート）のハンドル部分に、堅牢なハンドルバーマウント（Insta360純正・第三者視点自転車用ハンドルバーマウント：型番CINSTAVG）を用いて固定される（Insta360, web）。これにより、活動の中心と常に連動する、安定かつ一貫した視点が得られる。この配置は、実践の中心的なアーティファクトであるカートそのものを、記録装置のハブへと変える。

- **電源 (Power)** : 高解像度での連続撮影はバッテリー消費が激しいという課題 (Tojo et al. 2021) を克服するため、大容量のモバイルバッテリーを USB 経接続し、数時間にわたる中断のない記録を可能にした。
- **音声統合 (Audio Integration)** : 高品質な会話データを確保するため、DJI Mic の受信機を Insta360 カメラに接続した。これは技術的に重要なステップである。Insta360 のモデルによって接続方法は異なり、X3 や X4 では専用のマイクアダプターが必要となるが、最新の X5 では Bluetooth または標準の USB-C 接続で直接統合が可能である。被験者と介助者にはそれぞれ送信機を装着してもらい、両者の会話をステレオの左右チャンネルに分離して録音する。

### 3.4 機材セッティング

この機材セッティングの全体像を理解するために機材構成図（図 1）および設置の様子（写真）（図 2）を示す。

楽々カートの水平ハンドルにクランプマウントが取り付けられ Insta360 X3 が設置されている。カメラからは USB ケーブルが伸び、カートのバスケット内に置かれたモバイルバッテリーに接続されている。DJI Mic の受信機はカメラの近くに固定され有線接続されている。

Insta360 のカメラ視野は 360 度に広がり、カートを押す被験者、その横にいる介助者、そして周囲の通路や商品棚をすべて包含して録画される。さらに、被験者と介助者が装着した ORDRO EP8 ヘッドマウントカメラではそれぞれの視線方向が録画され、すなわち複数の視点が同時に記録される。

この研究セットアップは、単なる機材の寄せ集めではなく、各要素が相互に連携し、全体として部分の総和以上の機能を発揮する「方法論的アッサンブルージュ」を構成している。ここでの革新性は、個々のカメラを使用すること以上に、それらを物理的・技術的に統合し、実践の中心的なアーティファクト（カート）に固定された单一の移動型データ収集装置を構築した点にある。これにより、研究は単なる「マルチカメラ・エスノグラフィー」から、より精緻な「オブジェクト中心モバイル・エスノグラフィー」へと昇華される。このアプローチは、常にカートとの相対的な関係性の中で事象を捉えるという安定した視座を提供し、研究者の身体が記録の基準点となる従来のゴー・アロング研究では得られなかつた一貫性をデータにもたらす。



図1 機材構成図 ※図中の写真は各メーカーホームページより引用した



図2 設置の様子 (写真)

### 3.5 画像の特徴：多角的視点から得られるデータの質的拡張

本研究で構築した多角的記録装置は、それぞれが質的に異なる、しかし相互補完的なデータストリームを生成する。これらのデータを組み合わせることで、従来の方法では不可能だった深い分析が可能となる。具体的には、360度カメラによる俯瞰的視点、ウェアラブルカメラによる主観的視点、そしてワイヤレスマイクによる音声データという三層構造により、ショッピング行為の多面的な理解が実現される。以下では、この多角的データがもたらす分析上の利点を、二つの異なる「まなざし」の観点から詳述する。一つは360度カメラによる「俯瞰的視点 (The Synoptic Gaze)」であり、もう一つはウェアラブルカメラによる「身体的視点 (The Embodied Gaze)」である。

分析段階で映像の中を自由に「動き回る」ことができるため、研究者はフィールドでの出来事を後から何度も異なる視点で再体験できる。被験者の視点、介助者の視点、あるいは棚に並んだ商品の視点から出来事を見直すことで、単一の視点では見過ごしてしまっていた新たな発見や、出来事の多面的な再解釈が可能になる。ただし、この「神の目」とも言える視点の選択には、分析者の立ち位置が問われるという認識論的な課題も伴う（後述）。

### 3.6 俯瞰的視点 (The Synoptic Gaze) : Insta360 X シリーズの映像

360度カメラから得られるデータ（図3）は、その場の全体像を客観的に捉える「俯瞰的視点」を提供する。



図3 360度カメラ Insta360 X3による動画記録

専用のプレーヤーで360度を表示しながら動画再生が可能。図は全画像を表示したもの。

**全体論的な文脈 (Holistic Context)** : 最大の利点は、研究者のフレーミングというバイアスから解放され、シーン全体をありのままに記録できることである (Tojo et al. 2021)。こ

れにより、被験者の動きや会話を、店舗のレイアウト、商品配置、他の買い物客の行動といった環境要因と「直接的な関係性のなかで」分析できる。例えば、被験者がためらった原因が、混雑した通路や背後の特売表示にあったのかどうかを、映像から客観的に確認できる。

**関係性のダイナミクス (Relational Dynamics)**：全方位を記録するため、被験者と介助者の間の微妙な非言語的相互作用—視線の交換、身振り手振り、身体の向き合い方—を余すところなく捉えることができる。これにより、分析の単位は個々の人間ではなく、彼らの関係性のものとなる。

**事後的な発見 (Post-Hoc Discovery)**：分析段階で映像の中を自由に「動き回る」ことができるため、研究者はフィールドでの出来事を後から何度も異なる視点で再体験できる (Pagett 2023)。被験者の視点、介助者の視点、あるいは棚に並んだ商品の視点から出来事を見直すことで、単一の視点では見過ごしてしまっていた新たな発見や、出来事の多面的な再解釈が可能になる。

### 3.7 身体的視点 (The Embodied Gaze) : ORDRO EP8 の映像

ヘッドマウントカメラから得られるデータ（図 4）は、被験者の主観的な経験に迫る「身体的視点」を提供する。その視点の意味を再整理したい。

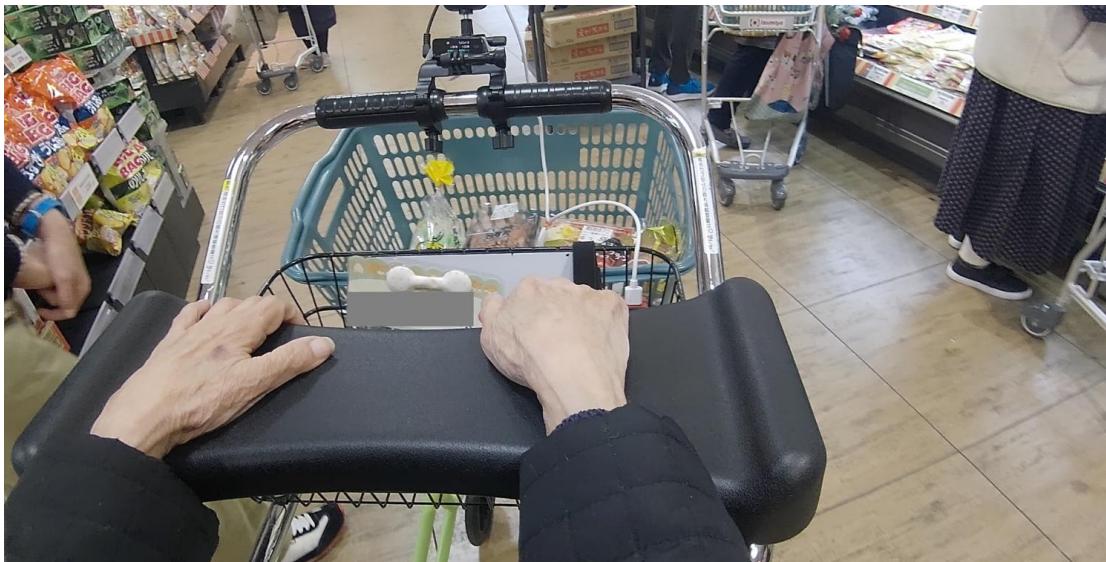


図 4 ヘッドマウントカメラ EP8 による被験者視線の記録動画

**一人称のパースペクティブ (First-Person Perspective)**：この映像は、被験者がその瞬間、実際に何を見ていたかを直接的に示す、強力で没入的な記録である。これは被験者の視覚的注意への直接的な窓口であり、事後のインタビューに頼るよりもはるかに信頼性が高い。なぜなら、インタビューは常に想起バイアスの影響を受ける可能性があるからである。

**ミクロな行為とナビゲーション (Micro-Actions and Navigation)**：商品に手を伸ばす、ラ

ベルを読む、狭い空間を通り抜けるといった、相互作用の微細なディテールを捉える。これにより、ショッピングというタスクにおける身体的なスキルや困難が明らかになる。

**比較可能な複数の視点 (Comparative Perspectives)**：被験者、介助者、そして研究者自身がカメラを装着することで、彼らの視線の比較分析が可能になる。例えば、ある商品に対して視線が集中する瞬間（収束）や、被験者が買い物リストに集中している間に介助者が周囲の障害物を警戒している瞬間（分歧）などを特定できる。

### 3.8 分析手法の革新：「文脈における視線」の三角測量

これら二つのデータストリームを組み合わせることで、「文脈における視線 (Gaze-in-Context)」の三角測量とでも呼ぶべき、新たな分析手法が生まれる。これは、ウェアラブルカメラの主観的データと360度カメラの客観的データを同期させ、相互に参照することで、行動の背後にある文脈的意味を深く解釈するアプローチである。

この分析プロセスは、次のような段階を経る。まず、ウェアラブルカメラの映像（身体的視点）を再生し、分析的に重要な「注意の瞬間」を特定する。例えば、「被験者が特定のうどんの袋を5秒間見つめた」という事象がそれにあたる。この一人称視点のデータは、被験者の注意が「何に」向けられたかを正確に示すが、それだけでは「なぜ」向けられたのかという文脈が欠けている。次に、その事象が発生した正確なタイムスタンプを基に、同期された360度カメラの映像（俯瞰的視点）に切り替える。すると、その視線が向けられた瞬間の全方位的な状況が明らかになる。そこには、特別な販促ディスプレイがあったのかもしれない。あるいは、介助者が何かを指さしたのかもしれない。もしくは、いつも買うブランドが品切れで、代替品を探していたのかもしれない。

このように、一方のデータストリームで特定された事象を分析のアンカーポイントとし、もう一方のデータストリームでその文脈を探るという往復運動を通じて、分析は飛躍的に豊かになる。これは、どちらか一方のデータだけでは決して到達できないレベルの解釈を可能にする。分析は、「被験者がXを見た」という単純な記述から、「被験者の注意がXに捉えられたのは、環境要因Yと社会的合図Zが同時に発生していたためである可能性が高い」といった、より深く、文脈に基づいた推論へと進化するのである。

## 4 結論：新たな方法論的可能性の探求

本稿で検討した、360度全方位ビデオカメラとヘッドマウント型ウェアラブルカメラを組み合わせた方法論的アッサンブラーージュは、ビデオ・エスノグラフィー、特に移動を伴う実践の研究に新たな可能性を拓くものである。このアプローチは、従来の手法では捉えることのできなかった現象を可視化し、分析の対象とすることを可能にする。

### 4.1 「見えなかったもの」を捉える

この方法論の核心的な貢献は、これまで観察者のフレームの外側にあったために「見えなかった」事象を体系的に記録し、分析可能にした点にある。

**空間的関係性の動的分析**：被験者、カート、商品棚、そして他の買い物客との間の物理

的な距離や向きといった空間的関係性を、静的なスナップショットではなく、時間経過と共に変化する動的なプロセスとして分析できる。

**周辺的出来事の影響**：被験者の背後や側面で起こる出来事（例：他の客の急な割り込み、店員の品出し作業）が、被験者の行動や意思決定に与える影響を系統的に調査することが可能になる。

**雰囲気や情動的次元の記録**：映像の没入的な質は、店舗の雰囲気——照明、音響、混雑度——といった、言語化されにくい環境要因が被験者の経験に与える影響を、分析者がより豊かに理解することを助ける。

## 4.2 さらなる可能性の考察

本稿で示した実践は、この方法論が持つポテンシャルの出発点に過ぎない。以下に、将来的に探求されるべきさらなる可能性を挙げる。

**被験者主導の協働分析（映像喚起法の応用）**：記録された没入的な360度映像を、VRヘッドセットなどを用いて被験者自身に見てもらい、協働で分析を行うことができる。研究者は「この時、あちらに視線を向けたのはなぜですか？」と問いかけることで、被験者のより正確な記憶を喚起し、彼らの主観的な経験世界への深い洞察を得ることができる。これにより、被験者は単なる被調査者から、自らの実践を分析する共同研究者へと変わる。

**没入型のチーム振り返りと協働分析**：研究チームのメンバーがVRを使って360度映像を共有することで、調査現場を「もう一度訪れる」ことができる。これにより、口頭での説明や部分的な映像では伝えきれない現場の状況を、チーム全体で共有できるようになる。その結果、より深く多面的な協働分析が可能になる。

**定量的データの抽出と統合**：収集された膨大な映像データは、計算論的な分析にも応用可能である。例えば、被験者の店内での移動軌跡の追跡、特定通路での滞在時間の計測、さらにはウェアラブルカメラの映像から視線情報を抽出し、360度映像上にヒートマップとして重ね合わせることも考えられる。これは、質的研究と量的研究の間の溝を埋めるアプローチとなりうる。

**専門職の訓練と共感の醸成**：本手法で得られた映像は、リハビリテーション専門職や介護者のための強力な教育・訓練ツールとなりうる。被験者の身体的視点からショッピング環境を追体験することで、彼らが直面する困難に対するより深い共感的理解を育むことができる。

## 5 課題：実践的・認識論的・倫理的課題の克服

この新しい方法論は大きな可能性を秘める一方で、乗り越えるべき実践的、認識論的および倫理的な課題も少なくない。これらの課題への真摯な取り組みなくして、本手法の健全な発展はありえない。最後にこれら課題に触れて本稿を閉じる。

### 5.1 実践的課題

**データの大洪水（The Data Deluge）**：高解像度の360度映像と複数の4K映像は、膨大な

データ量を生成する (Nourse et al. 2022)。数時間のフィールドワークが数テラバイトのデータになることも珍しくない。これは、ストレージの確保、データ転送、そして分析に必要な計算機資源の観点から、大きな実践的障壁となる。

**分析の労働負荷**：データの量と質は、分析にかかる労働負荷を増大させる。研究者がフレーミングによって事前に情報を取捨選択する従来型ビデオとは異なり、360度ビデオは分析者が映像の全球を常に能動的に探索する必要がある。これは、新たな発見の機会を提供する一方で、分析者の疲弊を招く危険性もはらんでいる。

**技術的な同期の困難**：複数の映像と音声ストリームをフレーム単位で完全に同期させることは、特にプロ用の同期機材を用いない移動環境下では、技術的に容易ではない。事後的な編集作業において、音のクラップや視覚的な合図などを利用した精密な同期作業が不可欠となる。

## 5.2 認識論的課題：「神の目」と分析の視点

本稿で提示した記録手法は、実践的な課題に加え、より根源的な認識論的な問いを提起する。それは、Insta360 カメラによって得られる「神の目 (God's-eye view)」とも呼べるデータを、社会的に有意味なデータとしていかに位置づけるかという問題である。

従来、ビデオを用いた相互行為分析は、分析者がその場にいる人物の視点に立つことを暗黙の前提としてきた。これは、人々の主観的な経験世界を理解しようとする現象的な一人称パースペクティブに根差している。しかし、360度カメラは、撮影後に分析者が任意の視点を自由に選択・移動できるため、どの被験者も経験しなかったはずの視点からの分析を可能にしてしまう。この「人間視点ではない」データ収集と分析は、我々に新たな可能性と課題を突きつける。

この論点は、岡田 (2025) の指摘する「マッハ的視点」と「三人称的動的視点」の対比によって鮮明にることができる。ヘッドマウントカメラが捉えるのは、まさに身体に根差した一人称の「マッハ的視点」である。一方で、カートから周囲の全てを記録する Insta360 カメラは、特定の誰かの視点に属さない「三人称的動的視点」を提供する。この視点は、被験者、介助者、商品棚、他の買い物客といった要素が織りなす相互作用の「場」そのものの物理感を捉えることに長けている。

さらに、この「場」の記録は、単なる空間の広がりだけでなく、独特の時間的な「奥行き」をも捉えている。分析者は映像の中で、被験者が今まさに手を伸ばしている商品（現在）だけでなく、彼が通り過ぎてきた通路（近い過去）や、これから向かう先にいる他の客（近い未来）を同時に視界に収めることができる。これは、人間の知覚とは異なる形で、過去・現在・未来の萌芽が共存する時空間を分析対象とすることを意味する。

したがって、この方法論を用いる研究者は、自らがどの視点に立って分析を行っているのかを常に自覚する必要がある。被験者の主観的な「生きた経験」を再構成しようとしているのか、それとも、その経験が生成される客観的な「場」の構造を明らかにしようとしているのか。

本研究のアッサンブルージュは、この二つの視点を架橋する可能性を秘めると同時に、両者の緊張関係を浮き彫りにする。この認識論的な自己言及性こそが、本手法をさらに発展させるための鍵となるだろう。本稿では課題が発生しうることを指摘するにとどめ、より本格的な考察は次号以降で検討したい。

### 5.3 倫理的課題の考察

最後に倫理的な課題をあげる。これらの記録技術がもたらすデータの包括性と没入性は、従来のエスノグラフィーが直面してきた倫理的問題を先鋭化させ、新たな問い合わせを提起する。

**バイスタンダー問題 (The Problem of the Bystander)**：360度カメラは、その設計上、意図せずして周囲のすべての人々を記録してしまう。スーパー・マーケットのような公共空間において、その場に居合わせた他の買い物客全員から意味のあるインフォームド・コンセントを得ることは現実的に不可能である。これは、研究に偶発的に記録された第三者のプライバシー権をいかに保護するかという、極めて深刻な倫理的問題を提起する。この課題に対し、博物館での来場者調査などで用いられてきたように、掲示によって研究の実施を周知する方法がひとつの解決策となりうる。本稿が対象とした調査では調査者が腕章をつけ、実験説明書を研究実施者が携帯していつでも提示できるようにした。カートに研究実施中であることを明記した張り紙を掲示するような方法もありえた。これにより、周囲の買い物客に対して調査活動中であることを伝え、彼らが意図せず記録される可能性を認識できるように配慮される。さらに、本研究のような実践は、公共空間で行われる一種の社会的イベントとしての側面も持つ。公的なイベントの被験者は、ある程度記録されることを許容するなど、その場にいることで自身の振る舞いを調整していると考えられる。このように研究活動を「開かれたイベント」として位置づけることで、プライバシーに関する倫理的課題を部分的に緩和できる可能性がある。

**増大するプライバシーリスク**：一人称視点の映像は、意図せずして機微な個人情報を記録してしまう可能性がある。例えば、レジでの暗証番号入力、被験者が閲覧するスマートフォンの画面、あるいは私的な会話などがそれに当たる。映像の没入的な性質は、こうしたプライバシー侵害をより生々しく、重大なものと感じさせる。

**データセキュリティと匿名化の困難**：データの豊かさは、匿名化を著しく困難にする。顔にぼかしを入れることは基本的な対策であるが、服装、声、身体的特徴、あるいは文脈から個人が特定される可能性は依然として残る。被験者とバイスタンダー双方のプライバシーを保護するためには、AIを活用した高度な匿名化技術の開発や、データへのアクセス権限を厳格に管理するプロトコルの策定が不可欠となる。

**「サーベイランス」のジレンマ**：研究者は、この記録手法が持つ権力性に自覚的でなければならない。「すべてを記録する」装置は、被験者にとって観察(observation)というよりも監視(surveillance)として感じられる可能性があり、それが彼らの自然な振る舞いを歪めてしまうかもしれない。何を、なぜ記録するのかについて、被験者と継続的かつ透明性の高い対話を行い、信頼関係を維持することが倫理的に不可欠である。

これらの課題は、研究倫理審査委員会（IRB）のあり方にも変革を迫る。インタビューや単一カメラでの観察を前提として構築された既存の倫理審査プロトコルは、公共空間における没入的で多角的なデータ収集がもたらす複雑な倫理的状況を評価するには不十分である。オンラインビデオ研究ですら、同意の取得やプライバシー保護において既存のガイドラインが対応しきれていない現状がある。物理空間での360度記録は、この問題をさらに複雑化させる。

したがって、この方法論を用いる研究者は、既存のルールに従うだけでなく、新たな倫理的枠組みの開拓を主導する責務を負う。これには、同意モデルの階層化（主要被験者からの包括的同意、バイスタンダーへの掲示による通知、事後的な削除要請権の保障など）、データ収集「前」の厳格な匿名化・セキュリティ計画の策定、そして倫理審査委員会自体への新技術のリスクと緩和策に関する積極的な情報提供などが含まれる。本稿は、これらの課題への取り組みを通じて、「没入型エスノグラフィー研究のための倫理的ベストプラクティス」の確立に向けた議論を喚起することを、最後の提言としたい。

## 参考文献

- Ardèvol, E., and E. Gómez-Cruz, 2013, “Digital Ethnography and Media Practices,” A. Valdivia ed., *The International Encyclopedia of Media Studies*, (Retrieved October 1, 2025, [https://www.upf.edu/documents/237797533/238831346/Digital\\_ethnography\\_and\\_media\\_practices.pdf/a6427a17-72cb-2629-0b46-cce0df93e33f](https://www.upf.edu/documents/237797533/238831346/Digital_ethnography_and_media_practices.pdf/a6427a17-72cb-2629-0b46-cce0df93e33f)).
- Gómez-Cruz, E, 2017, “Immersive Reflexivity: Using 360° Cameras in Ethnographic Fieldwork,” E. Gómez-Cruz, S. Sumartojo, and S. Pink eds., *Refiguring Techniques in Digital Visual Research*, London: Palgrave Pivot, 25-38.
- Hodson, J., 2011, “The SenseCam in Autobiographical Memory Research,” A. J. C. Sharkey and A. F. Sharkey eds., *The yearbook of the Digital Media and Arts Research Centre 2010/11*, Sheffield: University of Sheffield, 15-28.
- Insta360 store, 「第三者視点自転車用ハンドルバーマウント」, (2025年10月1日取得, [https://store.insta360.com/product/thirdperson\\_bike\\_handlebar\\_mount?c=1958&from=accessory](https://store.insta360.com/product/thirdperson_bike_handlebar_mount?c=1958&from=accessory)).
- Laurier, E., 2010, “Being There/Seeing There: Recording and Analysing Everyday Life in the Car,” B. Fincham, M. McGuinness, and L. Murray eds., *Mobile Methodologies*, London: Palgrave Macmillan, 103-17.
- Nourse, R., S. Cartledge, T. Tegegne, C. Gurrin, and R. Maddison, 2022, “Now You See It! Using Wearable Cameras to Gain Insights into the Lived Experience of Cardiovascular Conditions,” *European Journal of Cardiovascular Nursing*, 21(7): 750-5, (Retrieved October 1, 2025, <https://doi.org/10.1093/eurjcn/zvac053>).

- 岡田光弘, 2025, 「『神の眼』はエスノグラフィーを解放するのか——ショッピングリハビリにおける身体・道具・言語」『現象と秩序』(23): 37-50.
- Pagett, B., 2023, "Using a 360° Camera to Record Natural Dyeing Craft Practice," *Form Akademisk*, 16(4): 1-9, (Retrieved October 1, 2025, <https://doi.org/10.7577/formakademisk.5412>).
- Pink, S., 2007, "Walking with Video," *Visual Studies*, 22(3): 240-52, (Retrieved October 1, 2025, <https://doi.org/10.1080/14725860701657142>).
- Pretlove L.J., A. M. Cox, L. Sbaffi, and F. Hopfgartner, 2020, "Using a 360° Camera as a Mobile Data Collection Method Towards Understanding Information Types and Use in Running," *Proceedings of the Association for Information Science and Technology*, Environment and planning A, 38(2): 207-26, (Retrieved October 1, 2025, <https://doi.org/10.1002/pra2.390>).
- Shrum, W., R. Duque, and T. Brown, 2005, Digital video as research practice: Methodology for the millennium, *Journal of Research Practice*, (Retrieved October 1, 2025, <https://eric.ed.gov/?id=EJ805391>).
- Spinney, Justin, 2011, A Chance to Catch a Breath: Using Mobile Video Ethnography in Cycling Research, *Mobilities*, 6 (2): 161-82, (Retrieved October 1, 2025, <https://doi.org/10.1080/17450101.2011.552771>).
- Tojo, N., T. Oto, and S. Niida, 2021, "How Ethnographic Practices Are Reconfigured with 360-degree Cameras," *Proceedings of the 5th International Conference on Computer-Human Interaction Research and Applications (CHIRA 2021)*, (Retrieved October 1, 2025, <https://doi.org/10.5220/0010639000003060>).

## 「神の眼」はエスノグラフィーを解放するのか —ショッピングリハビリにおける身体・道具・言語—

岡田 光弘

成城大学非常勤講師

okada@emca.net

### Can Technological Assisted “God’s Eye” Emancipate Ethnography: Body, Tool and Language with “Rakuraku Cart”

OKADA Mitsuhiro

Seijo University

*Keywords: Video-Ethnography, Third-person Phenomenology, Volumetric*

#### 要旨

ショッピングリハビリ事業に使われている、歩行器とショッピングカートの機能を持つ「楽々カート」を利用する高齢者を対象に、多視点・全方位360度ビデオカメラという新しい撮影機材を用いてフィールドワークすることに「ついて」考察を行った。

(オート) エスノグラフィー、現象学、当事者研究といった一人称的研究について整理し、新たなテクノロジーがそれらの記録や記述に与える影響について検討した。

カートによる「歩行」や(化粧品の)買い物の映像を提示することで、360度ビデオカメラで日常生活者の活動がその都度、達成されている様子をビデオ・エスノグラフィーすることできられる研究方法論上の示唆を明らかにした。

「三人称的な動的視点」からの新しい映像テクノロジーの利用によって「一人称」を「三人称」化することは、「主体」と「客体」や「体験」と「研究による客観化」という従来の対立を乗り越える可能性を示している。それは、エスノメソドロジーによるエスノグラフィーの研究手順が「体験をそのまま研究するという」というハイデガーの希望を現実のものにすることでもある。

#### 1 はじめに

本稿では、多視点・全方位360度(volumetric)ビデオカメラを用いて行うフィールドワークと記述に「ついて」の考察を行う。研究自体は、地域の資源を活用してリハビリの新しい形を提供すること、具体的には地域おこしや健康増進といった様々な価値の実現が期

待できる「ショッピングリハビリ」事業で使われている、歩行器とショッピングカートの機能を持つ「楽々カート」を利用する高齢者を対象にしたフィールドワークであった。本稿は、これまでの視点固定的（cinematic）ビデオカメラに代わって、360度ビデオカメラという新しい撮影機材を用いてフィールドワークをすることに「ついて」の考察である。

2節では、360度ビデオカメラによって可能となったフィールドの映像を提示しながら研究の概略を示し、3節においては、図式的な理解の水準にとどまるものの、（オート）エスノグラフィー、現象学、当事者研究といった一人称的研究について整理し、新たなテクノロジーがエスノグラフィーの記録や記述に与える影響について検討する。続く4節では、（化粧品の）買い物や化粧、またカートによる移動の映像を提示することで、日常生活者の活動を360度ビデオカメラを用いてビデオ・グラフィーすることでえられるデータの社会学的な意義を明らかにする。2方向の映像を切り出して分析を行った諸研究（堀田2025; 加戸2025）とともに、フィールドワークにおいて「三人称的な動的視点」を可能にする多視点・全方位360度映像を利用することで手に入る研究方法上の利点についても考察する。

## 2 調査の概要（多視点・全方位360度ビデオカメラを用いたエスノグラフィー）

### 2.1 「ショッピングリハビリ」

高齢者が商業施設においてサポートを受けながら「買い物」を「リハビリ」として行う試みとして「ショッピングリハビリ」がある。ショッピングリハビリは、まず「リハビリ」として高齢者の身体機能の維持・向上を目指す、またそれは、地域の資源を活用して高齢者に「買い物の楽しさ」や「化粧の喜び」といった生きがいをもたらすことをを目指す。さらには、商品購入の機会を増やすことで、地域経済の活性化も視野に入れている活動である。利用者の一部は、のちに示すような「楽々カート」と呼ばれる特別な道具を使用している（加戸2025）。

### 2.2 当日の調査の概要

調査は2023年（山陰地方）と2024年（中部地方）に、ショッピングリハビリを導入している商業施設で行なわれたものである。楽々カートを使用し買い物をする利用者と自治体や店舗からサポートを行うスタッフの協力により、化粧品や衣服など買い物の様子を撮影した。

撮影に使用したのは、多視点・全方位（volumetric）の映像データが利用可能な360度ビデオカメラ（insta360 X3）と移動に伴う撮影が可能だが視点固有（cinematic）のメガネ型カメラ（Ordro EP8）である。本稿で中心的に扱われる360度ビデオカメラは、カートの把持部に取り付けた。メガネ型カメラは、対象者、付き添った調査者、巡回するスタッフが装着し、本人の目線からの映像を撮影した（加戸2025; 真鍋2025）。

### 2.3 360度ビデオカメラによる映像

今回のフィールドワークでは主に360度ビデオカメラを利用した。このカメラを利用すれば、対象者の前方・後方・側方を一気に撮ることができる。視点の移動によって、空間と時間という観点で生き生きとした分厚さを持ち、一人称的な視点の限界を超えた「場」の構成や臨場感を捉えることができる「三人称的な動的視点」からの映像が手に入る (McIlvenny & Davidson 2023: 222)。使用機材の概要については、本号に掲載されている真鍋 (2025)、取り回しについては加戸 (2025) を参照していただきたい。

この機材の利点としては、撮影後に視点を移動することができ、それにより多視点から、ほぼ全方向を収めることができることである。この360度ビデオカメラでは、インフォーマントに撮影を意識されにくい配置の映像が手に入る。また十分にコンパクトであることから移動時には、対象者のカート使用の様子、スタッフや調査者との相互行為を対象者の移動を妨げない自然な形で撮影することが可能である。いずれの場合も、撮影後に、撮影者が撮影時には目にしていない視点からのものを含めて複数の「三人称的な動的視点」から映像の確認や切り出しが可能になっている。

こうした機材を用いた映像データから、本調査には、以下で示すように、（「場」の参与者として）調査に共材した複数の主体の眼があり、さらにそれらを映像として固定し、のちに利用することを可能にする複数のカメラが存在していたことが確認できる。

#### 三つの視点

- |                   |                |       |
|-------------------|----------------|-------|
| 1) 学的エスノグラファー1, 2 | F・M (フィールドノーツ) | 図4で提示 |
| 学的エスノグラファー3       | X (360度ビデオカメラ) |       |
| 2) 組織エスノグラファー1    | Y (カメラマン)      |       |
| 組織エスノグラファー2, 3    | Z (店員)         |       |
| 3) インフォーマント       | W (日常生活者)      | 図4で提示 |



図1 多視点・全方位360度ビデオカメラを利用した画像（三つの視点と四つのカメラ）。

つうじょう意識されているのは、フィールドワーカー (F と M) がインフォーマント (W) を記述する学的な三人称の視点 1)、そして生き生きとした経験の当事者である W の一人称の視点 3) の二つだろう。だが、図 1 に見られるように 360 度ビデオカメラを利用した画像には、別の視点も記録されている。この画像には、店舗でのイベントを記録する「店員 (Z)」の視点と自治体も関与した公的なイベントの「記録係」であるカメラマン (Y) の視点も映り込んでいる。三つのカメラ（厳密には、フィールドワーカーは EP8 という視点カメラも装着しているので四つ）がそれぞれの経験を固定し、それぞれの記録に利用されているということである。この場のカメラマンは、自治体の主催するイベントの公式記録に載せる写真を撮影しており、店員は、店舗の組織として説明責任を果たすために、業務の一環として映像記録をとっている。このようにテクノロジーを介して、マッハ的な「一人称」の視点（図 2 を参照のこと）の難点が物理的に克服され「一人称」を繰り込んで、その「内的地平」（Schutz 1962=1983: 186）を可視的なものにすることで「三人称」化されている。

純粹に学的な関心に基づいた形態以外のフィールドワークについてマーネンは「雇われ労働者物語」や「金目当てのフィールドワーク」（Van Maanen 1988=1999: 241f）と呼ぶ。彼が「寄生虫」（Van Maanen 1988=1999: 77）と呼ぶあり方には、利点も存在する。その一つは、この調査のようにイベントに組み込まれることでインフォーマントのふるまいの自然性が担保されることである。図 1 にあるように、腕章をつけたカメラマン、ネームプレートをつけた店員の存在は、倫理的な配慮から腕章をつけて調査する学的なフィールドワーカーたちの違和感を薄めていると期待できる。

一人称の視点を越えるテクノロジーによる記録とそれに基づいた記述は、人々が、社会生活を営むために利用していて、エスノメソドロジーによるエスノグラフィーの対象となる「観察可能な秩序」（Garfinkel 2002; Livingston 2008）の姿を露わにし、以下のようにガーフィンケルが「場」と呼んだ「分厚い」対象の記述を可能にしてくれるかもしれない。多視点での記録が可能な 360 度ビデオカメラは、個人の「体験」や「意図」に基づく記述ではなく、身体的な行為による「達成」の「場」を記録する。「ガーフィンケルの言う場とは、生き生きとした空間と時間の分厚さ中にある、身体的な行為の場である。それは、モノで満ちており、まさにそれ自体が相互主観的であり、言葉の中には、他者に住まわれている」（Eisenmann & Lynch 2021: 14）。以下のように 360 度ビデオカメラを採用することで、一人称視点の限界が克服され、物理的に「場」の全体を見渡たせるという「オブジェクト中心モバイル・エスノグラフィー」（真鍋 2025）は視野の拡散ではなく、そこで社会的に「達成」されている活動について視野の複数化をもたらし、視覚中心主義と強く結びついた「主体」や「能動」性、また「意図」といった概念からの解放に資するかもしれない。

ここでいう「場」とは、言うならば、道具や他者との共存において、「次に何をすべきか」（Garfinkel 1967=2025）を教えてくれる、言語を含めたコミュニケーションの資源の

総体である。「場とは何か?それは言語が語られ・思考が紡ぎ出されているその現実そのもの・すなわち、社会であり歴史に他ならない。「人間の能力」「文化の一般的条件」「社会の組織体制」と結びついたその場をフィールドとして、言語は思考の可能性に作用する（國分 2017: 112）。

現象学を含む哲学において、一人称の視界に限界づけられた当事者としての「主体」と客觀性を根拠づける「客体」という対比は、その共有前提である。「人間は他者と共に生きている限り、常に、自分自身によって体験を内側から理解するか、あるいは、他者によって体験を外側から説明されるか、といった二つの可能性の中で生きている」（池田 2013: 125f）という主体と客体の二元論は、広く研究の暗黙の前提となっている。

多視点によって「場」の複雑性を固定し、視覚中心主義の限界の外で対象を研究を進めることを可能にする可能性を開く360度ビデオカメラの出現は「主体」と「客体」や「能動」と「受動」といった二元論を乗り越えるためのデータをもたらしてくれるかもしれない。

### 3 ビデオ・エスノグラフィー

#### 3.1 様々なエスノグラフィー

エスノグラフィーは、「他者理解」の方法であり、以下のように「文化」と「文化」をつなぐものとされる。「エスノグラフィーは文化とフィールドワークを結び合わせる。ある意味でエスノグラフィーは、二つの世界、二つの意味体系の間に位置している」

（Van Maanen 1988=1999: 24）。それゆえ、マーネンが、ギアツ（1974=1991）の言葉を借りて指摘するフィールドワークの目的とは、単純化して言うなら「現地の人が言うことやすることから、彼が自分は何を知っていると考えているのかを理解すること」（Van Maanen 1988=1999: 44）である。録音・録画というテクノロジーは、そうした理解に資するデータをもたらしてくれたとも言える。

「フィールドワークの成果をテクストに表現する際に用いられる文学的かつ修辞的な装置」（Van Maanen 1988=1999: 213）だとするマーネンは、用いられている文体から、作品としてのエスノグラフィーを形作っている物語を分類している。『フィールドワークの物語』（Van Maanen 1988=1999）における大きな括りとして、「写実的物語」、「告白体の物語」、「印象派の物語」が挙げられている。さらなる分類として、「批判的物語、形式主義的物語、文学的物語、ジョイント形式の物語）である

マーネンの分類においては、ビットナー（Van Maanen 1988=1999: 123）、シュワルツ（Van Maanen 1988=1999: 125）のようなエスノメソドロジーによるエスノグラフィーは写実主義に割り振られるが、ガーフィンケル、シクレル、会話分析は社会的な文脈を軽視した「形式主義」だとされる。エスノメソドロジストの自己理解とは異なって、マーネンにとっては、総じてエスノメソドロジストは、単に「書き手自身を業界内で位置付けるために、難解なジャーゴンを用いている人々」（Van Maanen 1988=1999: 61f）なのである。

エスノグラフィーが「他者理解」のためのものであったことと対照的に、哲学における「現象学」は、一人称的な視点による研究を指していた。それゆえ、一部のエスノメソドロジストが自称する「三人称の現象学」（池谷 2020; 岡田 2020）は、端的に語義矛盾という要素を孕んでいるとされるかもしれない。他者ではなく自己を記述の対象とする「オートエスノグラフィー」という言い回しも同様である。現状、「オートエスノグラフィー」については、原理的な考察は進んでおらず、一人一芸的に「喚起的オートエスノグラフィー」「パフォーマンスオートエスノグラフィー」「批判的オートエスノグラフィー」「共同的オートエスノグラフィー」「対話的オートエスノグラフィー」「分析的オートエスノグラフィー」「アブダクティブオートエスノグラフィー」「熟慮的オートエスノグラフィー」といった名称を与える分類をすることで、その多様性が主張されている。

現象学者である池田は「現象学」からの派生物ではなく、純粹な一人称の記述とも言えない当事者研究が「現象学」となる可能性に言及している。「当事者研究は、障害や困難の当事者による現象学の実践である、と言いたくなるほどある」（池田 2013: 114）としている。だが、これは当事者研究の意義を讃える、一種の希望の表明であり、「主体」の「経験」とそれを他者が客観化する「研究」という「二項対立」を克服しない限り実現する手段を持たない希望でもある。

池田は「ハイデガーは、客観化する理論的なふるまいが『生からの乖離』と表裏一体であるとして、体験に『客観化』ではない仕方でアクセスする学問的方法の開発を目指した」（池田 2013: 123f）という。エスノメソドロジーは、「実践的な社会学による理由説明」という聞きなれないジャーゴンを用いて「日常生活者は社会学者である」と主張した奇妙な社会学として知られている（Garfinkel 1967=2025）。実は、この主張こそ、ハイデガーの希望を現実のものにする方法を示すものなのである。

この点について、まず、多くのフィールドワーカーが共有している事実から考えていきたい。ギアツ（1974=1991）の言葉を借りて、マーネンが指摘するのは「地の人が言うことやすることから、研究対象を理解するためには「研究対象の文化の中にエスノグラファーが存在することを要求している」（Van Maanen 1988=1999: 44）という、全く当たり前のことである。実のところ、2 節で提示したように社会的な「場」というものは重層的に構成されている。では、このエスノグラファーたちが、それぞれにインフォーマントでもある当事者だとしたらどうであろう（Sharrock & Anderson 1980）。すなわち「調査者だけでなく人々も、行為を、絶えず、たがいに見て分かるものにしていくという意味で、フィールドワークに比敵する行為を行っている……人々と調査者は、その立場は違えど、それぞれ、どんな出来事、行為が起こっているのかを発見しなければならない存在なのである」（岡田 2001: 40）。人々がお互いのために「観察可能な秩序」（Garfinkel 2002; Livingston 2008）を作り出し、その都度、それを資源として社会を組み上げているという見方によつて、エスノグラフィーという営みを研究者だけがしている特権的な手続きではなく、日常

的なものだとするなら、ハイデガーの希望が現実のものになるというのがエスノメソドロジーが採用した研究の方法なのである。

### 3.2 エスノグラフィーの困難

前の項で述べたように、「オートエスノグラフィー」が、語義矛盾となるというロジックは、現象学的な記述を目指す研究に原理的な困難を生みだすロジックと同じものである、それは「主体」と「客体」、「能動」と「受動」という根源的な「二項対立」から派生している。オートエスノグラフィーの描く世界は、大まかに、「主体」が「能動」的に考えたり意図したりする世界という在り方とその内側で「主体」が「客体」から被る困難から成り立っている。これは、固定された一人称視点の「私」が外的な世界を見ているという構成である。ここで視点そのものとして表象されている「主体」には「体験」や「意図」が帰属される。そして、この「主体」が進んで「意図」を持ち行うことが「能動」であり、甘んじて受け入れることが「受動」である。

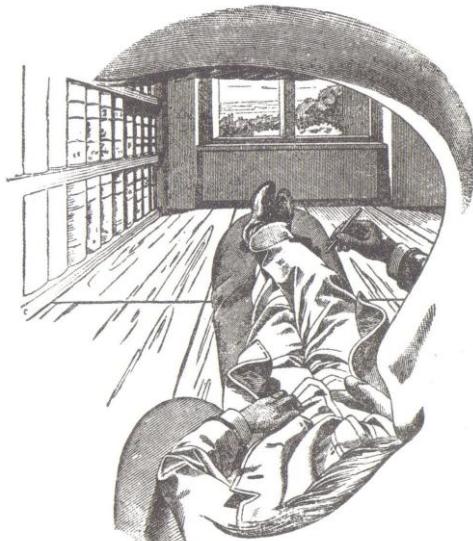


図2 「体験」と「意図」の棲家としての「マッハ的視点」

理念的な考察に従えば「能動と受動という区別については、その外側を想像することすら難しい」（國分 2017:340）と思われているが、後に具体的なデータで示すように、実際の「場」における「能動」と「受動」は相互嵌入的なものである。またこれは文脈依存的でもある。ここで言う「能動」と「受動」の文脈とは「杖を持って道を歩くときに、杖をゆるく持てば杖の動きは道の凹凸を反映する。この場合は客体に属する。しかし杖を強く持てば、それは主体のほうの動きを反映している」（斎藤 2024:150）といったことである。國分によれば、「デリダはこんなふうに述べている。おそらく哲学は、……ある種の

非—他動詞性をまず能動態と受動態へと振り分け、それを抑圧することで自らを構成したのである」（國分 2017: 120）ということになる。また、研究における「主体」と「客体」、「体験」と「客観化」との関係について、現象学者である池田は、「科学者という第三者が私の体験を客観化して研究する場合には、この体験が私に現実に存在していることは最終的に「そう信じる」という域を出ない。どれだけ観察や聞き取りを重ねても、結局、その体験をしているのは研究者・専門家自身ではないという単純な事実は消えないからだ」（池田 2013: 122f）として、「二項対立」の根源性ゆえに、一人称的な経験を学的に記述することが原理的に、大きな困難を抱えていることを隠さない。

池田は「フッサールやハイデガーは、ある研究が真に科学的である基準として『生の現実から乖離しないこと』が立てられるべきだと——実に単刀直入に——主張した』（池田 2013: 123）とし、すでに述べたように、ハイデガーが「客観化」する理論的なふるまいが「生からの乖離」と表裏一体であるとして、体験に「客観化」ではない仕方でアクセスする学問的方法の開発を目指したことを挙げ、一人称と三人称との「二項対立」の解消の可能性を希求した。だが、「人間は他者と共に生きている限り、常に、自分自身によって体験を内側から理解するか、あるいは、他者によって体験を外側から説明されるか、といった二つの可能性の中で生きている」（池田 2013: 125f）と「二項対立」の中にとどまっており、これを乗り越えることはできていない。

このように理念的には、「体験に基づけ」と「客観的であれ」という二つの命題は矛盾せざるを得ない。だが、当事者研究という立場から熊谷は、向谷地という偉大な先人の言葉を引きながら「主体」（当事者）と「客体」という「二項対立」が無効であることを暗示する。

当事者研究は、運動の中で重視されてきた「自己決定」や「自分を知っている」という状況が可能になるための前提条件にまでさかのぼって、当事者運動の思想を徹底しようとする取り組みといえる。それは当事者研究において、「自分のことは、自分がいちばん“わかりにくい”」というアリアリティを共有し、「自分のことは自分で決めない」という原則が強調されている点からも、うかがい知ることができる。

（熊谷 2020: 24）

（当事者）運動への反省と研究の進展から導き出された、このような記述は、「無知の知」によって、当事者という概念が外的な社会と接点を持たざるをえないという機微を明らかにする。これは当事者研究について社会学的に扱った樋田らによる「宣言行為が非当事者をも自動的に産出してしまうこと」と「当事者による宣言でさえも代理性や仮構性を持つこと」（樋田・小川 2021: iii）という重要な指摘とも一致する。このように、当事者研究をめぐる現実は、哲学や社会学の理念的なエスノグラフィー論を乗り越え、アカデミシャンである現象学者に以下のように言わしめている。

その働きが現実に存在したかどうかという、まさに研究の根本前提に関して確実でない専門家の記述よりも、現実に存在する経験についてのものであるという確実性において常に勝る当事者視点の研究こそ、現象学的な学問の理念に沿っている。（池田 2013: 124）

以下では、多視点の全方位 360 度ビデオカメラを利用したフィールドワークによって得られたデータから、これまで物理的に不可視だったがゆえに「内的地平」としてしか特定されていなかった「場」の固定によって「一人称」を「三人称」化した事例を示していく。

#### 4 データの提示

- 1) 楽々カートを押しながら、C と R が歩いている場面
- 2) 化粧品の購入場面

##### 4.1 「歩行」データの提示

楽々カートは基本的に把持部を掴んで歩行することが想定されているが、把持部と前腕支持台の扱い方は多様である（加戸 2025）。ここは「楽々カート」の使用歴が長い C と調査者 R との会話場面である。撮影を始めて数分後の場面で、楽々カートを操作しながら歩いているにもかかわらず、C はカートから身体を完全に離し、ジェスチャーを伴う発話を正在进行している。つうじょうは「主体」による「能動的」な行為と見されている「歩行」と「道具の使用」という点からこのデータを見ていこう。

調査者 M まだお元気ですよ

高齢者 C この家でね ゴロゴロゴロやつてます



図3 メガネ型ではあるものの視点固定型の機材(EP8 というヘッドマウント型ウェアラブルアクションカメラ)と多視点・全方位 360 度ビデオカメラを利用した 2 方向の画像。

これは、その詳細が加戸（2025: 12f）で扱われている20秒ほどの場面である。ここでCは2回カートから手を離している。1回目は「足が悪いからね」と発話し、片手を把持部から離す（本稿では扱わない）。2回目は「この家でね」に始まる動作であり、歩くのをやめて、「ゴロゴロゴロ」と言いながら両手を離す。この時にカートを押すようなジェスチャーを行う。その後、カートに手を置き、歩行を再開する。歩行器でもあるカートから手を離すことは、自分の身体と使用対象であるカートという道具と距離を置くことで、カートとの「歩行ユニット」としての一体性を解除することである。この時、押していたカートから手を離すことは躊躇なく行われているように見える。慣性で前方に動いていることが、自らの移動に組み込まれているように見える。そこで調査者Cと会話を続いているCは、「今ここ」にはない、普段、家の周りで使っている歩行器の動きの様子を「ゴロゴロゴロ」という擬態語を物理的な動きとカップリングして表現するために、わざわざ手を離しているように見える。

「歩行」は、単なる身体の「移動」ではなく、主体が「意図」することで行われている「能動的」なものだと考えられる。すると、この時の身体は、「意図」によって移動させられている「受動的」なものだということになる。さて、この「私」は、能動的なのであろうか受動的なのであろうか。ここからも「歩行」について、これを「能動性」と「受動性」、さらには「主体」と「客体」という単純な二項対立の軸では語れないことが分かるだろう。多視点によって明らかにされる事態はさらに複雑である。この「場」では、単に「歩行」だけでなく、会話の内容に即して、発話に豊かな意味を持たせるために「カートから手を離し」ジェスチャーをするということが行われている。すなわち「今ここ」で「歩行ユニット」からカートを離脱させるという形で「樂々カート」を操ることと取り止めのない会話を続けて日常的な実践を語ることがカップリングされているのである。

ここで、「能動」と「受動」に還元できない「動き／動かされる」身体という「根源的な嵌入・相互内属性（キアスム）」とは別に、「能動性」と「意図」についての話もしておきたい。「歩く動作が可能になったとしても、それだけで歩くという行為が可能になるわけではない」（國分 2017: 16）と言えるように、すなわち「歩行」は単なる「意図」の行使ではなく、単に「歩くことさえ、『(様々な必要条件が満たされつつ)私のもとで歩行が実現されている』と表現されるべき行為であった」（國分 2017: 20）。「歩行」は、一般に「能動」であり、カートの使用はこの点を顕著なものにする。動かされた「カート」は、ある時点で体と一緒に動く「歩行ユニット」の一部になる。時には手放され、物理的には離れても、「カート」は移動体の一部であり続ける。ここで見てきたふるまいについて、結論的に言うなら、「道具を『使う』ということと、自らの身体の器官を『使う』ことには差がない。『使う』ということを通じて人は自分を認識する」（國分・熊谷 2020: 357）ということを具体的に示している事例として見ることができるだろう。こうして現れる「私」は、「毎日」や「あそこ」を繰り込んで、会話という形式において他人を指向し、共にあるだけでなく、その存在において道具と分かれ難い。「生きものが自己を使

用するのは、それが生きる中で、またそれが自分とは別のものとの関係に入る中で、そのつど自分自身の自己を利用し、自分を感じし、自分自身と近親になるという意味においてのことである。自己とは自己の使用以外の何者でもないのだ」 (Agamben 2014=2016: 101f)。

#### 4.2 化粧品の販売

販売員 S お高い商品です (つぶやくように)

高齢者 A

調査者 F 大丈夫です



図4 多視点・全方位360度ビデオカメラを利用した画像。

図4には、Aが店員に「化粧をしてもらう」様子とそれを見守る様々な視線の姿も明らかになっている(図4-1)。同席しているBは、購買ユニットを構成する形で化粧の指導を見守っており、また記録を取るために存在している多くの人々の視線もここには存在している。これと同時ではないが、Aがこの場で「化粧をしてもらった」成果を確認するため、鏡に映る自分を見ている様子(図4-2)も示しておこう。ここには購買ユニットを構成し臨席していたBが鏡を介してAに眼差しを向けている様子も写っている。

この「場」で高齢者が「化粧をする」ためには、自らに「能動的」に関心を持つこと以外に、見本となるような今風の「化粧をしてもらう」ことや「化粧品の使い方を教わる」ことが必要となる。また自宅で今習ったように「化粧する」ためには、足りない「化粧品の購入」が必要になっている。先の発話は、そういったことに関わる組織化であった。参与者たちに関わる重層的な概念と、その関係性がこの映像には埋め込まれている。そして先に図1で示した中にあった、この場で撮影として行われている組織的なエスノグラフィーは、まさに「ショッピングリハビリ」によって手に入る「買い物をする楽しさ」や「化粧をする喜び」の表象を公的に作り出すために社会的に組織されているものである。

ここで販売員のSは、つぶやくように小声で「お高い商品です」と確認の報告をしている。この報告は、内容や身体の向きから、まず購入者のAに向けられているよう聞こえる。「お高い」の「お」は単なる経済的な価値を超え、婉曲的にこの商品以外の商品の購入を勧めているようにも聞こえる。Aはすぐに答えることをしない。代わりにFが「大丈夫です」と答える。ここでFは、突然「購買ユニット」の一員になったように見える。

実のところ、今回のフィールドワークは、研究への協力のインセンティブとして、化粧品購入の補助を行っている。データに見られる、商品の値段についての確認にフィールドワーカーが答えるという一見変則的なコミュニケーションは、このように重層的かつ複雑な社会組織がもたらしたものであった。

図4では、誰が買い物をしているのかという「購買ユニット」（岡田1995）の拡張が見られる。これは普段行われている買い物からすれば「拡散」と呼んでも良いほどであるが、日常語で「財布の紐を握る」という表現からすると「逸脱」した活動ではない。ここでの化粧品の購買という活動は、「場」において「達成」されたものである。先に、移動を扱う中で例示された「歩行」のように、「意図」という観点から、普通は「主体的」、「能動的」に見える「買い物」や「化粧」といった行為も、一義的に能動性によるものではなく、重層的に前提条件が整えられた中で「達成」されるものである。このように行行為者の一人称性からではなく「場」や「達成」という観点から記述を行うビデオ・エスノグラフィーは、ヴィトゲンシュタインやワインチに範を求める「『意志』やら『意図』やらを、あくまで構文の差として、すなわち、構文のもたらす効果として捉えようとする視点」（國分2017:36）を持つと言えるだろう。今回のフィールドワークはさらにそれを映像で示すことに資するだろう。

## 5 結論

本稿では、ビデオを用いて行うフィールドワークとビデオ・エスノグラフィーによる記述に「について」の考察を行った。

フィールドワークは、地域の様々な資源を活用してリハビリの可能性を広げている「ショッピングリハビリ」事業で使われている「楽々カート」を利用する高齢者を対象に、360度ビデオカメラを駆使したものであった。

調査で利用した多視点・全方位位360度ビデオカメラの出現は「場」の複雑性をテクノロジーによって固定し研究の俎上に乗せることを可能にしてくれるかもしれない。本稿では、高齢の女性による（化粧品の）買い物やカートによる「歩行」の映像を提示して、日常生活者の活動をビデオ・グラフィーすることからえられる研究方法論上の示唆を示した。

360度ビデオカメラによる映像のデータを示して、「能動」と「受動」に還元できない「動き／動かされる」身体という「根源的な嵌入性（キアスム）」や「能動性」と「意図」について明らかにした。ここで試みたようなテクノロジーを利用して、「一人称」での「内的地平」を繰り込んで「三人称」化することは、「場」をそのままに記述することで

あり、「主体」と「客体」や「体験」と「研究による客観化」という対立を乗り越える可能性を示している。人々が社会生活を営むために利用しており、それ自体がエスノグラフィーによる記述の対象でもある「観察可能な秩序」(Garfinkel 2002; Livingston 2008)を解明するというのが、エスノメソドロジーの採用している研究手順であった。そして、この研究の手順こそが「体験をそのまま研究する」というハイデガーの希望を現実のものにしてくれると言えるなのではないだろうか。

## 付記

本研究は JSPS 科研費 JP23K17573, JP25K05528 の助成を受けたものである。

## 参考文献

- Agamben, G. 2014, *L'uso dei corpi*. (上村忠男訳, 2016, 『身体の使用——脱構成的可能態の理論のために』みすず書房。)
- Eisenmann, C. & M. Lynch, 2021, "Introduction to Harold Garfinkel's Ethnomethodological "Misreading" of Aron Gurwitsch on the Phenomenal Field", *Human Science*, 44(1): 1-17.
- Garfinkel, H., 1967, "Practical Sociological Reasoning," In Max Travers and Manzo J. F. (eds.), *Law in Action*, Ashgate Publishing, 99-117. (岡田光弘訳, 2025, 「実践的な社会学が行なっている推論と理由づけ」『法のエスノメソドロジー』新曜社, 25-45. )
- Garfinkel, H., 2002, *Ethnomethodology's Program*, Rowman & Littlefield.
- 堀田裕子, 2025, 「衣服の買い物行動のもつ豊饒性——「変じやないですか?」をめぐる相互行為分析」『現象と秩序』(23): 51-72.
- 池田喬, 2013, 「研究とは何か, 当事者とは何か」石原孝二編『当事者研究の研究』医学書院.
- 池谷のぞみ, 2021, 「現象学にインスピレーションを受けたエスノメソドロジーの可能性」日本現象学・社会科学会『現象学と社会科学』(4): 25-42.
- 石原孝二編, 2013, 『当事者研究の研究』医学書院.
- 石原孝二, 2013, 「当事者研究とは何か——その理念と展開」石原孝二編『当事者研究の研究』医学書院.
- 加戸友佳子, 2025, 「新しい道具への習熟が意味すること——ショッピングリハビリにおける『楽々カート』を例に」『現象と秩序』(23): 3-20.
- 樋田美雄・小川伸彦編著, 2021, 『〈当事者宣言〉の社会学——言葉とカテゴリー』東信堂.
- 國分功一郎, 2017, 『中動態の世界——意志と責任の考古学』医学書院.
- 國分功一郎・熊谷晋一郎, 2020, 『〈責任〉の生成——中動態と当事者研究』新曜社.
- 熊谷晋一郎, 2020, 『当事者研究——等身大の〈わたし〉の発見と回復』岩波書店.
- Livingston, E. 2008, *Ethnography of Reason*, Ashgate.

- 真鍋陸太郎, 2025, 「新しい機材を活用したビデオ・エスノグラフィーの研究の可能性——360 度全方位ビデオカメラやヘッドマウント型ウェアラブルカメラを用いた実践を通じての検討」『現象と秩序』(23): 21-34.
- McIlvenny, P. 2018, "Inhabiting Spatial Video and Audio Data: Towards a Scenographic Turn in the Analysis of Social Interaction", *Social Interaction: Video-Based Studies of Human Sociality*, 2(1).
- McIlvenny, P. & Davidsen, J. 2017, A Big Video Manifesto: Re-sensing Video and Audio, *Nordicom Information*, 39(2): 15-21.
- McIlvenny, P. & Davidsen, J. 2023, Beyond Video: Using Practice-based VolCap Analysis to Understand Analytical Practices Volumetrically. *Ethnomethodological Conversation Analysis in Motion*, 221-44.
- 岡田光弘, 1995, 「相互行為場面における身体とカテゴリ——身体の社会学としての購買場面のエスノメソドロジー的相互行為分析」『Sociology Today』(6): 27-38.
- 岡田光弘, 2001, 「構築主義とエスノメソドロジー研究のロジック」中河伸俊・北澤毅・土井隆義編『構築主義のスペクトラム』ナカニシヤ出版, 26-42.
- 岡田光弘, 2019, 「『社会学 1.0』『社会学 2.0』vs.『社会学 0.0』『社会学 1.5』——ワインチェンシュタイン派の「観察社会学」という観点から」『新社会学研究』(4): 69-81.
- Raudaskoski, P, 2023, "360-cameras used by a team participating in a mobile gathering," *Ethnomethodological Conversation Analysis in Motion*, London: Routledge (Amazon Kindle).
- 斎藤環, 2024, 『イルカと否定進学——対話ごときでなぜ回復が起こるのか』医学書院.
- Schutz, A., 1963, "Some leading Concepts of Phenomenology", In Maurice Natanson ed., *Collected Papers I*. Martinus Nijhoff, 99-117. (渡部光・那須壽・西原和久訳, 1983, 「現象学のいくつかの主要概念」『アルフレッド・シュツツ著作第1巻 社会的現実の問題 [I]』マルジュ社, 175-98. )
- Sharrock, W. W. & Anderson, R. J., 1980, "On the demise of the native: Some observations on and a proposal for ethnography", *Occasional Paper no.5. Department of Sociology*, University of Manchester.
- Van Maanen , J., 1988, *Tales from the Field: On Writing Ethnography*. (森川涉訳, 1999, 『フィールドワークの物語』現代書館. )
- ウィキメディア・コモンズ, 2006, 「File:Ernst Mach Inner perspective.jpg」 (2025年9月9日取得, [https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Ernst\\_Mach\\_Inner\\_perspective.jpg](https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Ernst_Mach_Inner_perspective.jpg)).

## 衣服の買い物行動のもつ豊饒性

### —「変じやないですか？」をめぐる相互行為分析—

堀田 裕子

摂南大学

yuko.hotta@setsunan.ac.jp

## Richness of the Clothes Shopping Experience: Analyzing the Interaction “Doesn’t this look weird on me?”

HOTTA Yuko

Setsunan University

*Keywords: Shopping, Video Ethnography, F-Formation, Transformative Answers*

### 要旨

本稿では、衣服の買い物行動場面、なかでも試着接客場面に焦点化し、衣服と身体の関係性、および試着中におこなわれる相互行為の特徴を分析することで、その豊饒性を明らかにした。試着者は「被服性の呈示」を通じて、身体による衣服の対象化実践をおこないながら、試着中の衣服に対する他者からのコメントを引き出すことを可能にしている。また、同じ衣服であってもサイズの違いによって印象が変化し、気に入らなくなる場合があることから、衣服と身体との間に「変形的関係性」が存在することが示唆された。

今回の調査において特徴的であった場面として、店員の「どうですか？」という質問に對して客が「変じやないですか？」と応答する場面からは、「変容的返答」として店員の質問を遡及的に無効化するだけでなく、F陣形の変容を誘発し、ホームポジションである「チェックマーク型配列」から「対面配列」への移行をもたらした。当事者たちは、これに伴い口調を変化させ、「客-店員」から「友人-友人」へとカテゴリーの変容も起こすことで、異なるパースペクティヴから感想を述べることを可能にした。

また、この「変じやないですか？」という否定疑問文の質問は、発話者の主張として機能し、話を発展させていた。そして、最終的には客はファッショニに関する知識を有しない「素人」、店員はそれを有する「専門家」へと互いにカテゴリー化を実践していった。

このように、衣服の購入および試着接客の場面は、身体と衣服、空間と関係性、知識とカテゴリーが交差する、複合的な意味生成の場なのである。

## 1 はじめに

買い物は楽しい。とくに、衣服の買い物には新しい自分のあり方を探究するという側面があり、その意味で創造的な楽しさもある。しかし、衣服の買い物にはその過程自体に豊饒性がある。

本稿では、衣服の買い物行動場面のなかでも、とくに試着接客場面を通じて見えてきた「発見」について考察する。衣服の試着接客場面に着目する理由は大きく分けて2つある。

1つは、衣服と身体との実際の関係性への関心である。衣服と身体は、身体のサイズに合う衣服を装着するというように、組成的な（formative）関係性のなかで捉えられてきた傾向がある。「formative」および「formation」は衣服に関してあまり一般的に使われる語ではないが、ラテン語の「forma」（形、姿、外観など）を語源とする。「formal」には「形式的な」「正式な」「公式の」といった意味があるが、「フォーマル着」（formal wear）はまさしく「組成的な」（formative）な身体との関係性のなかで解される衣服の代表であると言える。そこでは、衣服と身体とはまさに「マッチング」のごとく関係性にあり、着せ替え人形にとっての衣服と同様に、身体にぴったりと合っていることが理想的である。「formation」の対義語にあたるのが「変形」（deformation）であるが、フランス語の「déformer」（デフォルメ）という語の方がより一般的にその意味は知られているかもしれない。実は、衣服と身体とは相互に「変形的な」（deformative）関係性にある。たとえば、大きめ／小さめの衣服を着用することでさまざまな印象をつくり上げたり、同じ衣服が着用者や組み合わせ、着方によって異なる印象を形成したりしうる。また、衣服の側が身体に一定の動きや態度を促すこともある。さらに、着用する衣服によって身体それ自体の見え方も変化するのである。こうした関係性のとらえ方および対比は——あまり一般的でない語を使用せざるを得ないという事実が示しているよう——あたりまえのようではあるが、あまり一般的なものではない。そして、こうした衣服と身体との実際の関係性がもっとも顕著に現れるのが試着接客場面ではないかと考え、当該場面のビデオ・エスノグラフィー研究をおこなっている（堀田 2021, 2023a, 2023b）。

もう1つは、装飾行為における、語られない、あるいは、語りえない動機の探究への関心である。ある衣服をどのようにして購入するに至るのか。ある装飾品をなぜ身につけるのか。こうした問いに、インタビューやアンケートによって取り組む試みが為されてきた。もちろんそうした先行研究の功績は大きい。しかし、そうして明らかになる動機は意識的なものであり“外向き”的である。筆者は、装いにおける「見られているが気づかれていない」（seen but unnoticed）さまざまな事実を明らかにしたいと考えている。

たとえば、衣服の買い物研究としては、荒川・木戸（2023）が興味深い。ここでは、衣服を探索する際の自分の気持ちを録音してもらい（同伴者は聞き役），その記録に基づいて思考プロセスを明らかにしている。ただ、気持ちをすべて口にすることは難しい局面があると思われ、たとえば「かわいい」「自分に似合いそうだ」「〇〇さんが似たようなものを着ていた」「予算内」といったことを同時に思いながらも、そのうちもっとも“外向

き”の動機のみを語る場合があるであろうし、そもそもある店舗に入ること自体が、特定の趣向やブランドへの志向を含んでいることもある。また、店員や同伴者の影響も少なからずあるだろう。したがって、語られないものを明らかにする意義があるように思う。

また、衣服が個人にもたらす影響という点では、ファッション・セラピーの観点も重要である。泉（2006）はファッション・セラピーとして「専門家による患者の服装に対するアドバイス、化粧・ヘアスタイル・デザインなどの教育と訓練、患者自身がデザイン・製作した衣服を着用して出演するファッションショーなど」を挙げている。「セラピー」を掲げていることから、そこでは専門家の存在が重要な役割を担っており、専門家主導で装いがつくり上げられていく。

先行研究に共通するのは、衣服それ自体および専門家の有する知識やセンスの優越性といった「価値」が前提されていることである。荒川・木戸（2023）においては、自己の身体にどれだけフィットするか、あるいは、予め持っていた身体イメージや欲しい衣服にどれだけ近いかといった観点で、もっぱら前提された価値に基づき衣服が「探索」されていくように見える。しかし、実際の購買場面では、同伴者や店員との相互行為および会話のなかで購買意欲が形成されていくことがあり、当初購入しようと思っていたものとは異なるものが欲しくなることもある。また、ファッション・セラピーのように専門家が患者の装いに関与することは、衣服の買い物において専門家がもつ“効果”とは異なるものである。実際の買い物場面において、“専門家”が客にいくらある衣服を勧めても、客自身が気に入らなければ、また、客が想定しているシチュエーションに適していなければ、そして支払うことができなければ、購入に至ることはない。“専門家”が提案する装いは、無条件に受け入れられるわけではなく、客の好みや普段の装い、所持しているアイテムとの関係などによって、創造的かつ協働的につくり上げられていく。その過程を調査研究するうえでは、ビデオ・エスノグラフィーおよびEMCAの観点が重要になってくると思われる<sup>1)</sup>。

衣服のショッピング場面の研究は、どんなショッピングにもまして創造的な性質を、私たちに教えてくれる。それは、ショッピングそれ自体のもつリハビリとしての可能性でもある。私たちは、ショッピングリハビリ事業において、楽々カートの有用性のみならず、ショッピングという活動それ自体の豊饒性にも注目してきた。たとえば、店舗で見た新製品の情報を家族に披露し、「家庭内インフルエンサー」としての地位を確立させる高齢者の事例<sup>2)</sup>など、買い物行動にはまだ見出されていない波及効果があると考えられる。本稿における衣服のショッピング場面についての考察が、ショッピングリハビリ事業のさらなる可能性を開くであろうと考えている。

## 2 試着行為における自己呈示と他者評価の構造

本稿で扱うデータは、2024（令和6）年9月にショッピングリハビリ事業の一環として三重県いなべ市にあるショッピングセンター「イオン」において実施した、“コーディネ

ート・イベント”の場面である。通常、「イオン」の衣料品売場にコーディネーターは常駐しておらず、客は自分で衣服を選び試着し購入するかどうか判断するのだが、今回は、ショッピングリハビリカンパニー株式会社と摂南大学現代社会学部の樫田美雄教授が代表を務める挑戦的研究（萌芽）の協力を得て、愛知県名古屋市からセレクトショップ<sup>3)</sup>のコーディネーターを招聘し、衣服選びをサポートしたりその着方を提案したりしてもらうというイベントを開催した。リハビリの一環として参加した方のほか、イベントを目的に参加した方やそのサポートとして参加した方なども、調査・撮影に御協力くださった。なかでも今回は、イベントのサポートとして参加した50代女性とコーディネーターとの試着接客場面に焦点化する。

## 2.1 被服性の呈示

以下の断片では、A（イベント参加者）、B（コーディネーター）、R（調査者）が登場する。全員が50代女性である。Aは身長が170cmほどの痩せ型で、福祉関係の仕事をしている。仕事着は「襟付」でなければならず、この日は“ノーカラー”のブラウスを着用していた。仕事時に着用できる衣服が欲しいということで、Bと共に店内を回る。AはBが提案する衣服に1つ1つ難点を挙げていきながら（値段が高い・デザインが好みでない・仕事に適さない等）、お腹やお尻が隠れるくらいの着丈があることも希望していた。

最終的に、Bが見つけたダークグレーのノーカラーブラウスを試着することになった。後ろにボタンが3つ付いた、胴回りがかなりゆったりしたデザインの衣服である。Aは身長が高いが細身であることとこの衣服のデザイン性から、Bは「Mサイズ」を選ぶ<sup>4)</sup>。Aがそれを試着し、試着室から出てくる場面が次の断片<sup>1)</sup>である。

### 断片1 コーディネーターが選んだ衣服のMサイズを着る

- ((Aが試着室のカーテンを開け始める))
- 01B：あ(.)は::い(.)°お疲れ様でした::ん°((Aがカーテンを開けているのを手伝う))
- 02A：((首元を触りながら靴を履く))
- 03B：どうです(.)か？
- 04A：いいです[よ(.)うんhhh((腕をやや広げてから首元を触る))
- 05B： [あ(.)い:い:うんうん(.)あれかな(.)ちょっときゅっとしますか?°(.)ね
- 06A：なんか((鏡に向かって背を向けて鏡を見る))( )
- ((腕を広げてBに背を向ける)) 図1
- 07B：あ(.)大丈夫ですよ( )=
- =でも(.)エルでも[よさそうな気がしますけどね( )背が高いからかな
- 08A： [あ:
- 09B：°う:ん°ちょっとエル持ってきますね
- 10A：は::い

A は首元を触りながら靴を履き、試着室から出てきて、試着室の鏡を見る。B が「どうです(.)か？」（03 行目）と質問すると、「いいですよ」と言って腕をやや広げる（04 行目）。しかし、A が首元を触っているのを見て、B が「ちょっときゅっとしますか？」と尋ねると、A は鏡に向かって背を向けながら振り返りながら鏡を見て「なんか」（06 行目）と応答する。

「なんか」の後ろは聞き取ることができないが、はい／いいえで答えることのできるクローズド・クエスチョン（05 行目「きゅっとしますか？」）に対する応答の「前置き」に聞こえることから、好ましくない内容の応答をしようとした可能性がある。この文脈では「ちょっと首元がきつい」といったところであろうか。A はその直後に腕を広げて B に背を向け、B に後ろ姿を見せる（図 1）。B が「大丈夫ですよ( )でも(.)エルでもよきそう」（07 行目）と言うと、A は「あ:」（08 行目）と応える。この（「あ」ではない）「あ:」は、B の発話と A 自身の理解との間に齟齬がないことを表わしていると考えられる。これを受けた B は、店内に同じ衣服の L サイズを取りに A の元を離れる。

ここで確認しておきたいのは、まず「どうですか？」という B の質問に対し A が「いいです」と答えていることである。後ほど詳しく検討するが、この後、L サイズを着用することになるのだが、その時には異なる応答をしている。また、A が図 1 のように腕を広げる特徴的な動作をしていることである。この動作は、ちょうど衣服を着物用のハンガーに吊るした時のような状態をつくり出しており、A が着用している衣服“自体”がどのような形であるかを示していると言えよう。そして、この場面を通して A が首元を触る動作をしていることである（02 行目、04 行目）。

腕を広げる動作と首元を触る動作には共通性がある。それは、いずれも A がいま着用している衣服“自体”を対象化しているということである。衣服はしばしば皮膚に喩えられてきたように、着用した途端に身体と「一体化」する。私たちは、その衣服を身体=皮膚から引き離し、身体の表面にまとわれている覆いとして「再分離化」することがある。それを筆者は、「被服性の呈示」（display of clothedness）（堀田 2023a）と呼んできた。これは、身に着けることで自己の一部と化した衣服（装飾品）を、自己とは別個のものとして焦点化し、その衣服（装飾品）を自己と他者の両方にとっての対象にすることである。腕を広げる動作の際に、A は鏡と B の方に背を向けていることから（図 1），着用中の衣服と自己の身体、およびその関係性を、B にとっての吟味の対象としていることが分かる。

では、なぜ衣服と身体を切り離す必要があるのか。ひとつには、購入前の試着段階であることから、「まだ私のものではない」「まだ私と一体化していない」ことを示す儀礼的な意味があるだろう。しかし、もっと大きな理由として、衣服と自己の身体が「合ってい



図 1 A が腕を広げて B に背を向ける場面

るか」についての評価をしやすくすることが考えられる。それには次の2つの意味がある。第1に、衣服と身体とが一体化している状態で「かわいい」「変だ」などと評価することは、何を評価しているのかが曖昧になる。とりわけ試着者が鏡を見ながら、衣服と身体とが一体化したまま「かわいい」「すてき」といった肯定的な評価をすれば、自己賞賛となる可能性がある（堀田 2023a）。したがって、「再分離化」することで自分ではなく衣服の方を評価しているという呈示が可能になるのである。また、第2に——より根本的な意味として——、自己の身体と一体化しているものについて、たとえば顔の一部としての「鼻」や身体の一部としての「腕」について、自己の身体に「合う／合わない」という観点で言及することは難しい。しかし、これらの部位をいったん身体そのものから分離し対象化することで、フェティッシュなまなざしを獲得することができ、吟味や評価をすることが可能になる。そうすると、自己の一部について「合っていない」と言うことが可能になる——もっとも「合っている／合っていない」と言及するためには他との比較も伴うのではあるが。つまり、「被服性の呈示」とは身体による衣服の対象化実践であると言える。

さて、腕を広げる動作だけでなく、首元を触る動作にも、この「被服性の呈示」を見出すことができる。Aは試着室から出てくる時からこの動作をしており、途中で手を放しては、また首元を触っていた。Aは首のことを一切口にしていないが、Bは「ちょっときゅっとしますかね」と、このMサイズの衣服がAにとって小さい可能性に言及する。このように、試着中に特定の部位を触る動作は、その部位への関心を引きつけ何らかのコメントを引き出すことにもつながる。

## 2.2 「たぶん」と「うん」を通じた説得

Bは同じ衣服のLサイズを持ってくる。次の断片2は、AがそのLサイズを試着し、試着室から出てくる場面である。

### 断片2 Lサイズを試着する

- 01A : ((試着室の前に移動))  
 02B : どですか(.あ(.)楽な((カーテンを全開にする))( )やっぱり背があるから::ん::  
 03A : ((腕を広げて B に背を向ける))nod 図2  
 04B : 丈感<sup>6)</sup>もたぶんこっちの方がいいですね:[うん  
 05A : [あ(.)そっか:  
 06B : 幅はたぶん::エムでもよかったです:  
 07A : あ(.)う[ん  
 08B : [かたち:楽に着れそうな[かん-あの:このへんが(.)たぶん首[ですよね(.)う:ん  
 09A : [nod 図3



図2 Lサイズ試着直後にAが腕を広げている場面



図3 Aが襟元を触っている場面

Aが試着室から出てきてすぐBは「どですか」（02行目）と尋ねるが、それに対するAの直接的な応答はない。Bは続けざまに「あ(.)楽な」「やっぱり背があるから」（02行目）と、Lサイズの方がAに「合っている」ことを表現している。それに対し、Aは図1と同じく腕を広げる動作（図2）<sup>7)</sup>をした後、頷いて同意している（03行目）。ところが、次いでBが「丈感もたぶんこっちの方がいいですね」と言うと、Aは頷く代わりに「あ(.)そっか:」（05行目）と返す。だが、Bの「幅はたぶんエムでもよかつたんだけど:」（06行目）という発話に対しては、Aは「あ(.)うん」（07行目）と同意し、「首ですよね」（08行目）の後には襟元を触りながら同意している（図3）。

この場面を通じて、Bは特徴的な話し方をしている。1つは、「たぶん」の使用、もう1つは自分のターン末尾での「うん」の使用である。

まずは、「たぶん」の使用について。断片2において、Bは断片1には出てこなかった「たぶん」という言葉を3回使用している。すなわち、1回目は着丈（04行目「丈感もたぶんこっちの方がいい」）、2回目は身幅（06行目「幅はたぶんエムでもよかつた」）、3回目は襟元に関して言及している部分（08行目「たぶん首が楽に着れる感じ」）である。これらはいずれもAの着用感に関わる言及であるため、Bは断定を避けた可能性がある。ただし、受け手にとってはやや発話内容に自信がないように聞こえるかもしれない。

しかし、Aは、2回目の身幅と3回目の襟元への言及箇所では同意しているが（07行目と09行目）、1回目の丈感への言及箇所では「あ(.)そっか:」（05行目）と応答している。これにはやや違和感を覚えないだろうか。「あ(.)そっか:」は頷きとして使用されることもあるが、発話者自身以外の話題で使用される傾向があるだろう。ここでは外ならぬA自身の「丈感」をトピックとしているにもかかわらず、どこか“他人事”であるかのように聞こえる。これは、「あ(.)そっか:」が相手の発話それ自体への応答ではないか——言い換えれば、「丈感」が良いと思っているBの発話へのAの応答であり、自分とは異なる見方に遭遇した際の応答ということである。つまり、この時からAは、Bが着丈（「丈感」）に関して自分とは異なる意見を持つと認識し始めた可能性がある。

次に、Bによる自分のターン末尾での「うん」の使用について。Bは断片2において、この発話パターンを2回おこなっている。すなわち、1回目は着丈に関する言及（04行目「丈感もこっちの方がいいですね、うん」）、2回目は襟元に関する言及（08行目「首が楽に着れる、うん」）である。これらは「たぶん」が登場する発話でもある。この状況においてBが自分のターン内で「主張」と「肯定」をしているのは、相手の肯定を促そうとする「説得」の一形式であると考えられる<sup>8)</sup>。「たぶん」の使用によって断定を避けているように聞こえるのだが、Bはいま試着しているLサイズの方がAに適しているということを示そうとしているように見える。

しかし、Aが試着室から出てきてすぐのBの質問（「どですか」）には、Aはまだ答えていない。

### 3 「変じやないですか？」をめぐる相互行為分析

#### 3.1 変容的返答と衣服・身体の相互変形的関係性

この後の断片3において、Aは試着中のLサイズの衣服に対してやや否定的なことを言い始める。

#### 断片3 試着中のLサイズについてクレームを述べる(1)

10A：あ：°なんか°

11B：ど：ですか？((一步鏡側に移動しAを見る))

12A：(　　)変じやないですか：？((自分を指さしながら))

13B：ぜん-え(.)なんで？全然(.)かっこいいと思う

Aが「あ：°なんか°」（10行目）と何か言いかけると、Bがすぐさま「ど：ですか？」（11行目）と尋ねる。これは、Aがその続きを話すようBが促しているように見える。するとAは自分を指さしながら「変じやないですか：？」（12行目）と聞き返す。これに対し、Bは驚き（「ぜん-え(.)なんで？」）、「かっこいいと思う」と言ってAの試着姿を褒める（13行目）。

「変じやないですか？」「おかしくない？」といったフレーズは、装飾品が自分に似合っているかどうかを尋ねるもので、試着接客場面のみならず装い場面全般でしばしば見られる。この発話が為される背景として、多少なりとも発話者が似合っていないのではないかと思っていると考えられるが、普段は着用しないようなアイテムや組み合わせ、着方などをした際に発せられることが多いだろう。

「ど：ですか？」というBの発話に対する「変じやないですか：？」というAの応答は、次の2つの観点で見ていく必要があろう。第1に、Mサイズの時は気に入っていたこの衣服が、なぜLサイズになると気に入らなくなつたのかという観点である。断片1において、Aはこの衣服のMサイズを着た際、Bに「どうです(.)か？」と質問されて「いいですよ(.)

うん」と応答していたのである。第2に、断片3における「ど:ですか?」は、Aの「なんか」の続きを促すための発話であると同時に、Aが試着室から出てきた際の「ど:ですか?」というBの質問——まだ応答を聞けていない質問——の繰り返しではないかという観点である。「どうですか?」はオープン・クエスチョンであるためさまざまな応答が想定されるが、これは「気に入った/気に入らない」という単純な二分では表現しづらいことも、客に自由に表現してもらうための工夫であると考えられる。しかし、「ど:ですか?」という質問に対して、直後に「変じやないですか?」という質問をするのは、会話形式として違和感を覚えるばかりか、内容的にもAの質問が別の次元にすり替えられているように聞こえる。この2つの観点について、以下で詳しく考察していきたい。

まず、第1の観点について。私たちは、自分の身体にぴったり合う衣服が理想的だと考えがちである。したがって、試着した衣服が小さければ、もう一つ大きなサイズを試着してみる。ワンサイズ上がると、同じパターン、色、素材でできていれば同じ衣服である——これは衣服と身体とを「組成的関係性」でとらえた場合の見方である。この観点に立てば、Mサイズで気に入っていた衣服がLサイズに変わった途端に気に入らなくなるということが起こるはずはない。しかし、ここでAは「変じやないですか?」「なんか違和感」とクレームを述べ始める。つまり、Aにとって、このLサイズを試着した時の印象が、先ほどのMサイズを試着した時の印象とは異なるものになってしまったのであろう。考えてみれば当然のことであるが、サイズが変化すれば、袖丈や着丈、身幅はおろか、身体に着用した時に生じるドレープも変化する。そうした部分の変化に伴い、全体の印象が変化することは当然ある。しかも、その衣服を着用する身体が変われば、同様に印象は変化するのであり、したがって同じ衣服であっても着用者によって異なる印象が形成されうる。まさに、衣服と身体とは相互に「変形的関係性」にある。つまり、ここでは、身体にとって衣服のもつ「変形的関係性」という性質が露呈しているのである。

次に、第2の観点について。Bは「ど:ですか?」という質問によって、この衣服に対するAの評価を尋ねている。しかし、それに対するAの応答は、問われているAの主観的評価ではなく、Bの評価を問う質問であり、Aによってアジェンダがずらされている。このように、質問の受け手が提示された質問を遡及的に調整する返答を「変容的返答」(transformative answers) (Stivers and Hayashi 2010) と言う。これにより質問の受け手は、質問自体に問題があることや、質問の設計や意図に問題があり直接的な回答が難しいことを示す。Stivers and Hayashi (2010) や北村 (2023) においてはYes/No質問における「変容的返答」が分析されているが、WH質問の制約性についても言及されていることから、ここで「ど:ですか?」についてこの観点で考えてみると意義があるだろう<sup>9</sup>。つまり、断片3の場合は、Aが「変じやないですか?」と応答(質問)することによって、Bの「ど:ですか?」という質問自体の含む問題を遡及的に示していると考えられる。それは、そもそもこの衣服が自分(A)に似合っていないのではないか、という問題である。だから、逆に「変じやないですか?」とAがBに対して質問し意見を求めている。これは、A

による密かな「抵抗」と見ることもできよう。この「抵抗」は、断片2においてBが丈感に言及した際に、Aが「あ(.)そっか?」という応答によってBの感想を受け入れず自分の感想と並置したことと、少なからず関連しているように思う。この時から「抵抗」の「前置き」は始まっていたのかもしれない。

### 3.2 「変じやないですか？」が誘発するF陣形の変容

前章で考察してきた「変じやないですか？」にもう少しこだわりたい。次の断片4は、断片3と一部重複しているが、「変じやないですか？」という発話の続きの場面である。トランスクリプトには当該発話時の静止画についても指示してある。

#### 断片4 試着中のLサイズについてクレームを述べる(2) (一部再掲)

10A : あ:°なんか° 図4

11B : ど:ですか?((一步鏡側に移動しAを見る)) 図5

12A : ( )変じやないですか?((自分を指さしながら)) 図6

13B : ぜん-え(.)なん[で?全然(.)かっこいいと思う] 図7

14A : [いや(.)なんか違和感hhh] 図7

15B : えほん[とう?え?.hhh] 図8

16A : [nod そう( )かなあ?().なんかこうゆう]

17B : 選ばないですか? 図9



図4 10A 「あ:°なんか°」の場面



図5 11B 「ど:ですか?」の場面



図6 12A 「変じやないですか:？」の場面



図7 13Bと14Aの発話の重なりの場面



図8 15S 「ほんとう？」の場面



図9 17S 「選ばないですか？」の場面

Aが「あ:°なんか°」（10行目）と言いかけた時点で、Bは一步前に踏み出しており（図4の円内），鏡とAとの間に移動し始める。「ど:ですか？」（11行目）と言いながら鏡を向いているAの顔を覗き込むような動作をする（図5の矢印）。この動作からも、Aが「なんか」と発話した時点で、Bはそれを「前置き」ととらえ、Aが何らかの好ましくない言葉を発することを予期したと考えられる。そして、Aは「変じやないですか？」と言いながら自分を指さす（12行目、図6の円内）。すると、すぐにBは「なんで？」（13行目）と驚いたような言い方をしつつ褒めるが、Aは「違和感」があることを伝える（14行目、図7）。この時、AはBに近づきながら時計回りに回転し、Bは鏡に向かって後方に移動しながらAに正対する位置に回転する（図7の矢印）。そして、Bは「ほんとう？」（15行目）と言いながら、さらに鏡に向かって後方に移動し、AとBの距離が最も近づく（図8の矢印）。ところが、「選ばないですか？」（17行目）の発話の際には、Aは図5と同じ位置に戻る（図9）。

3.1において、Aによる「変じやないですか？」がBの感想を求める質問になっていることを確認したが、実はそれに伴い、AとBの立ち位置が変化している。2人以上の場面参与者が対面する際に形成する位置取りのことを「F陣形」（F-formation）（Kendon 1990）と言う。F陣形は基本的に顔の向きではなく下半身の位置と向きによって決まるのだが、当該場面がどのような場面であるかを示すとともに、当事者間の関係性をも示す。

試着接客場面においては、しばしば「チェックマーク型配列」(check-marked arrangement) (堀田2023b) を見出すことができる(図10)。これは、客が商品としての衣服をあてがつたり試着したりして鏡を見ながら、その鏡を介して客と店員とが会話するF陣形である。鏡に対して正面(に近い位置)に立つのが客であり、店員は、客よりも手前にいることも後ろにいることもあるが、いずれの場合も、客と鏡を結んだ線から外れた位置に立つ。鏡の外で会話する場合は「対面配列」(vis-à-vis arrangement)と区別しにくくなるが、客の前に鏡があり、客がその鏡に映る自己像を見ながら他者と相互行為をおこなうF陣形は「チェックマーク型配列」として捉えることができる。なぜなら、鏡を見る際に価値・規範を一切投影せずに自己像を見ることはできず、鏡像は自己に対する“第三者”的視線を媒介すると考えるからである<sup>10)</sup>。「変じやないですか?」の場面では、Aが鏡から目線を外しBと対面するチェックマーク型配列になっている。このF陣形は、この場面のホームポジションである。

さて、Aの「変じやないですか?」の直後の静止画が図7である。この最中に、Aは右回りに、Bは左回りに、身体の向きを変える。これにより、Aにとって鏡は左側に位置することになり目線を移動させるだけでは鏡を見ることはできないことから、チェックマーク型配列から対面配列に移行したと言えよう(図11)。Aは変容的返答によって、自分の感想を述べないで、Bの感想を求めているが、そのことがこのF陣形の変容にも表れている。つまり、ここでAにとっては、鏡に映った自己像を参照することはもはや不要であり、Bの目に映っているAが重要なのである。この時、わずかにBが先に左回りで動き始め、それに同期するようにしてAが右回りで動き始めている。また、Bは「ほんとう?」の場面でAの方を向いたままさらに鏡に向かって後方に下がり、Aに最も近づき、Aをますます鏡から引き離しているかのように見える(図8)。事実、AはBの方を向いたまま移動している。そして、「選ばないですか?」(17行目)の発話と同時に、BもAも元のチェックマーク型配列に戻る(図9)。つまり、チェックマーク型配列をホームポジションとして、一時的に対面配列を形成し、しかもその時、AはBの感想と意見を求めたということである。

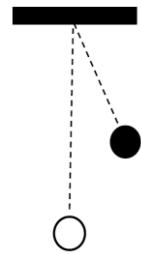


図10 チェックマーク型配列  
(○=客 A, ●=店員 B)

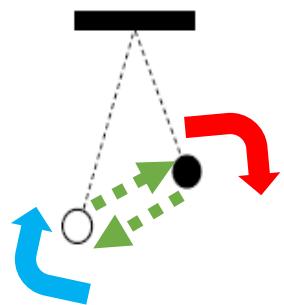


図11 チェックマーク型配列から対面配列への移行

### 3.3 成員性カテゴリー化装置<sup>11)</sup>の変容

この対面配列の際には、Bの口調が変化していることにも注目したい。チェックマーク型配列の際の「どですか?」「選ばないですか?」「いつもどんなのを選ぶんでしょうか?」においては、丁寧語が用いられており「ですます調」になっている。Aの方も「変じやないですか?」までは「ですます調」で話している。ところが、対面配列になってからの「なんで?」「～と思う」「ほんとう?」といった口調は、親しい間柄の人物に向けた発話のようになっており、Aの方の口調も、「なんか違和感」「そうかなあ?」「私ほんとセンスないから」と、やはり親しい間柄の人物に向けた発話のようになっている。

このようなF陣形と口調の変化は、カテゴリーの変化を表わしているように思われる。すなわちチェックマーク型配列で「ですます調」の時には客と店員の会話に見えるが、対面配列になり口調がフレンドリーになってからは友人同士の会話のように見える。つまり、F陣形と口調の変化によって、異なるカテゴリー化(categorization)を表わしていると考えられる。つまり、F陣形の変容は「成員性カテゴリー化装置」(membership categorization device) (Sacks 1972=1989) の変容を表わしているということである。

と同時に、F陣形と口調の変化は成員性カテゴリー装置の変化を表わしているだけでなく、会話内容の変化も表していると考えられる。Aが「変じやないですか?」という変容的返答によってBに感想を求めるとき同時に、両者は対面配列に移行している。だが、Bはそれ以前の会話の中で、「こっち(Lサイズ)の方がいいですね」と発言している。BはすでにAが試着している姿を評価しているのである。にもかかわらずAはBに感想を求めている。つまり、ここでAが尋ねようとしているBの感想は、それまでのBの視点とは異なるBの視点であると思われる。それは、「本音/建前」という対比構造のなかの“本音”という言い方もできるかもしれない。実際に、対面配列は、相手の様子をもっともモニターしやすい配列であり(Kendon 1990)、Bの感想が“本音”なのかどうかを確認するには最適であるように思われる。Bの方も、自分の感想が“建前”ではなく“本音”であることを示すために、Aに近づき対面配列を成し、フレンドリーな口調で話しているのではないだろうか。この場面におけるF陣形の変化と発話について、後日Bに確認したところ、「大丈夫、似合ってるよ、ということを伝えたかった」と話していた。つまり、BはF陣形と口調を変えることで、“本音”を話しているという状況をつくり出していたと考えられる。

チェックマーク型配列は、店員にとっては、鏡に映る客と客自身とを見ることができ、客にとっては、鏡に映る自己と店員の反応とを見ることができる。客と店員は、鏡に映る客という同じ対象を見ながらコメントし合うことができる。ただし、鏡に映る自己は、他者が見る自己とは反転している。また、そもそも鏡を前にした自己は特定のポーズや表情をつくるており、鏡がない時の自己とは異なることが多い。私はどこまでいっても他者が目撃しているような“本当の私”をとらえることはできない。だから私たちは、他者にとっての私を追い続ける。その補助をしてくれるのが、試着接客場面における店員や同伴者

といった他者である。しかし、店員と客という関係性は、「売る／買う」という関係性であり、広い意味で利害関係にある。だから、店員というカテゴリーである限り、「本音」ではないかもしれないという可能性がつきまと。

チェックマーク型配列の場合、客は鏡（と店員）を見ながら、店員は客を見ながら、コメントし合うこともある。この場合、店員は、左右反転していない、文字通り他者の眼で見ていることになる。Bは後者のタイプで、自身のセレクトショップにおいて鏡の中の客ではなく客自身を見ながらコメントすることが多い。図12のような配列になっており、客の目線は鏡と店員との間を行き来する。

ただし、チェックマーク型配列が「です・ます調」を、対面配列がフレンドリーな口調と結びついている、と言いたいわけではまったくない。AとBは、F陣形と口調を変化させることで、結果的に視点の変化を表わしたにすぎない。逆に言えば、パースペクティヴの変化を表わすために、F陣形と口調を変化させたということである。



図12 チェックマーク型配列の  
バリエーション  
(○=客A, ●=店員B)

#### 4 否定疑問形の主張という観点と専門家-素人カテゴリーの実践

再び「変じやないですか？」という質問に着目したい。

英語の否定疑問文とは異なり、日本語の否定疑問文（「～ではないか」）では、「いいえ」で応答すると「～ではない」という意味になるが、「はい」で応答すると「～ではない」と「～である」という両方の意味を表わしうる。これが「変 - ジやない - ですか？」のような否定的表現を伴う否定疑問文の場合は、「はい」と「いいえ」の両方で応答する可能性はあるが、内容上は「変 - ジやない」が好ましい応答となろう。ところが、「変 - ですよね？」のような否定的表現を伴う疑問文の場合は、内容上は「いいえ」、すなわち「変 - ではない」が好ましいが、会話の優先構造上は（Pomerantz 1984）「はい」、すなわち「変 - である」が優先されるため、ねじれが生じることになる。試着接客場面において「変だよね？」よりも「変じやない？」が多用されているとするなら、これがその理由であろう。

さて、「変じやないですか？」は否定疑問形のクローズド・クエスチョンであり、これへの応答としては、上で確認したように、形式はさておき「変ではない」という内容の応答をすることが好ましいであろう。ただし、店員が「変ではない」と答えるだけでは、おそらく客は満足しない。というのも、店員は当の衣服を勧めている張本人であり、なぜ変ではないのか、この衣服にはどんな良さがあるのかなどについての説明が期待されるからである。つまり、この「変じやないですか？」は、変ではない理由を述べるよう求めているのであり、単なる質問ではない。

このように、否定疑問形の質問は何らかの主張（クレーム）として受け取られる場合がある。Heritage (2002) は、ニュースインタビュー場面においてインタビュアーが中立性を保ちながら主張・批判の意を含める際に用いられる否定疑問形に着目し、通常の質問は受け手に応答を求めるが、否定疑問形の質問は、受け手に肯定的な応答もしくは反論を求める指摘している。その理由は、否定疑問形の質問が、発話者の特定の立場を表明している主張（クレーム）として受け取られるからである。だから受け手に対して肯定的な応答、すなわち「～ではない」と応えることを強く期待する。インタビュアーは、こうした形式の質問をおこなうことによって、インタビュイーが同意・反論をおこなう必要のある状況をつくり出し、議論を活発化している。

事実、この「変じやないですか？」という否定疑問形の質問の後には、この衣服をめぐってさまざまな話題が展開されていく。次の断片 5 を見ていただきたい。

#### 断片 5 ホームポジションに戻ってからの A の普段着をめぐる会話場面（一部再掲）

17B：選ばないです？

18A：(1.0)(私)ほんとにセンスがないから。こういうの。

19B： [hhh]

いつもどんなのを(.)選ぶんでしょう[か

20A： [え(.)あんなやつ[hhh((試着室内を指さして))

21B：あ(.)かわいらしい感じ(.)でもこれもかわいいと思うけど。:ん:°

(1.0)

22A：あれかわいいですか？((試着室の中にある自分の服を指さして))

23B：かわいいですかわいいです

24A：かわいい hhh ですか(.)ほ::

対面配列からチェックマーク型配列に戻ってすぐの、B の「選ばないです？」は、「あなたがいま試着しているような衣服をあなたは自分では選ばないです？」という意味のクローズド・クエスチョンである。ところが、A は「ほんとにセンスがないからこういうの」（18 行目）と再度の「変容的返答」で応答し、B の質問を遡及的に無効化している。すなわち、A は「センスがないから」そもそも選ぶ能力を有していないと主張するのである。それに対して、B は肯定も否定もしない。そして、B は、A がいつも着ている衣服について尋ねたり、試着中の衣服がいつも着ている衣服のイメージに近いものであると述べたりしていくが、それに対し A は、自分が普段選ぶ衣服について「あんなやつ hhh」と表現したり、「かわいい」と褒められても「あれかわいいですか？」と言い返したりと、自虐的に聞こえる発言を繰り返す。

断片 4 において一時的に「友人-友人」カテゴリーが実践された可能性があるが、ホームポジションに戻ってからの会話形式からは別のカテゴリーに変容しているように見える。

A は「センスがない」に加え、試着前に着ていた自前の衣服について「あんなやつ hhh」(20 行目)と自虐的な発言をし、自分の服を褒められた際にも「あれかわいいですか?」(22 行目)と“無知”を表現する。「かわいいです」という B に対し「かわいいですかほ:」(24 行目)と発見的な相槌を打つことで、やはり“無知”だった自分を表現しているように見える。つまり、「選ばないですか?」以降、B はファッションに関する「素人」を実践しているように見える。

B の発話にも変化が生じている。そもそも B による「選ばないですか?」は、A が直前に述べた「違和感」の原因を探ろうとするものであり、普段は選ばないようなタイプの衣服だから「違和感」を覚えた可能性を加味して尋ねている。そして、A の「センスがない」発言後、B は「いつもどんなのを選ぶんでしょうか」と質問の仕方を変え、引き続き A の「違和感」の原因を探ろうとする。つまり、A はこの質問を継続することによって、B よりも衣服に関する知識を有する者であり、したがって A の「違和感」の原因を解明することができる立場を実践している。また、A が試着前に来ていた衣服に対して B は「かわいらしい感じ」と評価をし、やはり (A が有していない) 知識を B が有していることを示しているように見える。試着中の衣服を「かわいい」と表現する<sup>12)</sup>ことで、A がいつも選ぶ衣服との連続性を示し「違和感」を解消しようとしているようにも見える。つまり、断片 5 では、知識の非対称性が会話の中に明確に表わされており、A はファッションに関する知識を有していない「素人」、B は有している「専門家」というカテゴリーをそれぞれ実践しているように見えるのである。

そして、その続きの断片 6 では、調査者を巻き込んで会話が繰り広げられる。

#### 断片 6 B が R に感想を尋ねる場面

- 25B : うん(2.0)いい:[ですよ(.)うんい:と思います(.)いいですよ?((Rの方を向く))
- 26A : ( ) [(せっかく)°決めてもらったんで° ((Rの方を向く))
- 27R : うん(.)エレガントな(.)ちゃんとしたとこにも[( )]
- 28B : [そうですね:もしあれだったらほん= =とそういう(.)なんだろ(.)えっと結婚式とか hhh( )にも(.)そういう時にも着= =れ(.)ると思います
- 29A : ほんとですか nod
- 30B : nod
- 31R : うん(.)あのアクセサリーとか[( )くらいの(.)エレガントな感じ
- 32B : [そ:そ:そ:そ:
- 33A : ふん
- 34R : で値段が[ほどよい hhh
- 35B : [ね(.)値段がすごいリーズナブルで(.)いいと思う
- 36R : ちょっと信じらんない hhh[値段ですよね:

37B : [あ:そうですよね:え(.)いい感じですよ？

38A : ですか？

39B : はい(.)ちょっと光沢感ある感じも((Rの方を見る))なんか(.)うん

40R : うんうん

41B : 高級感(.)[ある(0.2)う:ん

42R : [そそそ:

Bが25行目で、同一のターン内で「いいですよ」「いいと思います」「いいですよね？」言い方を変えてRの方を向くと、それにつられるようにAもRの方を向く。すると、Rは「エレガントな」デザインで「ちゃんとしたとこにも」着ていけると述べる。それを受けBも「結婚式とかにも」着ていけると言い、Rも「アクセサリーとか」を着けることでアレンジができると述べBが同意する。また、Rが価格の安さに言及した後<sup>13)</sup>、Bは「光沢感」「高級感」というワードで試着中の衣服を表現する。このように、BとRは協働して、衣服のアレンジや組み合わせの仕方(31行目)、価格の安さ(34, 36行目)、着用場面(27, 28行目)、衣服の多様なイメージ(27, 31, 39, 41行目)を次々と挙げることで、衣服の変形可能性に言及して説得を試みているように見える。つまり、ここでBとRは、Aの試着姿に対する評価を相互に補強しつつ協働で構築しているのである。

実はこの場面では、トランск립トには登場しないがもうひとりの調査者(30代女性)があり、B, Rと3人で、Aの試着姿をめぐって相互行為をおこなっていた。「客-店員」もしくは「素人-専門家」というカテゴリーおよび関係性からすると、調査者は“部外者”であるが、最終的にはAの衣服選びおよび試着を協働で実践するメンバーとなっていた。このことは25行目のBの発話が、店員もしくは専門家としてのもの(「いいですよ」)から一個人としてのもの(「いいと思います」)に、そして最後には“部外者”を巻き込む仲間(「いいですよね？」)に移行していったことが象徴している。

衣服の買い物には、他の買い物にはあまり見いだせないような、そこに居合わせる他者を巻き込み、評価の協働構築に関与させるという社会的関係の再編が伴う。ここにこそ、衣服の買い物行動の“おもしろさ”があるかもしれない。

## 5 おわりに

本稿では、衣服の買い物場面、とりわけ試着接客場面をビデオ・エスノグラフィーの手法で分析することを通じて、そこで実践されている特有の相互行為形式をいくつも見出すことができた。

(1) 私たちは試着中にしばしば「被服性の呈示」という、身体による衣服の対象化実践をおこなっている。これにより、試着中の衣服についての他者からのコメントを引きつけることを可能にしている。

(2) 衣服と身体の相互に変形的な関係性も見出された。あるサイズでは良いイメージであっても、自分の身体により合うサイズになると、自分に合わなくなるということが起こりうる。つまり、衣服のイメージは、衣服と試着者の身体とでつくり上げているものであり、互いに変形し合っている。

そして、試着接客場面における「変じやないですか？」という発話をめぐる相互行為分析の結果として、次の諸点についても見出すことができた。

(3) A による「変じやないですか？」を B による「どうですか？」という質問に対する「変容的返答」（Stivers and Hayashi 2010）の観点から分析した結果、それは少なからず発話者の「抵抗」であることから、F 陣形や成員性カテゴリー化装置の変容をもたらし、当事者たちの関係性が変わる契機となっていた。

(3-1) 試着接客場面にしばしば見られる F 陣形としてのチェックマーク型配列が、一時的に対面配列に移行する場面からは、それに伴い両者の口調が変化し、カテゴリーおよび視点の変化の可能性を見出した。場面参与たちはその場面でのカテゴリーと視点の変化を F 陣形と口調の変化でもって表現していたと考えられる。

(3-2) A と B は「客 - 店員」カテゴリー、「友人 - 友人」カテゴリー、「素人 - 専門家」カテゴリーとさまざまなカテゴリー化実践をおこなっており、その変容のタイミングで「変容的返答」が見出された。

(4) 「変じやないですか？」という発話形式自体を否定疑問文の質問という観点（Heritage 2002）から分析した結果、相手からの同意や反論を引き出し、議論を活発化することにつながっていた。

つまり、本稿で扱った「変じやないですか？」は、それ自体の形式においても文脈においても、その後の会話の形式と内容を変容させる転換点あるいは“起爆剤”として機能していたと言えるであろう。

衣服の買い物は、食料品や家電製品の購入とは異なり、場面参与者全員が客の身体-衣服およびそのイメージを造形していく、きわめて創造的な営みである。したがって、衣服の買い物は単なる商品選択ではなく、試着という行為も単なるサイズ確認や「似合うかどうか」の判断でもない。それは、身体配置の組み替えや変容的返答を用いた会話などによって、身体と衣服、空間と関係性、知識とカテゴリーが交差する、複合的な意味生成の場なのである。この過程では、身体と衣服、自己と他者の関係性が再編成され、身体感覚の

再認識、知識の交渉、空間的演出など、社会的かつ感性的に豊かな実践が——ほとんど意識することなく——繰り広げられている。

このようなダイナミズムは、インターネット上の買い物あるいはヴァーチャル試着においては再現することが難しい。対面の試着接客場面は、身体と衣服をめぐる、他者との協働的な意味構築の過程を実らせる土壤なのである。

## 付記

本研究はJSPS科研費JP23K17573, JP25K05528の助成を受けたものである。

## 注

- 1) この観点からの買い物のエンカウンター場面の研究に関しては Mondada, Sorjonen and Fox (2023) がとくに重要であるが衣服の買い物場面については扱われていない。また、衣服の買い物場面ではないものの、Oshima and Streeck (2015) は美容室において鏡を用いて接客する場面に関する相互行為場面を扱っているという点で、本研究がもっとも参考にすべき研究の一つであると考えている。
- 2) ここで述べているショッピングリハビリにおける買い物行動の豊饒性に関する視点、および「家庭内インフルエンサー」の発見は、JSPS科研費JP23K17573の代表者である檜田美雄によるものである。
- 3) 筆者はすでに複数のセレクトショップにおいて試着接客場面の調査研究をおこなっているが、本調査でご協力いただいたBの店を含め、店員（コーディネーター）による接客を前提としている店舗には、大きな鏡が設置されており、客と店員、客と同伴者が、鏡を見ながら会話する光景が頻繁に見られる。しかし、ショッピングセンター内の衣料品コーナーのような、店員による接客を前提としない店舗では、所々に鏡はあるものの比較的小さく、試着室内にある鏡もずいぶん小さい。本稿の草稿段階でBとデータセッションした際に、Bは「ショッピングセンターの衣料品売り場の鏡は“かわいくない”」と表現し、洒落た鏡でないとどんなに素敵な衣服を着てもよく見えないのではないかと話してくれた（だから、ハンガーにもこだわり、陳列されている状態も美しく見えるよう工夫をしている）。なお、本調査において、Bが客と一緒に鏡を見ながら会話する場面はほぼ皆無だったが、それは鏡の置かれた状況だけが理由ではなく、自身の店舗においても客と一緒に鏡を見ることはほぼせず、客を直接見ながら接客をしていることが理由であると考えられる。
- 4) Bは初めて接客する相手の場合、できるだけ小さめのサイズを選んで勧めるようにしているとのことであった。とくにAの場合、身長は高いものの細身であったことと衣服のデザインから、Mサイズを勧めたそうである。
- 5) 本稿におけるトランスクリプトで使用した記号の凡例は下記の通りである。
 

:	直前の音が伸ばされていることを示す
?	語尾の音が上がっていることを示す

-	直前の言葉が不完全なまま途切れていることを示す
=	途切れなく言葉がつながっていることを示す
°文字°	これで囲まれた個所の音が小さいことを示す
hhh	笑いながら発せられていることを示す
(文字)	聞き取りが確定できないことを示す
( )	何か言葉が発せられているが聞き取り不可能であることを示す
(数字)	数字の秒数だけ沈黙のあることを示す
(.)	ごくわずなか間合いがあることを示す
[	発話および動作の重なりの始まりを示す
nod	頷きを示す
((文字))	動作や補足を示す

6) 「丈感」<sup>たけかん</sup>とは、衣服の長さ（丈）についての感覚のことを指し、着丈や袖丈に関して言及する際に使用することができる。

7) M サイズ、L サイズを着用した直後に見られるこの特有の動作には、アフォーダンス的な観点から、衣服がもたらす動作という側面が少なからず影響していると考えられる。装いがもたらす動作や活動の可能性についてはすでに指摘されている（Budgeon 2003）が、インタビューやアンケートといった言語的手法ではなく、ビデオ・エスノグラフィー等の動作研究を通じてその可能性を明らかにする研究は、管見の限りまだ十分におこなわれていない。

8) ターン末尾に現れる「うん」は「『話し手自身、先行発話に納得しており、これ以上付け加える情報はない』ことを表わすため、『うん』の後はターン以降可能場所となる」（佐藤 2005: 119）のであり、その意味でこの「うん」は緩やかな説得であると考えることができよう。

9) 「変容的返答」は、大きく分けて 2 つのやり方がある。一つは「用語変容的返答」（term-transforming answers）であり、質問の制約を調整すると同時に、調整後の質問を肯定するような返答である（Stivers and Hayashi 2010: 13）。たとえば、「〇〇を食べたことはある？」という質問に対する「一度試してみた」という返答は、質問の制約（食べたことがあるか否か）を調整し、「食べた」を「試した」に置き換えることで、1 人前分食べたわけではなく味わったことを伝えている。この場合、質問が遡及的に言い換えられているものの、質問の意図あるいはアジェンダ自体は否定されてはいない。もう一つは「アジェンダ変容的返答」（agenda-transforming answers）であり、やはり質問の制約を調整するが、質問のアジェンダそれ自体を否定するような返答である（Stivers and Hayashi 2010: 20）。ここで「アジェンダ」とは「質問者がその質問でしようとしていること」を指す（Stivers and Hayashi 2010: 20）。たとえば、「近所で〇〇さんを見たことある？」という質問に対する「あの人は引っ越したよ」という返答は、質問の制約（〇〇さんを見たことがあるか否か）自体から逸脱し、そもそも〇〇さんは引っ越して近所に住んでいないということを

伝えている。これは、「用語変容的返答」よりも制約に対する抵抗の度合いが強い。とりわけ、質問の前提条件に抵抗するものである場合は特に強い抵抗形態であると考えられている。ここでの「変じやないですか?」という変容的返答は、「アジェンダ変容的返答」になっており、より強い「抵抗」が示されていると言えよう。

- 10) Kendon (1990) が示した F 陣形は人間の配列を示しており、その意味では鏡を含む「チェックマーク型配列」は対面配列の傍らに鏡があるにすぎないという考え方もできよう。しかし、鏡を介して客と店員が会話することがあるということのみならず、私たちは鏡を見る際に、まったく自由に自己像を見ることはできない。それは、私たちのパースペクティヴには「一般化された他者」のそれが含まれているということでもある。この点については別稿でより丁寧に考察したい。
- 11) 「Membership Categorization Analysis, MCA」は、一般に「成員カテゴリー化装置」と訳されるが、本稿では岡田 (2025) にならい、「成員性カテゴリー化装置」の訳語を用いる。
- 12) このことは、断片 3において A の「変じやないですか?」という質問に対し、B が「かっこいいと思う」(13 行目) と応答していたことと矛盾するように見えるかもしれないが、身体と衣服との間にある相互変形的関係性という性質ゆえであると考えれば矛盾しないであろう。
- 13) A が試着しているこの衣服は、2,480 円 (税別) であった。

## 参考文献

- 荒川歩・木戸彩恵, 2023, 「探索空間としてのよそおい」荒川歩ほか編『〈よそおい〉の心理学——サバイブ技法としての身体装飾』北大路書房, 191-213.
- Budgeon, Shelley, 2003, "Identity as an Embodied Event," *Body and Society*, 9(1): 35-55.
- Heritage, John, 2002, "The Limits of Questioning: Negative Interrogatives and Hostile Question Content," *Journal of Pragmatics*, 34: 1427-46.
- 堀田裕子, 2021, 「『試着のエスノメソドロジー』の可能性——何がどのように試着されるのか」『現象と秩序』(14): 1-20.
- 堀田裕子, 2023a, 「鏡に映る自分を褒めることはいかにして可能か——試着場面における『かわいい』をめぐる相互行為分析」『現象と秩序』(18): 23-46.
- 堀田裕子, 2023b, 「試着接客場面における F 陣形——チェックマーク型配列の発見, あるいはアクターとして鏡をとらえること」『現象と秩序』(19): 35-56.
- 泉加代子, 2006, 「要介護高齢者とファッション・セラピー」『日本衣服学会誌』50(1): 17-22.
- Kendon, Adam, 1990, *Conducting Interaction: Patterns of Behavior in Focused Encounters*, Cambridge University Press.

北村隆憲, 2023, 「法廷尋問のコミュニケーションを可視化する——反対尋問の相互行為分析」 横田美雄・北村隆憲・米田憲市・岡田光弘・曾場尾雅宏『法実践（リーガル・コミュニケーション）の解剖学——ビデオ・エスノグラフィーから臨床法学へ』 晃洋書房, 173-212.

Mondada, Lorenza, M-L.Sorjonen, and B.Fox, "Encounters at the Counter: An Introduction," B.Fox, L.Mondada and M-L. Sorjonen, 2023, *Encounters at the Counter: The Organization of Shop Interactions*, Cambridge University Press, 1-36.

岡田光弘, 2025, 「成員性カテゴリー化装置を用いて分析すること」, M. トラヴァース・J.F.マンゾウ (北村隆憲・岡田光弘・池谷のぞみ・小宮友根訳) 『法のエスノメソドロジー——「生ける秩序」の法社会学』 新曜社, 138-40.

Pomerantz, Anita, 1984, "Agreeing and Disagreeing with Assessments: Some Features of Preferred/Dispreferred Turn Shapes," J. M. Atkinson and J. Heritage eds., *Structures of Social Action: Studies in Conversation Analysis*, Cambridge University Press, 57-101.

Ohima, Sae and Jürgen Streeck, 2015, "Coordinating Talk and Practical Action: The Case of Hair Salon Service Assessments," *Pragmatics and Society*, 6(4): 538-64.

Sacks, Harvey, 1972, "An Initial Investigation of the Usability of Conversational Data for Doing Sociology," Sudnow, D. ed., *Studies in Social Interaction*, New York: FreePress, 31-74. (北澤裕・西阪仰訳, 1989, 「会話データの利用法——会話分析事始め」 Gサーチス・Hガーフィンケル・H.サックス・E.シェグロフ『日常性の解剖学——知と会話』 マルジュ社, 93-173.)

佐藤有希子, 2005, 「日本語母語話者の雑談における『うん』と『そう』——フィラーとして用いられる場合」 『国際開発研究フォーラム』 (29): 107-24.

Stivers, Tanya and Makoto Hayashi, 2010, "Transformative Answers: One Way to Resist a Question's Constraints," *Language in Society*, 39: 1-25.

## “素顔や地毛から問う” 見た目問題

### —アルビノ当事者の経験にもとづく実践的考察—

薮本 舞

任意団体アルビノ・ドーナツの会  
doughnuts\_agetatehokuhoku@yahoo.co.jp

### Appearance Problem about bare face and natural hair:

### Practical considerations based on the experience of *albino tojisya*

YABUMOTO Mai

Albinism Doughnuts Association

*Keywords: Lookism, Natural appearance, Social gaze*

#### 要旨

本稿では、「地毛」やメイクをしていない“素顔”といった生まれ持った外見にまつわる経験を手がかりに、見た目が日常生活の中でどのように社会的視線にさらされ、個人の感情や行動に影響を及ぼすのかを検討した。筆者がこれまでに向き合ってきた出来事や違和感を丁寧に振り返りながら、日常に潜む差別的なまなざしがどのように形成され、再生産されているのかを記述的に明らかにした。また、その背景にある「正しさ」や外見規範の内面化が個人に与える負荷を考察し、多様な見た目が尊重される社会に向けて、身近な実践の可能性を探った。

#### 1 序論

私たちは日々日常、他者の視線を意識せざるをえない。そのような生活を強いられていると言っても過言ではないとさえ感じる。特に、髪の毛や肌、眉毛やまつ毛など、顔や身体の特徴は本人の意志とは関係なく、他者にジャッジされやすい領域である。これらは「個人特有であくまでその人の持ちうるもの」であると同時に、時として「こうあるべき」という社会的な基準によって裁かれ、管理される対象にもなりうる。

例えば学校という場所ではあくまで任意とされながらも、「地毛証明書」の提出を暗に原則提出として求める雰囲気や、「学生らしい髪型」を求める校則が存在し、就職活動の現場では「暗い髪色」や「リクルートスーツ」という暗黙のルールがある。これらは一見、中立で公平な規律のように見えるが、実際には「正しい見た目」を固定化し、その枠から

外れる人々に適応を迫る仕組みとなっている。その枠組みに入らない(入れない)者は、「自己責任で自ら選択して入らないのだから、社会の選択肢が極端に少なくなつても仕方がない」という事態に追い詰められる。一方的な「正しさ」や価値観を押し付けられているにも関わらず、「それを受け入れられない個人の責任」とされてきた。

特に日本社会では、こうした「正しい見た目」の規範は学校や職場だけでなく、アルバイトや地域活動、日常的な買い物や外出の場面においても暗黙のうちにたらいいている。服装や髪型、化粧の有無もそうだが、生まれつきの毛髪や肌の色、顔の形や骨格など外見上の特徴は、能力や人格などとは無関係であるにもかかわらず、社会的な評価や信頼性の判断材料として用いられる傾向が強い。当事者にとっては日常生活の選択や行動を制限するだけでなく、自尊感情や社会的な立場にも大きな影響を与える。しかし、「見た目」に関する問題は先述の通り、個人の責任にされ、社会構造の問題として語られることは少ない。

こうした背景を踏まえ、本論文では単なる外見や好みやマナーの問題としてではなく、社会的包摶や平等な機会の保障にかかわる問題として検討することを目的にする。

この論文では、筆者自身の経験と他の当事者の声をもとに、「素顔」や「地毛」といった外見にかかわる社会の視線を明らかにすることからはじめ、その背景にある規範や価値観、さらにはそれらが当事者の生き方や生活にどう影響を及ぼしているのかを検討する。

第2章では筆者自身の経験、第3章では他の当事者の声や事例を取り上げる。第4章では社会的規範の背後にあるものを考察する。最終章では、多様な見た目が受け入れられる社会に向けた実践の可能性を考察する。

## 2 「見られる私、見つめる社会—“素顔”と“地毛”に向き合った日々」

私はメイクをしていない自分の顔にコンプレックスを抱いてきた。私は全身の色素がないがゆえに、身体全体の体毛の色素もなく、明るい色をしている。眉毛やまつ毛の色素も無く、メイクをしている時とそうでない時の差がはっきりとしている。そのため、「別人みたい」と言われることも少なくなかった。また、「メイクをしている人と素顔がちがう人って…」と揶揄されるような社会的な雰囲気もあった。そういう趣旨の発言をする人にとって、それは何気ない冗談であることが多い。さらにその発言は社会全体の雰囲気であって、メディア等を通じて私自身に直接ではなく、他者が言われていることである。それが頭では理解できても、私は素顔の自分が嘲笑われているような痛みを感じていた。それらの言葉を、私は“素顔”が社会に適応できないという無言の通告のように受け止めていた。「ありのままでいること」が許されないような感覚にとらわれ、いつしか私は、メイクをしないまま外に出ることを極端に避けるようになった。

例えばこのようなエピソードがある。自分が運営する当事者グループの代表者として、医療系や福祉系の学生、教職員と一緒にセミナーに参加することがあった。それは宿泊を伴う規模のものであった。素顔を見られたくない私は、寝る時も素顔にならぬように徹底

的に対策をして参加した。具体的な対策は次のようなものである。眉毛には眉ティント<sup>1</sup>を使用した。まつ毛は濃い色のまつ毛エクステンション<sup>2</sup>を使用した。眉ティントは施術してしまえばさほど違和感がなかったのだが、まつ毛エクステンションは、自まつ毛にエクステンションを装着している状態なので、この装着感に違和感があった。それでも、素顔を見られることと天秤にかければ、まつ毛の違和感などはたいしたことではなかった。私にとっては、素顔を見られてしまうことのほうが何倍も自分を危険にさらすリスクが高いと感じていた。このように私は、自分の素顔を徹底的に他者に見られないように対策をして日々を過ごしていた。

また私は、メイクをしていない自分自身の“素顔”だけでなく、地毛の色にもコンプレックスを抱いていた。高校生の時にアルバイトを探そうと行動した。しかし、いくつもの企業にアルバイトの応募をしたが、採用には至らなかった。不採用になるまでの過程はいくつかあった。ひとつは、アルバイト採用の面接を受けたが不採用となったもの。他には、アルバイトの応募を見かけて連絡先に電話をし、面接の時間と場所を確認する。指定された日時に履歴書を持参すると、面接担当のスタッフらしき人が私の姿を見るや否や、「アルバイトは先ほど決まってしまいました」と伝え、私は面接さえも受けさせてもらえないというパターン。そして、一番衝撃だったものは、面接が一通り終わった後に面接担当のスタッフから「あなたの髪の毛の色は染めていないということは分かりました。ですが、現在募集をかけているのが接客なので、お客様にあなたの髪の毛の色について、いちいち説明することはできないでしょう。今回は採用できません。」と伝えられたことだった。

アルバイト探しはこの後、大学生になってからも継続したのだが、私が学生の時にアルバイトができたのは、ホームセンターでの棚卸作業のみだった。それも、その現場に勤務する友人を介してのものだった。条件としても超短期というもので1日限りであり、欠員が出たので急遽その補完という形で採用された。後にも先にも、学生時代にアルバイトができたのは、この1日のみである。そのホームセンターは長期でのアルバイトの募集もしていた。友人は私がアルバイト探しに苦戦していることを知っており、「もしかしたら長期でのアルバイト勤務の採用の可能性もあるかもしれない」と背中を押してくれた。しかし、アルバイト終わりにスタッフの方からホームセンターのバックオフィスで、「今回は欠員の補完という形で特別に入つもらいました。しかし就業規則に髪の毛の色の規定があるので、長期でのアルバイトとしては働いてもらえません。」と伝えられた。このホームセンターに限らず、私がアルバイトを不採用になる理由として、たびたび企業側から説明を受けたのが「就業規則で髪の毛の色の規定があり、あなたの髪の毛の色は規定されている色よりも明る過ぎて採用ができない」というものだった。私の髪の毛の色は生まれつきの色であり染めているわけではないのだが、社会からの髪の毛の色について外見的偏見を感じた。さらに、「髪の毛を染めている」＝「不真面目、不誠実」という認識が社会全体に刷り込まれており、それが偏見や差別に繋がっていると、当時を振り返って実感している。

上記のエピソードはどちらも、「私のありのままの姿では社会に受け入れてもらえない」と、私自身が痛感した経験である。私はつねに「どういう容姿であれば、社会から受け入れてもらえるのか」を意識していた。意識はしていたが、実際に「受け入れられる容姿に補正すること」を全て実行できたわけではない。例えば、眉ティントやまつ毛エクステンションは、多少のコストや装着に違和感があつても、まだ自分が対応可能な範囲であった。止めたいと思えばすぐに実施できるからである。一方、髪の毛は明るい色を一度濃い色に染めてしまうと、伸びてきた髪の毛の生え際が目立つてしまい、こまめに染めることが必要とされる。私はそのことを本人が望まない限り、膨大なコストが生じそれによって、身体的にも心理的にも経済的にもなど、様々に圧迫を伴う可能性があると判断していた。そしてなぜ、「見た目」が特徴的である、もしくはマイノリティ性があるということで「社会が求める容姿、理想の姿」に合わせなければならないのだろうかと、怒りに近い割り切れない思いを感じていた。人の容姿など多様であることは当然なのに、まるで「ひとつの正解に合わせなければならない」という現状がある。それに合わせることができないのであれば、極端に選択肢が狭くなってしまうことや、日常生活で制限を受けることになってしまうのである。これについては、容姿が多数とは違うという人が社会に合わせられないことが問題なのではなく、「様々な容姿を受け入れることができない社会側の問題」なのだということを明確にしておきたい。

### 3 社会の視線—実際に日常生活で出会う差別的な事例

第2章では、“素顔”や“地毛”といった外見にまつわる自分の経験を元に、他者の視線から生まれるコンプレックスや葛藤について述べた。私はアルビノの人たちのセルフヘルプグループ<sup>3</sup>を運営しているのだが、このグループの活動を通して出会ったアルビノ当事者の方はもちろん、他に「見た目」の特徴を伴う当事者との対話や講演活動で、「見た目」を理由とする傷ついた体験や生きづらさを語る声に幾重にも出会ってきた。当事者たちの生の声を紹介したい。

例えば、アルビノ当事者の方とお会いするなかで私が頻繁に耳にするのが、「アルバイトの面接を受けたのだが、髪の毛の色を企業が指定している色に染めるのであれば採用すると条件を提示された」というものだ。企業の就業規則による髪の毛の色のルールについては、近年では徐々に緩和されてきているとはいえ、私と同じような体験をしたと聞いたのはここ最近のことである。またアルバイトのみならず、在学する学校に実習がある場合、その実習を行うに際して、髪の毛の色を濃い色に染めてくるように教員から一方的に伝えられるケースもよく耳にする。学生の実習のケースでは、髪の毛の色を染めるべきという指示は教員のみで判断してアルビノ当事者の学生に伝えており、実習先に確認していないという場合がみられた。例えば「実際に所属する学校を通して実習先に確認してもらったら、染めなくて済んだ」という報告も寄せられている。また他のアルビノ当事者からは、入学や進級など環境の切り替えの時に自身のアルビノのことを丁寧に説明したにも関

わらず、髪の毛の色が明るい色をしていることや皮膚の色のことなど、外見的な特徴について同級生から何度も同じ質問を繰り返されて回答に疲弊し、ついには学校に行くことが辛くなってしまったという事例がある。

ある書籍には、子どもの時の体験として当事者の切実な証言が記載されている。たとえば、岩井健樹による書籍『この顔と生きるということ』（岩井 2019）では、河除静香さんが自身の症状を動脈奇形という病気で、「血管の塊が鼻や口にあり、形が普通と違う」（岩井 2019:113）と表現している。河除さんは書籍の中で小学生時代の経験として、次のように語っている。

小学生になると給食当番が嫌で、配膳しようとすると、『バイ菌がうつる、汚い』と言われました。廊下ですれ違いざまに、「見た目」の悪口を言う子も。フォークダンスで手をつないでもらえなかつたこともあります。（岩井 2019:114）

このように、アルビノ当事者以外の「見た目」の症状がある当事者らも、外見の違いについて、子どもたちの間で偏見や排除につながる現実に直面している。

さらに、アルビノ以外の症状で「見た目」の症状がある人の声をもうひとつ紹介しておきたい。講演などで紹介すると、反応の大きい語りのひとつに円形脱毛症の友人の声がある。友人は普段、外出する際にはウィッグを利用している。「ウィッグを利用すること」自体は誰かに迷惑が及ぶこともなく、友人自身のことを本人が選択するのは当然のことだと言える。それをオープンにして生活するか、クローズにして生活するかも、本人の意志が尊重されて然るべきである。しかし、友人は「ウィッグを利用することで、目の前の人隠し事をしているかのような罪悪感を抱くことがある」と話してくれた。なぜ、友人がそのような気持ちにならざるを得ないのか、これは社会がこれまでに、髪の毛の量が少ない見た目の人を揶揄の対象としてきた積み重ねが背景にある。「見た目」が多数派と違うとき、その「見た目」がゆえにぶつかる壁は、特別な瞬間だけに訪れるもののみならず、日常生活の小さなことにも存在しているのである私が運営するセルフヘルプグループの交流会に参加してくれるアルビノ当事者の学生の中で、自身の髪の毛の色が明るい色をしていることについて「学校に“地毛証明書”を出した」という人がいた。私は“地毛証明書”を義務化して提出させることそのものについて疑念を抱いているが、その学生は「自分の髪の毛の色が原因で周囲とトラブルになるぐらいだったら、“地毛証明書”を出したほうがまだマシ」なのだと言う。当事者の立場としてその気持ちも理解できるので、学生個人の気持ちについては尊重されるべきと感じる。しかし、この学生は決して自ら進んで“地毛証明書”を出したわけではないことに着目したい。“地毛証明書”を求められた際には、この学生から学校や教員には特に何も伝えなかったということだが、応じたのはあくまで「トラブル回避のため」であり、「自分の地毛の色が原因でトラブルになるリスクと、予め“地毛証明書”を提出するコストはあるが、自身の髪の毛の色は染めてい

るわけではなく生まれつきなのだと公認しておくことで、トラブルが避けられることを比較した時に、後者の選択のほうが“まだマシ”という、消極的な選択なのである。“地毛証明書”を提出するには様々なコストが発生する。まず、“地毛証明書”を記入して学校に申請するという手間のコストや、手続きの際に生じる時間的なコスト、そして、「見た目」が特徴的がゆえに少数派のみが“地毛証明書”を求められてしまうという心理的なコストも発生する。そのようなコストを、「見た目」が特徴的な症状がある我々は、常に求められている状況と言っても過言ではない。そしてそのコストは、「当事者が負担することが当たり前」という前提になっている。また、そもそもなぜ地毛を公認で証明すること自体が求められるのだろうか。例えば、髪の毛の色ひとつを例に挙げてみても、それは「この学校に通う人の地毛の髪の毛の色は暗い色をしていることが当然である」という価値観に基づいていると感じる。しかし、実際に人間には画一的な髪の色など存在しない。画一的ではなく、多様であることの方が当然である。地毛の髪の毛の色であれば、アルビノ当事者は茶色い色から、白色、金色、グレーなど様々な色をしていることが考えられる。またアルビノ当事者のみならず、外国にルーツのある人も場合によっては、地毛の髪の毛の色は校則が定める画一的な暗い色でない場合もある。アルビノ当事者であることや外国にルーツがあるという状況に当てはまらなくても、地毛が明るい色をしている人はいる。幻の“標準の外見”を定めて、そこに当てはまらない「見た目」をしている人を排除している構造がある。また地毛証明書を提出することは、「トラブルの回避になる」という一面はあるとはいえ、それは「配慮という形をした抑圧」になっていると言える。

以上でも述べた通り、当事者の経験や学校現場での実態から、「見た目」に関する規則や慣習が、いかに本人の意思や尊厳を軽視したものであったかを見てきた。ではなぜ、私たちの社会では「見た目の管理」がここまで当然のように求められてきたのだろうか。ここからは、「素顔」や「地毛」といった個人個人の身体的特徴が、なぜ「整えるべきもの」「指導対象」とみなされてきたのか、その背景にある規範意識や社会的価値観を考察したい。

私の「地毛」は先でも述べた通り、明るい色をしている。しかし、その髪の毛の色では生活ができないことを突きつけられた。私自身は学校では“地毛証明書”を求められた経験は特になく、地毛の髪の毛の色で生活が可能だったものの、アルバイトとなると途端に何処にも採用にならずに、働くことができなかつた。中には、「髪の毛の色を就業規則で定める色に染めることができなければ採用できる」といった条件を提示される場合が、事例でも挙げたのだが、私自身に於いてもその出来事に遭遇することがあった。そして、アルビノ当事者の中には明るい髪の毛の色が地毛であることについて、学校から“地毛証明書”を求められるケースもあった。さらには、実習がある学校の生徒であるアルビノ当事者は、実習に際して髪の毛の色を濃い色に染めるように教員から一方的に注意されるケースもあった。どれも自分自身の身体でありながら、制限をかけられた状態にある。それは、「個人の身体の所有権は個人にあるのではなく、学校や社会にある」という構造を示

している。学校や社会が個人を尊重せずに、人々を管理、統制しようとする様がうかがえる。

また、社会に出て働く前の学生の段階から、“地毛証明書”を提出させることは、徹底的に「正しい見た目とはこうあるべき」というものを子どもたちに刷り込んでしまうことに繋がる。学校が決めた一方的な「正しい見た目」をしていない者は、管理指導の対象になる。「不真面目」という評価を受けてあらゆる場面で不利益を被る。そうして、「正しい見た目」を刷り込まれた人が実際に社会に出て働いたらどうなるだろうか。多様性を含まない画一的な「正しい見た目」から外れていると認識された人は、社会から排除されてしまうことになる。しかし、この「正しい見た目」から外れている人とは、固定化されるものではないはずである。自分がいつ、「正しい見た目」から外れた側になるかというのを、誰でもその立場になりうる可能性をはらんでいる。

#### 4 “正しさ”の内面化とその背景——社会的規範から考える

第2章および第3章では、“素顔”や“地毛”をめぐる筆者自身の経験、および他の当事者の声をもとに外見にまつわる差別や偏見が、日常のなかでどのように現れているのかを記した。見た目の問題は、当事者個人の問題として扱われがちである。しかし、その後には「こうあるべき」という社会的な視線や規範が根強く存在している。

本章では、なぜそのような“見た目”が管理・制限の対象になるのか、そしてそれは誰のための「正しさ」なのかについて、社会的な背景や構造から考察する。

就職活動のとき、私にはいわゆる「髪の毛は暗い色」であることや、「リクルートスーツスタイル」という就職活動の出で立ちがとても苦しく感じられた。私自身も大学生の就職活動時期に、同年代の人たちの同じスタイルを何度も目撃した。一緒に居るだけで自分が「就職活動のスタイル」にどうしても馴染めないことや、社会の異端であると認識させられるような気がてきて、その場を逃げるようにして離れた。それは「避難する」という感覚に近いものであった。このように、自分が「ずれている」と意識させられるのは、他者の視線や場の空気を通じてである。就職活動では、合同企業説明会などに実際に参加して、企業の情報を収集したり、そこで働く人の生の声を聞いて参考にすることは一般的であるのだが、私は合同企業説明会にはどうしても参加ができなかつた、それは、まさにこのような心理が働いていたからである。大切な機会を持つことはかなわなかつた。

また、私が就職活動に当たっていた時期、「面接は必ずしもスーツである必要はない」という採用企業もあったのだが、そのような会場に足を運んだ友人の話を聞いても「結局、スーツで参加している人が大半だった」と耳にした。面接時にスーツでなくても良いと謳っている企業は、働く人に「自分らしさ」や「自律」を求めており、そのような企業風土の現れとして面接でスーツ着用でなくても良いと、応募者に伝えている姿勢と考えられる。しかし、自分らしさを求めると言いながら、結局のところ「正しい見た目」はあらかじめ決められており、そこから外れてはいけないという無言の圧力が常にうかがえる。

こうした“見た目の規範”は、個人の外見にとどまらず、社会的な評価や機会にまで影響を及ぼしている。日本の就職活動では、リクルートスーツは半ば“制服”として機能していると言っても過言ではない。また就職活動をする学生が一斉に「髪の毛を暗い色にしている」状態も併せてそのような現状であるのは、応募者の従順さや協調性といった「社会性」が外見からも読み取れるとされる文化的背景があるからである。見た目によって性格や能力を推測するこの傾向は、外見の自由を大きく制限している。

“正しさ”を押し付ける社会構造の中で、当事者たちは見た目を“整えること”を余儀なくされる。だが、その「整えること」自体にどれだけの苦しみがあるのかを、社会はまだ十分に理解していない。理解を深める努力が求められる。

“見た目の正しさ”に合わせることは当事者にとって、決して無害なものではない。第三章でも触れたが、例えは私のように地毛が元々非常に明るい色をしている人が、髪の毛を暗い色に染め直し続けることを、本人の意志ではなく、職場の就業規則によって何年も強要されたとする。これには相当のコストがかかることは明白である。それにもかかわらず、「整える努力」を当然とされて、そのコスト負担に応じなければ「努力不足」や「自己責任」という言葉で、当事者の傷や苦しみはいともたやすく切り捨てられてしまう。こうした構造のなかで、「見た目」に対する規範は、静かに、しかし強固に人々の行動を縛っている。

また、「見た目」の「違和感」や「不快さ」と表現されるものは、「その見た目の原因である症状そのものが悪いから改善するように」と言われ、「見た目の症状がある当事者自身が悪い」とされることがある。社会にとっての「正しい」外見の枠から外れると、

「だらしない」「清潔感がない」「空気が読めない」などといったレッテルが貼られやすい。このような個人の“整えていない”とされる「見た目」に向けられる視線には、社会的規範の力が色濃く反映されている。こうした多様な「見た目」を受け入れることができない社会側の規範意識にこそ問題があるといえるのではないだろうか。

次章では、この現状を踏まえて、より多様な見た目が受け入れられるための実践の可能性について考察したい。

## 5 実践の可能性

本論文を通して、“素顔”や“地毛”といった外見に関わる特徴が、どのように社会の規範によって管理され、当事者の生活や選択に影響を及ぼしているのかを見てきた。そこから浮かび上がったのは、「正しさ」が必ずしも普遍的な価値ではなく、特定の時代や文化における基準であるという事実である。それにもかかわらず、その基準は教育や就職活動、日常生活を送る中で、半ば当然のものとして再生産され続けている。本章では、この現状を踏まえて課題を整理し、多様な見た目が受け入れられる社会を実現するための方向性について考察する。

第1章から「見た目」に関する問題は従来は「個人の責任の範囲」にされてきたが果たしてそうなのか。これは社会構造の問題なのではないかと問題提起するところからスタートした。第2章では筆者自身の経験から見た、「素顔」や「地毛」への社会的視線の厳しさを浮き彫りにした。メイクをしていない時の素顔を隠すため、眉ティントやまつ毛エクステンションを駆使したが、それらは前向きに活用したというよりはコンプレックスを隠すために使用しており、生活に制限がかかっていた。また、アルバイトの応募では「染めているわけではないのはわかるが、規則上採用できない」と何度も不採用になる経験をしたが、髪の毛の色についての社会からの根強い外見的偏見に何度も悩まされてきたことを伝えた。第3章では、筆者だけではなく他の当事者の声として、学校現場での「地毛証明書」提出の一例や、実習に際して実習先に確認もせずに、担当教員の一存だけで「髪の毛を暗い色に染めてくるように」指導されるという事例を通して、自分の身体や見た目の選択権が奪われている構造を浮彫にした。それは当事者にとって自尊感情を深く傷つけられると共に、社会的排除や機会損失に繋がる実態となっている。第4章では、本来なら多様であることが当然の人の見た目について、「一律の正しさ」という幻はどこから来るのかを考察した。例えば就職活動で暗黙のルールとなっている「暗い髪の毛の色」や「リクルートスーツ」が苦痛や負担を生むこと、「こうあるべき」という背後にある価値観や同調圧力について明示した。

これらの知見を踏まえて、多様な見た目が受け入れられる社会とはどういったものなのかを検討したい。

ここまで明らかになったのは、見た目に関する社会的規範が当事者に与える影響の甚大さである。例えば髪の毛の色の特徴ひとつをとっても、それは本来、その人が元々持ち合わせているものであるにもかかわらず、学校や就職活動、職場などの制度的な場面で「正しさ」として固定化された基準が適用され、外見をそれに整えることが当然とされている。

また、制度的な場面のみならず日常生活においても、まつ毛や眉毛などの特徴的な色にコンプレックスを抱いていた筆者は、眉ティントやまつ毛エクステンションを用いて、その素顔が揶揄されないように防衛を計った。これには自由への制限がかかっている。

この規範への適応は、経済的・時間的な負担や精神的ストレスを伴い、自尊感情の低下や社会的機会の制限を引き起こす。さらに、長期的には規範が内面化され、当事者自身が無意識に同じ価値観を再生産し自分の姿との葛藤で苦しむという構造も確認された。

見た目の多様性を受け入れるためには、規範の見直しや制度的な改革に加え、日常生活での意識変革が求められる。こうした複合的な取組こそが、外見による排除を減らす鍵となる。

本論で示した通り、見た目に関する規範は、外見が一般的な基準から外れる人々にとって生活や選択を大きく制限し、精神的負担を与えるものである。こうした問題を解消するためには、まず制度や慣習の側からの見直しが必要である。具体的には、教育現場や採用

プロセスにおいて「外見条件」を一律に規制しない、あるいは「外見の違い」によって「正しさ」を規定しないことが挙げられる。

例えば、第3章で取り上げた学校の「地毛証明書」は任意提出とされながらも、暗黙の了解でほぼ必須の雰囲気があり、学校が定める暗い色以外の地毛を持つ生徒に負担を強い実態について、見た目を本人の意思では変えられない領域であるにもかかわらず、本人の存在を疑う構造を示している。「地毛証明書」を提出しなければ、不本意な状況で頭髪指導を受けても、髪の毛の色が原因でトラブルが起きても、自己責任とされる風潮は非常に根強い。だが本来、髪の毛の色がひとりひとり違っているのは当然のことであり、それを許容しない学校文化が、「多様な見た目」を受け入れることができない社会を温存してきたとも言える。「地毛証明書の廃止」は急務である。

さらに生徒や保護者、教職員が「見た目の多様性」について話し合う場を設け、制度の必要性や妥当性を検証することが望ましい。学校現場の「多様な見た目」を尊重できない雰囲気は、外見的特徴が一般的な基準から外れる人への社会的な差別や偏見と地続きである。就職活動での外見条件についても、今後見直されることが必要である。特に、アルバイトや就労の採用の条件として「髪の毛を暗くすること」や「外見的特徴を隠すこと」など外見変更を求められることは、当事者に「正しい見た目」の価値観を強く押し付けることとなり、苦痛が強いものである。この点は今後改善が求められる。

同時に社会全体の意識変革も不可欠である。多様な外見を持つ人々との接触や情報発信を通じて、固定化された「正しい見た目」のイメージを相対化する機会を増やすことが求められる。メディアや広告においても、単一の美的基準や正しさではなく、多様な外見を肯定的に伝えることが重要である。例えば、就職活動生の多くが同じ髪色・同じスーツ姿で写る光景や、「標準的な顔立ち・体型」ばかりが画面を占める構図は、知らず知らずのうちに「これが普通」「これが正解」という基準を強化してしまう。これに対抗するには、様々な身体的特徴を持つ人たちが、自然に登場する場面を増やしていく必要がある。日常的な描写の中に当たり前の存在として登場することが効果的である。

企業や職場においては、例えば就職活動時における暗黙のルール、「暗い髪の毛の色」「黒か紺のスーツ」が誠実さや真面目さの現れとされる文化的背景が、多様な見た目を許容にくくさせている現状がある。第4章で触れた、スーツ不要と明記しながらも参加者の大半がスーツを着用していた面接の事例は、「自分らしさ」を標榜する企業でさえ、無言の規範が働いていることを示していた。この現状を変化させるには、単に「スーツ以外も可」と記載するだけでなく、実際に多様な服装の応募者が選考を通過し、採用されている事例を社外に発信することが重要である。それにより応募者は「本当に選択できる」と受け止めやすくなる。

個人レベルでできることとしては、経験を共有し続けることが挙げられる。このことは、苦しい経験も多く含まれるので、その経験をどう共有するかの慎重な検討も求められるのだが、第2章で述べたように、筆者自身も外見の違いによって就業機会を制限された経験

を持つ。当事者が自らの経験を語ることは、同じような境遇にいる人への支えとなるだけでなく、周囲の人々に規範の存在を気づかせるきっかけにもなる。また、自分自身が他者を評価するとき、誠実さや真面目さ、正しさを外見のみに求めるのではなく、その人自身がどのような価値観があるのか、何を大切にしている人なのかについて着目していきたい。そのような個人の小さな意識も、必ず確実に変化へと繋がる。

筆者自身の経験や他の当事者の声が示すように、外見の多様性は社会に豊かさと新しい価値をもたらす。その可能性を生かすためには、個人の努力だけに依存するのではなく、制度・文化・意識の3層からの変化を同時に進める必要がある。これを表した出来事に遭遇することができた。ある番組に私が出演した際、就業規則を改定して髪の毛や髪型について規制を緩和したスーパーに、私も直接取材を行った。対応してくださったのはそのスーパーの店長だったのだが、髪の毛の規制について緩和する前と後では、コミュニケーションの量が明らかに増えたという証言を得た。それは従業員同士もそうであったし、従業員とお客様との間のコミュニケーションも生まれたのだという。髪の毛の色や髪型の規制を緩和してしまうと、お客様に威圧感を与えクレームが発生するのではないかとの懸念で、従来は髪の毛の規則が厳しかったのだが、いざ緩和してみたらクレームどころか、それは良い作用を及ぼしたと聞くことができた。このような例が示すように、制度・文化・意識の3層での変化を同時に進めていくことにより、手元の日常生活から公平で包摂的な社会への第一歩を踏み出すことができるるのである。

ここまで見てきたように、“見た目の規範”は学校や職場という制度的な場だけでなく、日常的な人間関係や場の空気にも深く浸透している。これを変えていくためには、個人の努力だけでなく、教育現場・企業・社会全体の多層的な取組が必要である。

見た目につわる制約を減らす取組は、当事者にとっての自由を広げるだけではない。それは、社会全体の多様性を豊かにする行いでもある。では、その未来をどうつくるのか——その未来をつくる鍵は、決して遠い場所にはない。その答えは、私たち1人ひとりの中に委ねられている。

多様な見た目を受け入れる社会は一朝一夕で訪れるものではない。制度や規範の変化時間が必要であり、その間も当事者は日々の生活の中で選択の連続を迫られるだろう。それでも、見た目につわる“正しさ”を問い合わせる小さな試みが、着実に社会を変えていくはずだ。

私が語ってきた経験や他者の声は、どれも特別なものではない。むしろ、ごく日常の中に埋もれがちな出来事である。しかし、その「ささいなこと」の積み重ねこそが、人の生き方や可能性を狭める事があると物語っている。だからこそ、その一つひとつに耳を傾け、見過さないことが必要だ。

“こうあるべき”という視線に、自分もまた加担してしまうことがあるかもしれない。だからこそ、私たちは問い合わせたい——その基準は誰のためのものなのか。そして自分はどのような社会に生きていきたいのか。

答えは永遠に出ないのかもしれない。しかし、問い合わせ続ける姿勢こそが、多様な見た目を受け入れることができる社会の入口になると、私は信じている。

## 注

1. 眉毛に専用の色素を配布し、しばらく置くことで肌に色素が定着し、数日間持続する化粧品である。メイクの手間を減らす目的や、眉毛の色素が薄い当事者が輪郭を補うために使用する。
2. 自まつ毛1本ずつに人工毛を接着し、まつ毛を長く・濃く見せる美容技術メイクの時短や見た目の印象改善を目的に利用される。
3. 自助グループとも呼ばれ、生きづらさを抱える当事者がグループを作り、それぞれの体験をもとに相互に助け合いながら、その課題に取り組むもの。
4. 染毛や脱色ではなく、生まれつきの髪（地毛）であることを、学校に届け出させる書類。都市部の高校では約半数で提出を求められ、「事実誤認による頭髪指導の防止」を理由とするケースがある（東京 MX 2021:東京新聞 2022）。

## 参考文献

- 秋風千恵, 2008, 「軽度障害者の意味世界」『ソシオロジ』52(3):53-69.
- 岩井健樹, 2019, 『この顔と生きるということ』朝日新聞出版.
- 東京 MX, 2021, 「“地毛証明書”で何を守る？東京都立高校の半数で提出求める」,  
<https://s.mxtv.jp/tokyomxplus/mx/article/202102271005/detail/> (2021年2月27日確認) .
- 東京新聞, 2022, 「地毛証明書の提出 半数の都立高が求める 実態調査で判明」,  
<https://sukusuku.tokyo-np.co.jp/education/41778/> (2022年3月5日確認) .
- 矢吹康夫, 2011, 「強いられた『よい適応』—アルビノ当事者の問題経験—」『応用社会学研究』(53): 213-26.

# インテグレーション教育を経験したろう者の語りから考える 聴覚障害児童・生徒の教育の在り方について

飯田 奈美子

関西外国語大学非常勤講師

naimei1972@gmail.com

## Considering the Education of Hearing-impaired Children and Students from the Perspective of Deaf People Who Have Experienced Integration Education

IIDA Namiko

Kansaigaidai University

*Keywords: Integrated Education, Hearing-Impaired Students, Reasonable Accommodations, Social  
Justice*

### 要旨

本研究は、ろう者であるCさんのインテグレーション教育経験の語りをもとに、聴覚障害児童・生徒にとっての「授業理解」と「友人関係構築」という二つの観点から、インテグレーション教育に内在する課題を明らかにしたものである。Cさんの語りの分析を通して、教育現場が依然として個人の努力に依拠した構造を保持しており、学習理解や人間関係形成において本人が過剰な負担を負っている実態が示された。また、聴覚障害学生による情報保障運動の歴史を通して、当事者の「声」を制度的に反映する仕組みが十分に機能していない課題も確認された。さらに、学習理解のみならず、共に学ぶ場における関係形成の保障が不可欠であり、個別支援中心の教育から、社会的正義の観点に立つインクルーシブ教育への転換が求められることを指摘した。本研究は、Cさんの語りを通して、インテグレーション教育の限界と今後の教育実践の方向性を再考する手がかりを提示するものである。

### 1 はじめに

日本における障害児童・生徒の教育は、歴史的変遷として教育免除、分離、統合（インテグレーション）、インクルージョンの4つの形態に変化していった。「統合教育

(integrated education)（以下、インテグレーション教育）」とは、障害児が健常児と共に教育されることをいう（黒田 2007）。障害をもたない児童・生徒とともに活動することを通じて、障害児童・生徒の人間形成や社会適応における効果があり、また障害を持たない児童・生徒も、障害児童・生徒との交流により、ケアの気持ちが芽生え、自然と配慮しあう関係性の構築がなされることが認められている。一方、特別支援学校/学級などは、特別な配慮のもとで、きめ細かな教育を受けられる効果と必要性が認められている。特に、聴覚障害児童・生徒にとって、ろう学校での教育は、障害に対する特別な配慮がなされた教育だけでなく、手話やろう文化の継承、ろう者アイデンティティの構築にも寄与するものとして存在する。しかし、聴覚口話教育の徹底やインテグレーション教育の推進により、聴覚障害児童・生徒が地域の小中学校に進学することが増えていった。一人ひとりの子どもの特徴を尊重し包摂するインクルージョン教育が目指されるようになったが、地域の小中学校における聴覚児童生徒に対する合理的配慮や情報保障についての取り組みは、近年始まったばかりで課題もまだ多く、インテグレーション教育との違いがあまり出ていない。

本稿は、1980 年代にインテグレーション教育を受けたろう者の語りから、インテグレーション教育の歴史と問題点について分析し、聴覚障害児・生徒の教育の在り方について考えていく。この研究は、インテグレーション教育の限界と今後の教育実践の方向性を再考する手がかりを提示するものである。

## 2 障害児童・生徒の教育

### 2.1 障害児童・生徒の教育の歴史とインクルーシブ教育

障害児童・生徒の教育について、その歴史的変遷を高橋・松崎（2014）に基づいて概観する。戦後 1947 年に「教育基本法」および「学校教育法」が公布され、盲学校、ろう学校、養護学校の設立、さらには小学部と中学部の義務化に関する構想が打ち出された。翌年の 1948 年には「中学校の就学義務並びに盲学校及びろう学校の就学義務及び設置義務に関する政令」が施行された。このことにより、養護学校よりも先に、盲学校とろう学校の小学部における義務制が始まった<sup>1</sup>その後、1953 年に「教育上特別な取り扱いを要する児童・生徒の判別基準」、1954 年に「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」、1956 年に「公立養護学校整備特別措置法」が制定され、養護学校義務化へと進んでいった。その後、全国に養護学校が設立され、1978 年には「教育上特別な取り扱いを要する児童・生徒の教育措置について」が制定された。さらに、1979 年に「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」が公布され、養護学校の義務制が達成された。

障害児童・生徒の教育は、1979 年の養護学校義務化達成以前は、地域の小中学校では、障害児童・生徒の受け入れ環境の整備ができていないという点から、就学猶予・免除<sup>2</sup>されていた。しかし、養護学校義務化以降、養護学校ですべての障害児童・生徒が学ぶことができるよう変更されたのだった<sup>3</sup>。養護学校義務化は知的障害などすべての障害を持

## インテグレーション教育を経験したろう者の語りから考える 聴覚障害児童・生徒の教育の在り方について

つ児童・生徒の学びを保障するものだったのだが、障害児童・生徒が地域の小中学校から引き離されることになり、結果的に障害児童・生徒とそうでない児童・生徒との「分離教育」が行われたのだった。

日本において、養護学校義務化が達成された時代に、世界ではノーマライゼーション理念をもとにした動きが活発になっていた。ノーマライゼーションとは、弱者を社会的に保護する仕組みのことで、障害者が一般市民と同じように普通の生活を送り、同様の権利が保障されるように環境整備を目指す理念や運動を指す。1950年代にデンマークの社会運動家バンク・ミケルセンらが参加していた知的障害者の家族会における施設改善運動から生まれた考え方である。ノーマライゼーション理念が日本にも取り入れられるようになると、日本の分離教育は非難の対象となった。つまり、分離教育は、まず障害の有無によって子どもを「分離」する。それに基づいて、盲・ろう・養護学校や特殊学級において通常学級と分離して実施する。障害のある子どもを通常学級から分離あるいは隔離しているという観点から、特殊教育は「分離教育」として非難された（高橋・松崎2014）。

障害がある子どもは特別支援学校（盲・聾・養護学校）に就学することが基本であったが、2002年の学校教育法施行令の一部改正により、認定就学制度<sup>4</sup>が創設され、特別の事情のある場合は、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）に就学する障害の程度であっても、近隣の小・中学校に入学できることが明文化された。

障害児童・生徒と障害のない児童・生徒を通常学級に統合する考え方は「統合教育（インテグレーション教育）」と呼ばれている。障害児を定型発達児と同じ教育環境におき、両者を区別することなく社会生活を共に過ごせるようとする試みと理解されている。インテグレーションとは、通常教育と障害児教育という分離している教育環境を一つにまとめた考え方である。これは“一度分けられたものを統合する”考え方であった（高橋・松崎2014）。

2006年に「学校教育法施行規則改正」により、通級制度の弾力化が行われ、2007年から特別支援教育の開始が決定された。さらに、盲・ろう・養護学校から特別支援学校、特別支援学校のセンター的機能強化、小中学校における特別支援教育等ができた。

そして、2011年に障害者基本法が改正され施行されたことにより、可能な限り障害児童・生徒と非障害児童・生徒が共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善・充実を図ること、また、その選択には本人・保護者の意向を可能な限り尊重すること、そして、障害児童・生徒と非障害児童・生徒の交流及び共同学習の積極的推進することになった（文部科学省「障害者基本法の一部を改正する法律について」）。

そして、2013年に学校教育法施行令が改正され、就学制度が改正された。特別支援学校の就学基準（学校教育法施行令第22条の3）に該当する子どもは原則特別支援学校へ就学するという従来の就学先決定の仕組みから、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと変更された。これにより、認定就学制度を廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）による就学制度に変更され、統合（インテグレーション）教育からイン

クルーシブ教育へと推進されたのであった。

インテグレーション教育が目指した障害児教育は，“特別な教育を必要とする児童に，通常の教育組織のなかで特殊教育の方策を与える”であった。インテグレーション教育では，障害のある児童生徒を通常学級においてのみであり，“障害のある児童生徒を既存の学校に合わせようとした”と言える。つまり，学校や環境は調整せずに，障害のある児童が通常学級の教育システム（既述のメインストリーム）に合わせる考え方であった。それに対して，インクルーシブ教育では，“児童は一人ひとりユニークな存在であり，一人ひとり違うのが当たり前であり，それがすばらしい”と考える。つまり，インクルーシブ教育では，子どもたちを最初から分けずに，全ての子どもたちを包み込む（include）教育システムを構築することを目指している（高橋・松崎 2014）。

しかし，インクルーシブ教育の実現の不十分さに国連から勧告を受けている（文部科学省 2022）。というのも，そもそも国連でいうインクルーシブ教育と日本のそれに対する理解が異なっているのである。小国（2023）の報告を整理すると以下のようになる。国連のいうインクルーシブ教育は，障害の有無にかかわらず「同じクラスで学ぶこと」と定義されている。その背景には，そもそも人間は多様であり，地域社会とは様々な市民が共生する場であり，学校はその共生の原体験となる場でなければならないという位置づけがある。そして，①インクルーシブ教育は，学習の効果が上がるかどうかではなく，障害の有無で分けることは社会的正義の問題である。②狭義の障害に加えて民族・経済格差・言語・宗教・性差など多様な差異の包摂を課題とする。③「障害の社会モデル」の立場から，授業方法，学校のルールなどの変革が必要である。④学校運営や授業に対する子どもたちの意見表明の機会を保障すべき。という立場でインクルージョン教育を進めていくべきであるとしている（小国 2023: 16）。

しかし，文科省が提唱する「インクルーシブ教育システム」にはこれらの視点が欠けている。まず，①教育的ニーズに合わせた指導の最適化として学習上の効果を追求し，「多様な学びの場」として事実上分離された教育の場を制度化しているため，インクルージョンを社会的正義の問題と捉える視点が弱い。②「障害」の有無にインクルージョンの問題を矮小化しており，経済格差，性差，民族による文化差などが包摂の対象として認識されていない。そのため，例えばニューカマーの子どもの，日本の学校文化に馴染んでいないが故の行動を発達障害の徴候として捉え，「障害児」として特別支援学級に措置する事例も報告されている<sup>5</sup>。③日本でのインクルーシブ教育の議論は，「障害」の種別や程度に応じた指導をいかに当事者に対して行うかのみを重視し，事実上医学モデルを採用している。したがって，学校内の様々な社会的バリアが看過されている。④当事者や保護者の参画は就学先決定などの意見の尊重など限られた場面に限定されているため，学校の構成員として参画しインクルーシブな学校運営をどのようにしていけるかという議論はなされていない。⑤さらに特別支援教育について，個々の子どもの教育的ニーズに的確に応え得る制度として過度の期待があり，教師が個別の教育的ニーズに対してどう指導する

かという観点からしか構築されていない。そのため特別支援教育では教室内に複数の「障害児」がいても集団活動をせず、個別に教育を受けているケースが多い。普通学級で多くの友達と学び合う機会から遠ざけられた「障害児」は、特別支援教育の下で、再度クラスの友達と学び合う機会を奪われてしまう。特別支援教育の在籍として措置された子どもは、友達と学び合う機会から二重に遠ざけられてしまっている（小国 2023: 17）。このような問題点が指摘されている。

日本のインクルーシブ教育方針は、個々の子どもの教育的ニーズに応え学習効果を上げることが前提になっているため、多様な背景のある子ども（障害の有無だけでなく）を「分ける」ことが必然的に導かれてしまっている。しかし、インクルーシブ教育を社会的正義の問題だとする観点からは、ヘレン・クラーク GEM レポートアドバイザリーボード議長（元ニュージーランド首相）によると、「インクルーシブ教育の恩恵について議論することは、奴隸制度やアパルトヘイトの廃止の利益について議論することと同等である」（ユネスコ 2020: 8）と「分ける」こと自体が問題であるとされている。学校は社会の縮図である。日本社会において、障害/非障害者だけでなく、民族・経済格差・言語・宗教・性差など多様な差異に対して「分ける」ことが行われており、それが「排除」につながってしまう。いかに多様な背景の人々を包摂していくことができるか。インクルーシブ教育だけではなく、日本社会全体の課題であると言える。

## 2.2 聴覚障害児童・生徒教育

一方、聴覚障害児童・生徒の教育に関しては、上記とは別の歴史的変遷がなされていった。ろう児童・生徒の教育は、①ろう学校、②難聴学級など通級学級制度、③インテグレーション教育の大きく3つに分けられる。

まず、①ろう学校の歴史を概観する。以下、飯田（2024）の内容を要約し再掲する。ろう学校は盲学校と共に、養護学校より先に義務化が進んだ（上記 1948 年「中学校の就学義務並びに盲学校及びろう学校の就学義務及び設置義務に関する政令」1954 年に「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」など）。これは、ろう学校・盲学校においては、コミュニケーション方法が異なることで指導が一律に行うことができないため分離せざるを得なかつたと考えられる。

ろう教育においては、口話教育を中心に行われている。戦前に欧米の口話法<sup>6</sup>を中心とした教育が紹介されると、口話教育が全国に広まり、1933 年鳩山一郎文部大臣から「口話教育を聾啞者としての国語として教育するべし」という訓示がだされ口話教育の広がりが加速していった。1960 年代には、補聴器の性能が向上して、聴覚の活用が重視されるようになり、聴覚口話法<sup>7</sup>が行われるようになった。そのため、厳格な聴覚口話法が指導されるようになった。その後、口話法だけの教育方針では、ろう児の言語獲得、学習能力の向上があまり見られないことから、1980 年代後半以降、学校教育に手話の導入が訴えられていった。そして、1995 年に文部省（当時）は、「聴覚障害者教育の手引き——多様

なコミュニケーション手段とそれを活用した指導」を発行し、全国のろう学校の授業の補助的手段として手話コミュニケーションを取り入れる流れが広まつていった。しかし、手話使用はあくまでも補助的なものに限られている。

1990年代になると、日本手話と書記日本語を身に着けることを目的とするバイリンガルろう教育の理念と指導方法が次々と紹介され、聴覚障害の乳幼児からの手話導入を開始したろう学校が1990年代から2000年代にかけて続出した。そのような中、2008年に日本で初めてバイリンガルろう教育を実践する明晴学園が誕生した。ろう学校の中でも、日本手話を用いた教育を部分的に行う学校もでてきたが、今でもろう学校では聴覚口話教育がなされている。

次に、②難聴学級など通級学級制度について述べる。1960年代以降、全国の通常学校内に難聴学級が設置されていった。難聴学級は、もともと固定制の学級であったが、徐々に学校生活の主体を通常学級に置き、専門的な指導の時間は難聴学級で受ける形態になつていった。難聴学級設置については、学校保健法の制定による就学前指導や健康診断の実施開始によって、耳鼻科医が難聴学級設置に深くかかわってきた（浜2022:71）こと、また、個人補聴器が1955年頃から一般向けに普及してきたことによって、さらに人工内耳の装着の増加によって、それまでろう学校に通っていた児童が、通常学校に通いやすくなってきたという要因があった（浜2022:75）。そして、1993年に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が施行により、通級<sup>8</sup>による指導が制度化された。

難聴学級の課題は、補聴器や人工内耳の装着をしていても、聞こえの状況は各児童・生徒によって異なり、そのため一人ひとりにあった配慮が必要になることである。補聴器・人工内耳装着の子どもを対象としたアンケート（財団法人日本学校保健会2004）では、授業中周囲がうるさいときに先生の声が聞こえにくくと半分以上の子どもが感じており、また、補聴器を装用していることから周囲の人の声が響いていて困ると感じる子どもが65%（人工内耳の場合45%）いる。先生の言葉を真剣に聞こうとしても周りがうるさく感じ聞き取りにくいのである。さらに先生の話し方により聞き取りにくいことがある。例えば、先生が黒板の方を向いて話すと口元も表情も見えないので聞き取りが難しくなる。また、自分でノートをとりながら、先生の話を聞き取ることは難しい。先生が早口で話したり、声が小さかったり、歩きながら話すと聞き取りにくくと20%程度の子どもが感じている。友達の発言も、席の離れたところからの発言や、声が小さいと聞き取りにくい。「起立」、「礼」、などで椅子を引くとき、机や椅子がガタガタひびきと聞こえに影響するなどである（財団法人日本学校保健会2004）。このような状況であることを、難聴学級担任だけでなく通常学級担任や教科担当教員にも周知をして個別の配慮が必要になる。

③インテグレーション教育が推進されるようになると地域の小中学校へ入学する聴覚障害児が増えていった。その結果少子化の影響もあるが、ろう学校に在学する生徒数は年々減少していっている<sup>9</sup>。今ではインテグレーション教育で学ぶ聴覚障害児の数は、聾学校で学ぶ生徒の数より多くなっている。聴覚・視覚に障害を持つ人のための短期大学である

## インテグレーション教育を経験したろう者の語りから考える 聴覚障害児童・生徒の教育の在り方について

筑波技術短期大学（2006年から筑波技術大学）の長谷川らは、自校の学生を対象として、ろう学校またはインテグレーション経験についての調査を行っている（長谷川ほか、2001）。調査対象学生の大学入学前の最終出身校は、ろう学校 49.2% 通常学校 50.8 と約半分ずつである。これは、筑波技術短期大学全体の割合とほぼ同じである。そして、学生の殆どがろう学校幼稚部に通った経験がある（87%）が、ろう学校の小学部以上の経験者は 48% で約半数である。一方、通常の学校も経験したという学生は 65% で約 2/3 であり、残りの 1/3 がろう学校だけの経験者である。通常学校に通ったことがある人で、難聴学級の経験者は 51% で、残りの半数は難聴学級を経験しておらず、殆どサポートがない状態で通常学校に通っているのだった。2024 年に合理的配慮の義務化が開始されたことで、高校においても合理的配慮がなされるべきであるのだが、その現状は明らかにされていない。聴覚障害生徒がどのような合理的配慮のサポートを受けているのか、またどのようなニーズがあるのか詳細な調査が必要である。

### 2.3 大学での教育

日本学生支援機構「令和 6 年度（2024 年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査」によると、2024 年 5 月 1 日現在の障害学生<sup>10</sup> 数は 55,510 人で、障害学生在籍率は 1.71% であった。障害学生のうち、特性に応じた支援を受けている学生（支援障害学生）<sup>11</sup> の割合は 67.0% で、うち合理的配慮として提供されている学生の割合は 48.6% である。聴覚障害の障害学生数は 2,671 人で、全障害学生数の 4.8% にあたる。また、聴覚障害がある支援障害学生は 1,784 人、合理的配慮提供学生<sup>12</sup> は 1,350 人である。

授業支援の内容としては、「補聴援助システム」244 校で 1 番多く、次に「音声認識ソフト」170 校、「ノートテイク・パソコンテイク」128 校、「ビデオ教材・字幕・文字起こし」125 校である。また、グループワークや実技実習における配慮や、試験などの注意事項の文書での配布などが行われている。また、授業以外の支援では、「障害学生支援担当部署等による定期的な面談・相談対応」207 校、その他「専門家によるカウンセリング」「個別支援情報の収集」などが行われている（日本学生支援機構 2025）。

2013 年の障害者差別解消法の成立、また 2024 年度の改正によって、合理的配慮の義務化が制定されたことにより、大学において、障害学生の申し出による合理的配慮の整備が進んでいった。このような取り組みは、もちろん障害者差別解消法などの法整備が整ったことが大きくかかわっているが、そのような法律制定や情報保障支援構築につながったのは、聴覚障害学生や聴覚障害学生の学ぶ権利に関心のある聞こえる学生たちの運動によるところが大きい。1970 年代から行われていた学生同士の情報交換や交流の集いによって、どのように情報支援を得ることができるかについての叡智を代々語り継いでいき、それにより聴覚障害学生たちが大学での学びを達成していった。その歴史の上に制度が構築されていたのだった。

本研究では、1980 年代以降にインテグレーション教育をうけたろう者による語りから、

インテグレーション教育の実情を明らかにし、特に大学での情報保障を可能にした学生たちの運動を中心に、ろう教育におけるインテグレーションについて考える。

### 3 研究方法

上記の問題関心から分析を行うため、ろう者にインタビュー調査を行った。調査期間、調査対象者は以下の通りである。

#### 【インタビュー調査の概要】

- ・調査期間 2023年2月～2023年9月
- ・調査対象者 (調査当時)

Cさん (40歳代・女性) : Z県聴覚障害者情報提供や手話通訳派遣業務を行うNPO法人、事務局長。

調査方法は、インタビュアー（筆者：聴者）が調査対象者に質問を行い、それを手話通訳者が手話に変換し、調査対象者（Cさん）が手話と音声で返答を行った。手話通訳者（1名）は、インタビュアーの音声発語を手話言語にする通訳を行った。なお、この調査の倫理的配慮については、調査対象者には研究内容、倫理的配慮事項を説明し、同意を書面にて得てから調査を行った。

## 4 インタビュー分析

### 4.1 Cさんの教育歴

Cさんは、3歳児検診で原因不明の難聴と判明された。最初は軽い難聴で、1970年代では、点滴でステロイド投薬する治療があったのだが、それを試したが効果はなかったとのことだった。そして、小学校に入ってからはどんどん聴力が低下していき、今はもうほとんど聞こえていない状態である。

70年代は聴覚口話法教育が聴覚障害児の教育にとって良いとされていた時代で、さらにインテグレーション教育も推奨されていたことから、Cさんの母親（聴者）は、当然のようにそれを受け入れ、Cさんは小学校から大学まで「インテグレーション」（通常学校に通う）をした。その時代は補聴器の性能が少しずつ良くなってきたことによって補聴器を付けて聴覚を活用した口話教育がより推進されていた時代背景もあり、また、Cさんの母親の教育方針も厳しかったことから、家庭においても聴覚口話方法で教育が行われた。さらに、Cさんは小学校を卒業するまで、病院で口話のリハビリを受けていたので、音声での発話ができるようになったのであった。

### 4.2 インテグレーション教育

通常学校に「インテグレーション」したCさんは、聞こえる児童・生徒たちと一緒に通常の授業を受けて学んでいった。

## インテグレーション教育を経験したろう者の語りから考える 聴覚障害児童・生徒の教育の在り方について

インタビュアー：インテグレーションされていたっていうことなんですかけれども、学校の中でのその授業とかの先生のこう、こう、字を見て……。

C さん：それをこつちは形か補聴器か。それからって、もう分からぬ。もう全く分からなかつた。分からぬけど、まあ座つておるみたいな。で、たまたまですけど、私は勉強がそんなに嫌いではなかつた。で、なんで、勉強はそんなに嫌いではなかつた。同じ教科書を、つ、まあ、義務教育の場合、教科書どおりに進むので。で、教科書を読んで、読んで過ごして（不明）<sup>13</sup>感じで。まあ、でも、もう終わつた後は、まあ、お友達にノートを借りて写させてもらうみたいなことだつた。

補聴器を付けていても、そのころには全く聞こえない状態であったので、授業時間中は「座つておる」状態であった。これは、先生や他の生徒の音声発話内容を聞き取ることができず、どのような授業がなされているかわからずにただ座つてゐるだけの状態を指している。しかし、C さんはたまたま「勉強がそんなに嫌いではなかつた」ため、教科書を読んだり、友人からノートを借りて写させてもらい、授業内容を理解していったのであった。また、授業だけでなく、友人関係でも聞こえないことで困難があつた。

C さん：全く、ど、全くできなかつたので、多分、低学年のときの記憶があんまりないんですけど確か、こう、高学年になると、あつ、グループがないわっていうことに気が付いて。女子ってグループを作るので。グループを作ることすら知らなかつたんで、グループって何？っていう感じで、ああ、私はどこにもグループがなかつたので、すごい居心地が悪かつた、フフッ、です。

小学の高学年の女子は自然とグループを作り、グループで行動する。そのことすらCさんは知らずに過ごしていた。ある時女子がグループで行動しているのを見て、グループに入つていなくて居心地の悪さを感じたのだった。そのような環境の中で、Cさんはどのようにその状況を開いていたのだろうか。

C さん：まあまあでも、その中でも何人か幼なじみのお友達なんかは、まあ、あのー、肩をたたいて教えるとか、口を大きく開けてお話しするとか、紙に書いて手紙を送つてくれるっていう方法を知つてたので、それで、母は、あのー、何年間はお友達と同じクラスにさせてもらったんだと思うけど、あのー、グループで何とか5年、5、6年は、その方法で。あんまり（不明）は、他のお友達と幅広くコミュニケーションとつた記憶が私はあんまりないです。

母親の働きかけもあって、C さんとのコミュニケーション方法を理解している幼なじみ

の友人や友達たちと同じクラスにさせてもらい、グループに入ることができた。そのため限られた友人と限られた方法でしかコミュニケーションを取ることができなかつたと回想している。

#### 4.3 ろう学校との出会い

Cさんは、インテグレーションしたことから、ろう学校とは異なり、学校や友人から手話を学ぶ機会はなかつた。また、Cさんの家族は、Cさん以外は聴者であったことから家庭内でも手話は使われることなく、口話でコミュニケーションが取られていた。

そのようなCさんが手話を習得することができたのは、中学校3年生の時に、ろう学校から転任してきた数学の先生と出会つたことが起因している。その先生は聞こえないことに対する理解があつた最初の先生で、わからないところがあれば放課後に数学を教えてもらい勉強をしていた。そして、その先生から、夏休みにろう学校に見学に行ってみないかと誘われ、初めてろう学校に行った。その時代は、ろう学校もオープンだったので、放課後に部活動に参加することを許可してもらい、バレーボルしかなかつたが、ろう学校に行きろう生徒たちと交流をしたのだった。

Cさん：放課後に私結構、ろう学校に遊びに行ってたみたいなんです。そこで手話を見て分かる、あつと思ったら、うれしいなと思って、まあ、友達と、聞こえないお友達と一緒に手話を見よう見まねで覚え始めて。

ろう学校でCさんは、ろう生徒たちの使う手話を見て、コミュニケーションの内容を「分かる」という経験をする。それが「うれしいな」と思い、聞こえない友達と一緒に手話を見よう見まねで覚え始めた。

ろう生徒の友人たちとコミュニケーションが通じる経験をして、通常学校からろう学校に転校することは考えなかつたのか質問したところ、

Cさん：ろう学校に変わつていうふうには思わなくて、そのまで。思わなかつたですよね、なんか。それでちょっと、なんでやろうね、こっちの学校に変わりたいっていう、お、思う余裕もなかつたのかな。私は中学校に通うの、ここの中学校が当たり前だと思ったと思った。それはでも、分かりやすく話して、も、もらえるのはやっぱり、ろう学校がすごい楽しかつたけども、多分、親がすごい反対してたと思います。遊びに行くのはいいけど、勉強に行くのは駄目だつて言った、言われたのを覚えてるので。多分そういう話をしたかな。

ろう学校の方が「分かりやすく話してもらえ」て、楽しかつた経験があつたが、親の反対により転校することはできなかつた。

## インテグレーション教育を経験したろう者の語りから考える 聴覚障害児童・生徒の教育の在り方について

親または本人がインテグレーションを希望する理由として、①ろう学校では、標準的学力がつかないと言われていること、②将来、聴者がマジョリティの社会に入り、仕事や生活を行うためには早くから聴者の世界になれておくことが重要と考える親が多く、インテグレーションを選択するようだ<sup>14</sup>。

また、上記で紹介した筑波技術短期大学の学生対象とした調査（長谷川ほか 2001）では、通常学校に通う理由に、「ろう学校は世界が狭い」「ろう教育に疑問がある」「ろう学校に通うのが難しかった」などが挙げられている。そして、通常学校の良い面としては、①努力すれば付いていけた（60%）、②近所の友達と一緒にいた（52%）、③自宅から通うことができた（51%）であり、他に「学力が高い」「勉強の癖が付いた」「難聴学級があった」などがある。良くない面としては、①授業中先生や友人の話が分からなかった（41%）、②音楽の時間が嫌だった（30%）、③友人とコミュニケーションがうまく行かなかった（24%）などであり、大きく分けると「授業が分からなかった」<sup>15</sup>「友人関係がうまくいかなかった」の二つである。しかし、通常学校にはこうした大きな壁があるにも拘わらず、通常学校に行った人の3/4が、「行って良かった」と感じているのだ。そして、長谷川ほかは「行って良かった」の理由は「努力すれば付いていけた」と通常学校の良い面の回答に關係していると分析している。すなわち、この回答者の殆どは、情報保障がないため授業内容が分からぬ状態であっても、自分なりに勉強し、何とか付いて行くだけの力を持っていた人たちである。したがって、個人の努力で通常学校での学業を達成し、友人関係を構築していったのであった。逆に言えば、授業も分からず、友人も作ることができず、落伍した人も少なからずいるということを考える必要があると述べる（長谷川ほか 2001）。

Cさんは母親からろう学校には「遊びに行くのはいいけど、勉強に行くのは駄目」と言っていた。放課後部活動に参加して、ろう生徒との交流を持つのはよいが、勉強は通常学校で行うべきと考えていたのであった。ろう学校生徒の学力が低いかどうかは分かはせらないが、前述の長谷川ほかによると、2000年の一般の大学進学率は49.7%で、それに対し聴覚障害者の大学進学率（短期大学を含む）は、5~8%と言われている（長谷川ほか 2001）。これは、学力の問題もあるかもしれないが、大学に進学したいと思っても、情報保障などの支援がない状態で入学することはできず、希望を諦めてしまっている学生もいるのではないかと推察される。つまり、中学・高校の段階で、情報保障支援のない状態でも、自分なりに頑張り何とか付いて行くだけの力を持っていた人たちだけが大学進学まで行きつくことができたと考えることができる。

「授業も分かり（授業理解）」「友人関係がうまくいく（友人関係構築）」そのような教育をろう児童生徒はどのように手にいれたらいいのだろうか。たまたま「勉強が好き」だったCさんは、授業に「努力すれば付いていけ」ていた。そして、友人関係においても独自に工夫を行っていたのだった。

Cさんは、中学3年からろう学校での交流を行っていたが、高校はろう学校ではなく、通常学校に入学した。その高校には小学校からの友人も何人か入学したのだった。

インタビュアー：で、高校も普通の学校に入って、ろう学校じゃなくって。で、お友達とかも、も一緒にいたんですか。そ、その、小学校のときのお友達？

Cさん：そうですね。まあ、そうですね。中学校のときの友達に、何人かと同じ高校だったみたい。合わせたんだと思うのね。私が高校を決めるときに、やっぱり友達と同じ高校がいいと思って、（不明）同じ高校を目指したと。

中学の友人と同じ高校を選択することで、通常学校であっても孤独にならず、高校生活を送るように工夫をしていた。それは、部活動の選択にも表れている。

Cさん：で、そつ、あと、もう一つはやっぱり部活も、あ、う、やってて、私、中学校、高校で水泳部だったんだけども、水泳部だと会話もいらないし、あと、あのー、1人でできるスポーツなので、まあ、中学校3年生は、3年間ずっと通っていて。で、高校も水泳部に入って、なんとなく部活もお友達は、あのー、仲良くなりました。なんとなく、フフ。なんとなく、フフフ。ふんわ、だから、あんまりふんわりして、あんまり、あんまりこれと言った、これと言ったことはなかったんで。

水泳は1人でできるスポーツで、団体スポーツと違い会話をあまり必要としない。中学、高校と水泳部に入ることで、上手く友人と付き合う方法を身に着けていった。それは、「なんとなく」「ふんわり」したものであったと述べる。ろう学校で「分かる」コミュニケーションを体験しているCさんにとって、聴者の友人との交流は、分かり合いたいという思いがあっても、それを達成するためのコミュニケーション方法が異なるため、分かり合う関係性にはなかなかならない。Cさんは、このようにインテグレーションをして孤独にならず、「なんとなく」「ふんわり」した仲良さを保ちながら聴者社会で生きていく戦略を編み出していくのであった。

自分がろう者でろう者のコミュニケーション研究をしている松崎丈は、自身の経験を振り返り、聞こえる友人との関係には、「情報提供者 vs 情報獲得者」という力関係が生じてしまうと述べる（松崎 2018）。友人から、授業や友人同士の会話内容など様々な情報を提供してくれるためには、聞こえる友人の機嫌をよくしたりなんとか仲のよい関係を保つように取り計らったりすることを必要条件とせざるを得ない。友人の様子を伺いながら、自分の気持よりみんなの気分を害さないことを優先してなんとか表面上で取り繕う。その意味で、心から安堵して一緒にいられる関係とまでは言えず、聞こえる友人の存在がなくなってしまえば、聴者多数社会で生き抜くための情報（授業などの連絡事項やクラスメイ

トの趣味など) が得られなくなってしまう。そのため聴者社会の他者との関係をつなげてくれる「共有体験のパイプ役」としての友人関係を構築していかなければならないと述べる。Cさんの「なんとなく」「ふんわり」した仲良さを保ちながら聴者社会を生きていく生存戦略は、上記の松崎が述べる「共有体験のパイプ役」としての友人関係を構築していかなければならない体験を指しているのだろう。そして、Cさんは心から安心して一緒にいられる関係を聴者ではないところで築いていくのであった。

#### 4.4 手話習得の経緯

中学3年からろう学校の部活動に参加し、ろう生徒との交流を行っていったCさんは、その後、ろう学校の先輩に紹介され、地域の手話サークルに通うようになった。夜の部の手話サークルに連れて行ってもらいたい、そこが楽しかったことから、週に1回、中学3年から高校3年まで手話サークルに通っていた。

Cさん：不思議な出会いがあったとは思うんですけど。たまたまサークルの若い子つていうのは、かわいがってもらえるっていうことで。かわいがってもらえますので、夜のね、必ずあのときの手話サークルって、サークルが終わった後は飲み会とか、喫茶店に行って交流というのが一番盛んだったときで、終わった後も一緒に行こうって誘われて、まあ、一緒にお茶を、お茶したりとかして、まあ、おしゃべりしてたんです。で、それで、夜の11時ぐらいまでしゃべってたもんだから、母がやってきて、もう時間ですって連れて帰るみたいなような。あのとき私、お金を払った記憶がないので、多分おごってもらってたんだろうなと。そういう意味ではかわいがってもらったりとか。

手話サークルに入ってきた若いCさんをサークルのみんなが暖かく迎え入れてくれ、Cさんも手話でコミュニケーションが取れる喜びから、サークル終了後にお茶をして手話での会話を楽しんでいた。そして、手話での会話を楽しむだけでなく、手話サークルには、いろいろな年代のろう者が集まっていたことから、年配のろう者からろう者のマナーも一緒に学ぶことができたのだった。

Cさん：年配のおばあさん、おじいさんが、付きっ切りで。まだご健在だったので、マナーをきちんと教えてもらったのは良かったかなと思ってますね。だから、私の手話はちょっと古いところがあるんです。昔の高齢の聞こえない人が着物をつづ、着物を着てる人がまだ残っては(不明)、着物を着て手話を教えるというので、まあ、きれいな手話をするよねとすごい散々言られて。マナー、まあ、たつ、だから、例えばですけど、トイレっていう手話も普通トイレって表す<sup>16</sup>けど、あのー、年配のお店のおばあさんに、トイレの手話ははしたないからもうやめなさい、恥ずかしい、やめな

さいって言われて、怒られたことがすごいあって。小さくというか、とかね、女性の手話を覚えなさいという意味だったんだろうなと思うんで。やっぱり男の人の手話とはまた別に、違う手話があります。はっきり教わったわけではないけども、やっぱり表し方が違うから。男の人の手話っていうのは結構大きい、大きかったとか、手話は先生がその一人一人の表現は同じなんだけど、あの、しぐさがやっぱり違うなっていう。昔はやっぱりすごい差別がまだ残ってたから、多分、女性は特にあんまり手話を表してはいけないみたいな雰囲気があったのかなと。あんまりしゃべる人ではなかつた。

Cさんの手話は、高齢の着物を着ているろう女性から学んだことで、「きれいな手話」だと他のろう者から褒められるものだった。「大きな表現」をする男性の手話とは異なり、「小さな表現」をする「女性の手話」を教わったことで、ろう女性としてのたしなみやマナーを身に着けることができた。その時代はまだ、手話自体の社会的認知は低く、人前で行うことで差別されてしまうことがあった。ろうであること、さらに女性であるというマイノリティの交差性について、高齢のろう女性は、Cさんに教えていたのであろう。

Cさん：なんか、まあ、4年間本当に、4年間がそんな感じだった本当に。まあまあ、楽しく手話を覚えられたのかな思うて。今思うとやっぱり（不明）手話はね、あの、ああ、慣れるのが良かった。なんか年配の手話が読めるのが、なんか読めるのが、そのお二人のおかげかなと。

現在のCさんの仕事は、聴覚障害者情報提供施設の事務局長で、ろう者の相談にあたっている。手話表現は地域や年代によっても異なるところが多く、高齢のろう者の手話を読みとれる手話通訳者は多くない。高齢のろう者の手話を読み取りできることで、高齢ろう者の思いや考えを受け取ることができ、ろう者の尊厳を守ることができる<sup>17</sup>。また、それはろう者としての誇りを持つことにつながるのだ。

手話サークルで手話を身に着けることができたCさんであったが、家族とは手話でのコミュニケーションをすることはできなかった。

インタビュアー：家とかでは手話は使ってなかった？

Cさん：全くという。駄目です。口話で。それは単純。もう手で、たいてい。やっぱり手話は、やっぱり、あのー、認めませんでしたね。今も認めてないけど。なんかちょっと、結局、手話のこととかなりもめたことがあって、私も反抗期だから。サークルに通って、夜遅くなるっていう意地悪をしてましたわ。やっぱり手話は大事なんだって。手話は、手話だとね、周りの言ってることが分かるからいいんだっていうのを、

## インテグレーション教育を経験したろう者の語りから考える 聴覚障害児童・生徒の教育の在り方について

一生懸命説明して。でも、やっぱり手話は、やっぱりうちの母とか父のやっぱり聞こえ、補聴でしゃべってやりとりができるっていうのが、当時の教育方針だったから、これが一番いいと思ってやってるわけなので、はん、まあ、どうしてもぶつかりますね。はん。家ではおとなしくしてます(笑)。

手話サークルに通うようになって、手話でのコミュニケーションの重要性について親に説明しても、当時の教育方法の中心が、補聴器で残存聴力を活かして、口話で話をするという聴覚口話法であったことから、Cさんの訴えを理解することができずにいた。そんなCさんは、反抗期の時期でもあったことから、抵抗を表すため、また居場所として、手話サークルに通い、ろう者との触れ合いを楽しんでいたのであった。

### 4.5 大学での情報保障

Cさんは大学受験を行い、高校卒業後地元を離れ、東京の大学に入学した。しかし、大学生活は、Cさんにとって人生で初めての挫折を経験したものであった。

インタビュアー：大学での授業はどうだったんですか、

Cさん：でも、私、一番その人生で一番最初の挫折が多分、大学入ったことだと思うんですけど。大学がそのとき東京の大学に入りました、そこで、あのー、授業の1日目、(中略)1回目の授業が、やっぱり分からず、先生が自由にしゃべつとるから。で、そのときに広い講堂があって、100人ぐらいの学生さんが、ばあっと座ってて、先生がしゃべっている。でも、分からず。で、とも、お友達もまだいないというときに、1人で勉強ができないというのと、その授業の最後に結構小さい紙が配られてきて、で、それに、まあ、このレポートのコメント。あつ、か、講義、講義のコメントと学籍番号と名前を書いて出しなさいって言わされたときに、何も書けなかつたんです。なので、結局、名前とか番号だけ書いて出したときに、あのときにすごく惨めだなと思って。

大学の授業は、高校までの授業とは異なり、教科書や板書がなく、教員が口頭で説明をするだけの授業が多い。また、人数も多く、決まったメンバーで授業を受けるのではなく、授業ごとにメンバーは異なり、クラスメンバーが一体となって授業を受ける体勢ではない。したがって、教員の指示が聞こえないと、今何をすべきが理解することができないし、わからなくとも教えてもらえるような環境ではない。ましてや、入学したてで、友人もいない状況では、なおさら孤独であり、授業最後に配られるコメントペーパーにも何を書いていいかわからないし、そもそも授業自体を聞くことができないので、書くこともできないのであった。

C さん：あ、う、受験を受けたときに、あのー、うん、面接のときにも聞こえないけれども、配慮はできませんがいいですかって聞かれたんです。あのとき、みんな同じことを聞かれ、えっと、特別な配慮はしませんが、それでもいいかって。だから、移るのがいやだったら、はいっていうしかないで、はいと承諾して入ったんです。ま、誓約書も多分書いたと思うんですけども。うん。多分、聞こえなくて困ったことがあっても、特別な配慮はできないことが分かっていますっていうような、書く、一筆書く。多分、みんな書いてると思うんですけど、私ぐらいの世代は。で、そうやって入って。

さらに、受験の面接時に、聞こえないことで配慮をすることができないと大学側から言われ、入学時にもそのことを了承して入学していることを一筆書くということがなされていた。Cさんはこのように大学側の姿勢を示されたことで、大学側に助けを求めることができず、1回目の授業から惨めな気持ちになってしまったのであった。しかし、Cさんは、手話を学んでいたこと、ろう者としての誇りを持っていたことから、この状況を自分なりに切り開いていった。

C さん：最初の学科の友達に分からなかつたということを初めて言ったのと、学科長の先生に相談を持っていったけれども、やっぱり特別な配慮ができないというのが盾になっているので、どうしようっていうことで。ああ、もう1週間でこれはでも駄目だつて、分からなつていう、もうどうしよう、こう、毎日困つてたんです。で、それで（不明）、そのときに、たまたま大学の手話サークルの人が同じ学科の先輩でいて、声を掛けてくれた。あんた困つてないかと声を掛けってくれて、だから、困つてるとそのときはつきりいうことができてって。でも、そのとき、私も手話ができたので、手話サークルがあるんだって、大学の中に手話サークルがあるんだっていうの分かつて、行ってみた。したら、手話で話をしているのと、大学の、大学の学科がたまたま福祉学科だったので、顧問の先生が社会福祉学科の先生だったというつながりもあって、1回サークルと私と学科の先生の3人で話し合いの場もつくってもらったんです。やっぱり、すると、あのー、ノートテイクとか誰か先生の話を書く人、手話で教えてくれる人が必要だっていうことが、まあ、初めて分かつて。私もそれまで書いてもらうなんていう方法は知らなかつたので、1回そのサークルの先輩が隣に座つて、こうやって紙書いてくれて、あつ、これよく分かるっていう方法も言って、なんか、私はできるって言つたら、まあ、これを、これをやりたいと、だけど、全部のコマには付き合えないというところで、初めて活動が始まりました。

Cさんの問題解決には3つの段階があつたと考えられる。まず、1段階目は、大学の学

## インテグレーション教育を経験したろう者の語りから考える 聴覚障害児童・生徒の教育の在り方について

科の先輩で手話サークルの人が困っていないかと声をかけてくれたことである。声をかけてくれたこと自体救いであったが、それに対してCさん自身が困っているとはっきりと言えたことが大きな打開の一歩であったと考える。インテグレーションだけの経験だと、理解できないことを自己責任と捉えてしまいがちになる。しかし、ろう者との交流経験から、手話など理解できるコミュニケーション方法であれば、授業や会話を理解することができるということを実感しており、大学の現状を「困りごと」として認識することができ、それに対して助けを求める行動ができたのだと考える。

そして、第2段階として、大学の手話サークルに参加したことである。Cさんはすでに手話を習得してきたので、大学の手話サークルで手話でコミュニケーションが取れることができた。孤独な大学生活を送っていたCさんにとって、コミュニケーションが取れる仲間に出会えることになったのは大きな拠り所になったと考えられる。

最後に、手話サークルの顧問の先生の働きかけで、Cさん、サークルの人、学科長での話し合いがなされることにつながったことである。Cさん1人では、大学側は配慮をしないという念書の盾があり支援を得ることができなかつたが、ろう者が聴者社会で学ぶことの大変さを理解している手話サークル仲間と一緒に話し合いを行うことができたことは、Cさんにとっては大きな後ろ盾を得ることになったと言える。

Cさんは、インテグレーションをして、通常学校に通っていたことから、通常授業に支援をしてもらった経験がなかつた。だから、ノートテイクや手話通訳によって授業内容を理解したり、ディスカッションに参加したりすることも知らなかつた。

授業の情報保障の方法について、その当時はまだそのような言葉や概念自体も確立していなかつたが、Cさんは情報を得て、ノートテイクや手話通訳をサポートしてくれる学生を探し始めた。

Cさん：あのー、そのときは講義の保障運動っていう話。あれはまだそういう言葉、そういう言葉はなかつたんですけど、ということで、自分が必要なコマにノートテイクさんとか、手話通訳というサポートしてくれる学生がいませんかっていうポスター、あのー、ビラを作つて、配らないといけない、同じ大学の中で配らないといけない。で、私、すごいそれ、恥ずかしかつたんです。というのは、私が、私がこんなことしていいのかしらっていう恥ずかしさもあるし、私のプライドが、今まで（不明）と同じように、できてきたっていうプライドもあるし。というんで、すごく嫌だなって思つてたけれども、そのとき、これは私つて、はつ、なんか、なんか知らないけど、大学に入るのにすごいお金かかるっていうことを知つたから。あつ、入学金とか、ふ、引っ越し代でも200万円ぐらいかかるつてなつて、親には言えなかつたんですね、私は（不明）。親には言えなくて、やめられないし、やるしかないのよつて、まあ、ビラを大学の正門に立つて配つて始めて。

大学内でビラを配り、ノートテイクや手話通訳をしてくれるボランティアを募集する活動を始めたが、Cさんにとってそれは、恥ずかしさとプライドから「嫌」なことだった。インテグレーションで通常学校に通っていたCさんにとっては、聴者の生徒と同じように授業を受け、受験をして大学進学を果たした。それが、大学に入った途端、聴者と同じように授業を受けることができないという問題に直面せざるを得ない状況に陥ってしまったのだった。ボランティア募集活動は、Cさんにとっては「プライド」が邪魔して素直にできなかつたが、入学のために多額のお金を準備してくれた親のことを考えると、「やるしかない」と考え行動に移したのであった。

高校までインテグレーション教育を受けて大学に進学してきたろう学生の多くは、高校までの授業形態と異なる大学授業で挫折することが多い。高橋・小林（2005）では、大学で学ぶ学生に行ったアンケートで、情報保障を受けることに「抵抗がない」と回答した学生はろう学校出身者が多く、自分の障害を受容していること、情報保障が必要だと明確に自覚していることが要因だと分析している。そして、「抵抗がある」と回答したのは、通常高校出身者であり、通常高校では、聴者の世界に同調するため自分の障害について意識する機会がないためと分析している。高校まで通常学校で学んできた者は、青年期において自分は聴者側なのか聴覚障害者側なのか、どちらのグループに存在すれば良いのかアイデンティティに悩まされる特徴がみられる。たいていの人は高校までの聴者の世界に同調できていたことに自信があったが、大学に入って何もわからなくなつて改めて自分は聞こえないと自覚する。そのようなショックを受けても、自分が聴覚障害者であることを認めたくない気持ちがあるために、情報保障を受けることに抵抗があるとのことである（高橋・小林 2005: 313）。

Cさんは、インテグレーション教育を受けて聴者の世界に同調できていた。そしてそのことに自信を持っていたから、ボランティア募集活動を行うことに「プライド」が邪魔して素直に行うことができなかつた。しかし、Cさんは手話サークルでのろう者との触れ合いを通して、ろう者としてのアイデンティティも獲得していた。そのため、ろう者として情報保障を受け、学ぶ権利を履行することができたのであった。

1990年代後半は、通信状況は今より便利ではなく、手探りで募集活動を行つていった。

Cさん：ま、そのときはまだポケベルもないような時代だったので。ファックスもないし。連絡方法がないから、誰が来るかがもう分からない。それはともかく、あの一、自分が必要なコマとそれから、あの一、内容と書いて、このときに手伝える人は何々教室の前に来てくださいというだけは書いて、もう配つてたんですよ。で、来れるかどうかも分からないから、とにかく待つ。待つたら、1人来て、1人来て、で、次はこの日にお願いしますって言って（不明）、もう捕まえて、もう方法で、少しずつ増やしていくは、その方法で毎日配つてました。

## インテグレーション教育を経験したろう者の語りから考える 聴覚障害児童・生徒の教育の在り方について

その当時は、携帯電話はもちろん、ポケベルやファックスなど連絡手段がない状態で、現れるかわからないまま教室の前で待っているという日々を過ごしていた。「とにかく待つ」ことで、1人ずつ来てという状態になり、少しづつボランティアを増やしていったのであった。

2024年に合理的配慮が義務化された現在では、大学側が障害学生から合理的配慮提供の訴えがあった場合は、建設的対話を通じて、過度に負担がかからない範囲で、合理的配慮の提供を行わなければならない。今では、多くの大学では大学側が、ノートテイクや手話通訳のできる学生ボランティアを登録していたり、また、ボランティア募集を行ってくれたりする。現在では、情報保障の法整備がされ、障害学生が一から情報保障についての運動を行わないといけないわけではないが、すべての授業には支援がつかなかつたり、支援方法が自分の求める方法ではなかつたりするなど、まだまだ課題が多い。しかし、Cさんのような障害学生が自ら行動を起こし、情報保障の必要性を訴えていったことで、現在の情報保障の礎が築かれていたと言える。

### 4.6 関東聴覚障害学生懇談会（関東ろう学生懇談会）

Cさんは、大学の手話サークルの人たちの支援を受けて、授業の情報保障支援を得ることができるようにになったが、その道のりは平たんではなかった。しかし、聞こえないCさんが大学で学ぶことに対して、支援をしてくれる人々の出会いがCさんを支えていった。その中に、Cさんの地元の市役所の手話通訳者もいて、実家に帰ったときに、その人に貴重な情報を提供してもらった。

Cさん：もう一つは、もう、あのー、あのー、もう一つは同じ聞こえない先輩が浜松に、浜松に（不明）人がいたっていう、そのとき、浜松に行ったときに、あのー、すごくお世話になった手話通訳の方が市役所におって。で、1回私に相談に行ったんです。家、あのー、実家に帰ったときに、大学の授業が分からないと。で、手話通訳の、付けていくことはできるのかって聞いたんです。そのときすぐはっきり断られたんですね。まあ、あなたはもう東京に行って。ああ、まあ、住民票が浜松にあるけど、私たちは、お手伝いもできませんってはっきり言われた。でも、それもおかしいって言って、情報をくれて、関東ろう学生懇談会の情報をくれて、この人に連絡を取ってみなさいと。で、言われるまんまに連絡取ったら、たまたまその会合の日に呼んでもらって、同じようなことで悩んでる学生がいる、いる。ということで、また初めて、感、感激して、いろんなところとつながり始めて。

Cさんの地元の市役所の手話通訳者に大学の授業がわからず困っているということを相談して手話通訳を依頼したが断られたとのことだった。障害者総合支援法の意志疎通支援事業では、自治体が聴覚障害者が主体的に社会生活できるために、医療や行政などにおい

て手話通訳派遣を行っている。通訳派遣のできる範囲や回数などは自治体によって異なるのだが、大学の授業など定期的に継続されて行われるものについては派遣対象になっていないことが多い<sup>18</sup>。また、この時Cさんは地元を離れ、東京で暮らしていたことから、地元の自治体でのサービス対象外になっていた。しかし、この手話通訳者によって、「関東ろう学生懇談会（関東聴覚障害学生懇談会）」につながることができたのであった。

Cさん：本当、今、その経験がなかつたら（不明）今の私はないなっていう。（中略）毎月に1回、月に1回、あのー、関東地区の大学に、し、所属して聞こえない学生さんが、毎月定期的に集まって、で、あのー、例えばお互いの講義の保障の状況とか、あつ、そのときは、うーん、1年に1回、あのー、全国のろう学生が集まって、ま、大会のようなことをしてたんです。まあ、交流会みたいなことを。で、そういう、その準備とかをやってまして。

「関東聴覚障害学生懇談会」は、関東を中心とした聴覚障害学生が、講義保障について考える合宿や関東聴覚障害学生の集いなどのイベントを行い、聴覚障害学生同士の交流と情報交換を行う団体である<sup>19</sup>。現在は、関東聴覚障害学生懇談会は、「全日本ろう学生懇談会」（略称：全コン）の関東支部として活動を行っている。全コンは、「近畿ろう学生懇談会（1959年）」「関東聴覚障害学生懇談会（1962年）」「東海聴覚障害学生懇談会（1985年）」の3団体が中心となって、地域レベルの学生運動から全国規模の活動を展開していくために1986年に「全日本聴覚障害学生懇談会連合」が設立した。その後、北海道、四国、中国、九州でも懇談会設立の動きが出てきたが、各地域間における情報の格差や各懇談会の事務的な仕事の重複などの問題を解決するために1997年に「全日本ろう学生懇談会」（略称：全コン）として発足した（全日本ろう学生懇談会）。

高橋・小林（2005）によると、日本の大学における情報保障の支援は学生自らが運動として作り上げてきた経緯があると述べる。1980年代前半以降、情報保障のない大学にボランティア通訳活動が始まり、聞こえる学生有志が他大学に赴いて聴覚障害学生の情報保障を行っていった。これを組織化して行おうと関東聴覚障害学生懇談会と関東学生手話サークル連絡会設立準備委員会が協力して、派遣委員会設置連絡員会を発足させ、1984年に関東情報保障者派遣委員会（現：関東聴覚障害学生サポートセンター）設立となった。近畿でも同様に組織化の動きがあり、両地域とも資金面や通訳者の組織化において課題があった。現在では、全日本ろう学生懇談会が上記の後継団体にあたるが、聞こえない学生への情報提供や連携、エンパワーメントを中心に活動をしている。

また、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）は、2004年に全国の高等教育機関で学ぶ聴覚障害学生の支援のために立ち上げられたネットワークで、筑波技術大学が事務局を担っている。PEPNet-Japanでは、聴覚障害学生が大学で学ぶ際の様々な課題に関しての相談や情報提供、啓発活動などを行っている。また、全国の聴覚障害学

## インテグレーション教育を経験したろう者の語りから考える 聴覚障害児童・生徒の教育の在り方について

生支援の連携を目指しネットワーク化も行っている。

このように、聴覚障害学生の大学での情報保障は、学生を中心となる運動が行われてきた歴史があり、合理的配慮の義務化が達成された現在においては、各大学が合理的配慮の担い手になったことから、学生団体は連携やエンパワーメント中心の活動に変化していく。しかしながら、合理的配慮などの法制度がない時代は、聞こえない学生、聞こえる学生たちが、運動として活動していくことで、個別に情報保障支援を獲得することができたのであった。

C さんも関東聴覚障害者学生懇談会に参加するようになり、ろう学生同士の交流だけでなく、情報保障の交渉の仕方など実践方法を学ぶことができたのであった。

C さん：で、たまたま月に一遍、集まっていろいろ（不明）。まあ、こういう 2 時間ぐらい（不明）のときに、困ってるっていう人がいたら、例えば、どのように交渉したらいいかとか、大学の交渉の方法とか、人の集め方とか、いろいろ、まあ、こういって、ああでもない、こうでもないって話ををして、してましたよね。まあ、それだけでもすごく価値のある場だったと思う（不明）ふうに。で、まあ、話して、同じ聞こえない友達もそこで増えていくって。（不明）活動も何かやるっていうことではなく、ただ集まって交流するとかお話しするとか。まあ、何か伝えたいがあれば、その役割分担などをして、か、会議するみたいな。もうそこで情報、あのー、交換ができたっていうのが、すごく良かったですね。そのー。良かったですね。あのー、交渉の仕方とか、あのー、ビラの配り方とか、なんかそういう人の集め方とか。

関東聴覚障害学生懇談会では、大学との情報保障の交渉の仕方や、ビラ配り、ノートティキングをしてくれるボランティアの集め方など、具体的な方法について情報交換ができただけでなく、同じ立場の学生同士が集まって交流することも行われ、ろう学生同士の連携も力をいれていた。C さんはこの団体に参加したことで、大学の情報保障について、具体的な方法を知ることができ、それによって情報保障の支援を勝ち取ることができたのだった。

そして、C さんの情報保障支援の運動には、大学の手話サークルのメンバーも大きくかかわってくれたことが支援を引き出すことにつながっていった。

C さん：本当にいろいろ教えてもらう途中で、手話サークルのその先輩たちの 頑張りもすごく助けていただいて。で、まあ、多分、えっと、懇談会にはサークルからの先輩も、なん、まあ、2 人ぐらい一緒にやっていて。で、まあ、その、まあ、やっぱり聞こえる先輩と私と一緒に情報を集められたのが、良かったのかなと思うんで、やっぱり。サークルでも、やっぱりその、熱意のある先輩がすごく頑張ってくれて、毎日のように。まあ、（不明）てって、もう通訳してもらって。まあ、何というかな、

そうですね。呼び掛けも、まあ、私だけではなくって、そのサークルの全体でも呼び掛けってくれて。

手話サークルの聞こえる先輩2人も「関東聴覚障害学生懇談会」に参加し、情報保障について情報を集めていった。このように聞こえる学生の協力も得ながら、Cさんは自身の情報保障支援を確立していったのだが、運動を行うことへの反発も同時に経験したのだった。

Cさん：まあ、ただそのうちに、1年たつとやっぱり、手話サークルの中で、手話を楽しく学びたいのに、あのー、手話を、手話を勉強したいのに、そういう講義の運動みたいなことをいろいろするのは嫌っていう学生さんと、やっぱり聞こえない学生がいるんだから、そのために何かをしなきゃいけないって思ってる人たちと、ちょっと分かれちゃって、まあ、もめたん、もめたことがあって。で、結局、私は、あのー、そのー、講義の保障をするグループがちょっとサークルから離れて、あのー、保障を進める会というのを立ち上げて、また別の活動になっていきますと。別にサークルと対立してるわけではなくて、サークルはもともと楽しく交流する、手話を、し、知ってる人も知らない人も手話を学びながら、勉強する。で、時々聞こえない人を招いて、交流するみたいな、楽しくやりたいグループと分かれて、活動を始めたんです、なんで。いい、いい先輩がたとか、仲間に巡り会えたっていうこともあったと思いますし、あのー、本當です。うん、うん。良かったです。

大学の手話サークルのメンバーの中には、ろう学生の情報保障のために運動を行うことに抵抗を感じる学生がいた。運動よりも手話だけを楽しく学びたいと思う学生もいたため、サークルとは別に「保障をすすめる会」というグループを立ち上げた。そして、手話サークルのほうは交流をメインにする活動になっていったのだった。

活動方針が異なり、「保障をすすめる会」を新たに立ち上げることで、手話サークルとは別の活動団体になったが、「いい先輩がたや仲間に巡り合えたこと」は「良かった」とCさんは述べている。この出会いがなければ、Cさんは大学で情報保障を得ることはできなかつただろうし、また、孤独に陥って友人関係もつくれなかつたかもしれない。小学校から続くインテグレーション教育において、Cさんは常に「授業も分かり」「友人関係がうまくいく」ように、自ら行動し、切り開いてきた。Cさんたちの経験やノウハウが後進の世代に受け継がれていっていることは良いことではあるが、やはり聴覚学生がしない「努力」を一方的に押し付けてしまっているインテグレーション教育の在り方は問題が多かったと言えるだろう。

## 5 考察

Cさんのインテグレーション教育経験の語りから、インテグレーション教育についての課題を整理し、インクルージョン教育にどのように役立てていけるかを考察していく。特に、聴覚障害児童・生徒にとって、「授業理解」「友人関係構築」はどのように達成することができるか考察する。

まず、「授業理解」に関して述べていく。インテグレーション教育では、聴覚障害児童・生徒の個人の努力に依拠した教育システムになっていたことが問題であったCさんの事例は80年代から90年代の話であるが、合理的配慮の義務化が達成され、インクルージョン教育になった現在においても、その基本の方針は変わらないとみている。まず、「授業が分かる」ことは学ぶために必要であるが、Cさんの場合は、高校まではノートテイクや手話通訳がなく、授業内容を理解できないまま、教科書や友人のノートをもとに勉強していった。しかし、合理的配慮の義務化が達成された現在は、様々な支援が行われているのだが課題も多い。

愛知教育委員会（2024）は、県内の小中学校の合理的配慮の事例として、ロジヤーマイク<sup>20</sup>の装着や、音声発話では明瞭に話してほしい、クラスの座席の配慮などが挙がっている。しかし、手話通訳をつけてほしいという要望は対応が難しく別の方法で対応したことが記載されていた。

また、国立特別支援教育総合研究所の報告（2013）によると、合理的配慮事例として、特別支援学級ではFM補聴システム<sup>21</sup>を用いて授業を行い、通常学級では、教科学習の中での新出語句の聞き取り状況の確認、運動会等の特別活動などで使われる用語の意味理解の確認、補聴器の聞き取り状況の確認が行われている。また、必要時応じてノートテイクの支援も行う体勢を整えているが、調査時では必要性がなく行われていなかつたとのことだった。このように、小中学校においても合理的配慮の取り組みは進んでいっている。しかし、愛知県の取り組みのように手話通訳を要望しても付けてもらえないなどしており、必ずしも聴覚障害児童・生徒の要望通りの支援が得られているわけではない。このことは、飯田（2025）が述べる合理的配慮提供の課題と合致する点があると言える。合理的配慮提供のプロセスには、①障害者が自ら合理的配慮の提供を受ける意志を示さなければならない、②合理的配慮の提供には、事業者側と障害者が「建設的な対話」によって対応を検討することが求められている。これらの行為を行っても、③事業者側が行う合理的配慮の実施には、過重な負担がかからない範囲に限定されるという問題点である。小中学校において障害児童・生徒自ら合理的配慮提供の意志を示すことは、大人が意志を示すよりも壁があると考える。Cさんの事例にもあったように、聴者と同じように学校生活を送ることに全力を注いでいる子どもたちにとっては、自ら支援を申し出ることは難しいだろう。Cさん自身もボランティア募集のビラ配りに抵抗を感じていた。そのような葛藤を感じさせず、支援提供をスムーズに申し出もらうためには、支援者側の気づきで支援につないだり、申し出がしやすい環境を作ったりする必要がある。また、「建設的な対話」は、授業を行

う側と受ける側の力の非対称性があるなかで、自由な「建設的な対話」は難しい。教師や学校側が意図していくなくても、人手が足りない、予算が少ない状況を忖度して、申し出をしないということも考えられる。そして、③の合理的配慮の規定には過重な負担がかからない範囲とされている。過重な負担がどのようなものか具体的な規定はないので、個々の事業主がそのように判断してしまえば、過重な負担になってしまう。愛知県の事例のように手話通訳の要望も、過重な負担ととらえられた可能性はある。

合理的配慮義務化以前は、Cさんのように学生たちの運動・交渉によって、情報支援をその都度勝ち取っていった。このような方法は、膨大な労力が必要となり、障害学生たちに非障害学生が担わなくてもよい労力を課すことになってしまう。そのような非対称性を是正するために制度が構築されていくのであるが、制度が構築されても、上記のようなお非対称性は残ってしまう。障害学生たちが、「本人の努力」だけを求められるのではなく、また、制度の構造的問題から「忖度」もしくは「遠慮」し、合理的配慮の申し出ができるないことがないよう、制度利用や支援の在り方を考えていかなければならない。

次に、「友人関係構築」について述べる。授業についていけるだけでなく、友人関係も良好に構築していくためには、同じ場での学びを充実させていかなければならない。

武井（2020）は、多様な学びの場を整備したその先に同じ場で共に学ぶ実践が広がるのかと問われると、やや後向きにならざるを得ないと述べる。なぜならば、障害のある子の教育的ニーズに応答しようとすればするほど、個別最適化された学習環境が望ましいという判断に至りやすいからだ。多様な学びの場の整備と同じ場で共に学べる環境づくりが連続するものではない以上、前者のみならず後者に対しても具体的な施策を講じなければ、障害の有無による分離に抗するのは難しい。よって、特別支援学級や通級指導学級を必要とする子にその機会を保障していくことが重要な政策課題であるのは確かだが、それとは位相の異なる問題として、通常の学級における合理的配慮の提供の在り方について考えていかねばならないと述べる。

異なる位相として考えていくには、インクルーシブ教育を社会的正義の実現とする観点が必要と考える。社会的正義の実現の観点からは、「分ける」こと自体が問題であるとされている。分離教育は、一見すると「個々のニーズに合った支援」を目的とするように見えるが、実際には社会的分断を再生産する構造であると言える。それは、差別と排除を助長するメカニズムであり、「違い=劣っている」という価値づけの再生産になる。

分離教育は、「障害がある人は普通の集団に属せない」「別の場がふさわしい」という暗黙のメッセージを社会に与える。これは、能力主義や正常性の神話を強化し、障害を「欠如」として扱う文化を再生産する。インクルーシブ教育において、このような構造のまま障害児童・生徒を放り込んでしまうと、障害児童・生徒が健常児童・生徒が担わなくて良い「努力」を過度に行わなければならなかったり、自身の障害を受容し、特性を理解肯定する機会を得られなかったりする。そして、このような構造は制度として強化されてしまうのだ。分離教育は、制度としての「排除の仕組み」を温存しており、その構造がその後

の雇用や地域社会での排除に適用されてしまうのである。日本のインクルーシブ教育には、個別ニーズにあった支援に関する議論ばかりが先行し、社会的正義の観点からの議論が不足している。今後、さらに社会的正義の観点からのインクルーシブ教育再考が必要になると考える。

## 6 おわりに

本研究は、ろう者であるCさんのインテグレーション教育経験の語りを通して、聴覚障害児童・生徒にとっての「授業理解」と「友人関係構築」という二つの側面から、インテグレーション教育に内在する課題を明らかにし、インクルージョン教育にも引き継がれている課題を分析した。Cさんの語りからは、教育現場が依然として個人の努力に依拠した構造のもとにあり、学習内容の理解や人間関係の形成において、本人が過剰な努力を強いられてきた実態が浮かび上がった。また、合理的配慮の事例から、合理的配慮が制度として義務化された現在においても、支援の提供が必ずしも当事者の要望に沿ってなされているわけではなく、その構造的な非対称性が続いていることが示唆された。

さらに、関東聴覚障害学生懇談会などの学生たちの運動から、情報保障支援を獲得していった歴史も明らかになった。このような学生たちからの運動は、当事者の「声」を代弁するものであり、当事者のニーズをストレートに伝えることができる。合理的配慮が義務化された現在、制度として、当事者の「声」をすくい出すことができるはずなのだが、構造的な問題からそのようになっていないことも明らかになった。Cさんの語りにもあったように、聴者と同じように学校生活を送りたいという思いが強いほど、支援を申し出ることへの葛藤が生じる。また、教育現場では、学校側の人的・財政的制約を児童が忖度し、支援の要望を控えるといった現象も起こり得る。このような構造は、制度が整ってもなお「個人の努力」に依存した教育の在り方を温存してしまうものである。したがって、支援を申し出やすい環境の整備や、支援者側からの能動的な気づきも必要となるだろう。

さらに、Cさんの語りを通して、学習理解だけでなく、友人関係の構築においても課題が存在することが明らかになった。障害のある子どもが他者と共に学び、関係を築いていくためには、「同じ場で学ぶ」経験そのものが保障されなければならない。武井（2020）が指摘するように、個別最適化された学習環境の整備だけでは、共に学ぶ場の拡充には直結しない。特別支援教育の充実は重要であるが、通常学級における合理的配慮のあり方を見直し、同じ空間での学びをどう保障していくかという課題に取り組む必要がある。

最後に、インクルーシブ教育を推進するうえでは、それを単なる「支援の提供」としてではなく、社会的正義の実現として位置づける視点が不可欠である。分離教育の構造は、障害を「欠如」とみなし、社会的分断を再生産する危険をはらんでいる。教育現場での分離が、その後の雇用や社会参加の排除構造へつながることを考えると、教育制度自体を問い直す必要がある。すべての子どもが同じ場で互いを理解し合いながら学ぶ環境を保障

することこそが、眞のインクルーシブ教育の目標であり、社会的公正を実現する基盤である。

本研究は、Cさんの語りを通して、インテグレーション教育の限界と課題を明らかにし、インクルーシブ教育の在り方を再考する手がかりを提示した。しかし、個人の語りをもとにした分析であるため、地域的・時代的な偏りを含む可能性がある。今後は、複数の当事者や教育現場の実践を比較検討し、制度と文化の両面からインクルーシブ教育の実現に向けた方策を探る必要がある。

## 註

1. 義務化は、1948年度に小学部入学生から始まり、学年進行で実施されたため、小・中学部が完成したのは1956年度であった（文部科学省2020）。
2. 就学義務が猶予又は免除される場合とは、学校教育法第18条により、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる場合とされている（文部科学省「就学事務Q&A」）。
3. 1979年4月の養護学校の義務制実施を境に大きく変化したのは、就学猶予・免除者の数である。就学猶予・免除者は、1972年当時2万人前後、1978年度には1万人近くあったものが、1979年度には3,400人を切っている。就学猶予・免除者数は、以後も着実に減少を続け、1991年度には1,203人となっている（文部科学省「養護学校の義務制実施と養護学校の整備」）。
4. 認定就学制度とは、小・中学校の施設設備が整っており、また、市区町村教育委員会によって、障害の状態から判断され、小学校や中学校において適切な教育が受けられることができる特別の事情があると認められた者等の特別の事情がある場合には、例外的に特別支援学校ではなく認定就学者として小・中学校へ就学することが可能になった。しかし、これは、あくまでも教育委員会や学校側が認定を決定するものである。
5. 例えば、金春喜（2020）参照。
6. 口話法とは、ろう者・児に日本語を教える際に、音声言語に基づいて行う方法で、読話、発語の要素からなる。
7. 聴覚口話法は、口話法に聴覚を活用して行う教育方法を聴覚口話法という。
8. 通級とは、通常の学級に在籍しながら、障害に応じた特別な指導を一部の時間だけ別の場所（通級指導教室など）で受けることができる特別支援教育の制度。
9. ろう学校入学者数は年々減少しており、2016年度では5,644名、ろう学校数は86校である（中島2018:25）。
10. この調査の対象は、大学、短期大学及び高等専門学校に在籍する学生であって、科目等履修生、聴講生及び研究生を含まない。また、この調査における障害学生とは、障害者手帳を有する学生及び医師の診断または健康診断等において障害があることが明らかになった学生を指す。

インテグレーション教育を経験したろう者の語りから考える  
聴覚障害児童・生徒の教育の在り方について

11. この調査における、支援障害学生とは、障害学生のうち大学などが就学のための支援を提供する対象としている学生を指す。
12. この調査における、合理的配慮提供学生とは、支援障害学生のうち、当該支援障害学生からの申してに基づいて大学などが合理的配慮を提供する対象としている学生を指す。
13. インタビューデータの（不明）は発話の内容の聞き取りができなかつた部分である。
14. 第 12 回ろう教育を考える全国討論集会第一分科会『親の役割』報告書では、インテグレーション教育を選択した親の報告が記載されている。学力や聴者社会に出ていかなければならないからという理由だけでなく、聴覚口話法を指導しているろう学校の指導方針にも疑問を感じ、インテグレーションを選択していた（全国ろう児を持つ親の会 2000）。
15. 「②音楽の時間が嫌だった」は、聞こえないことで、「授業が分からなかつた」ことにより音楽の時間が嫌だったことになる。
16. 「トイレ」を表す手話は、右手の中指、薬指、小指を立てて「W」の形を作り、同時に人差し指と親指で「C」の形を作る。
17. 飯田（2024）では、高齢のろう者の手話を手話通訳者が読み取れず、若年のろう者が手話通訳者が読み取れる手話に変換したところ、高齢のろう者が怒ってしまった事例を取り上げ、さまざまな成育歴で培ってきた自らの手話を尊重し、手話に優劣をつけるのではなく、受け止めていくことが、ろう者の尊厳を守ることだと指摘している。
18. 財団法人全日本ろうあ連盟「厚生労働省平成 24 年度 障害者総合福祉推進事業手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業報告書」において、手話通訳者派遣範囲に「大学の授業」はなかつた。
19. 「関東聴覚障害学生懇談会」と「関東ろう学生懇談会」の 2 種類が存在する。どちらも同じ団体を指しており、時期によって呼び名が異なつていったと考える。
20. ロジャーマイクロホンは、補聴器や人工内耳に音声を直接送信する自動環境適応ワイヤレス技術であり、騒音下や離れた場所での聞き取りをサポートする。ロジャーマイクロホンは第三の耳のように機能し、難聴を抱える人々の学習、仕事、社交シーンをサポートする。補聴器メーカーのフォナックの HP では、補聴器とロジャー マイクロホンを組み合わせて使用すると、聴者と比較した場合、離れた距離や騒音下のことばの理解が最大で 62% 向上することが証明されたと記載されている（PHONAK）。
21. FM 補聴システムでは、話者が FM 送信機（ワイヤレスマイク）を持ち、受信者は FM 受信機を補聴器に接続することにより、補聴器から話者の声を明瞭に届けることができる。

## 引用文献

- 愛知県教育委員会, 2024, 「小中学校における合理的配慮事例集 聴覚障害」, (2025年10月20日取得, <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tokubetsushienkyoiku/20240305.html>) .
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所, 2013, 『インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究——具体的な配慮と運用に関する参考事例』研究成果報告書, (2025年10月20日取得, <https://www.nise.go.jp/cms/resources/content/8612/seika2.pdf>) .
- 浜えりか, 2022, 「日本の通級指導のはじまりに関する歴史的検討——障害種別を横断した教師の実践・親の運動・専門家の参加と教育行政に着目して」『Journal of Inclusive Education』11: 68-82.
- 長谷川洋・菊池真里・竹中佐和・斎藤康幸・佐々木寿子, 2001, 「聴覚障害児教育における分離教育と統合教育——教育を受けた立場から」『筑波技術短期大学テクノレポート』8(2): 57-63.
- 飯田奈美子, 2024, 「ろう者による手話の習得過程の語りから考える『手話の豊かさ』」『現象と秩序』(21): 63-86.
- 飯田奈美子, 2025, 「ろう者・難聴者などの就労における合理的配慮の考察——ろう者のライフストーリーから」『現象と秩序』(22): 1-22.
- 関東聴覚障害学生懇談会, (2025年10月15日取得, <http://kankonweb.web.fc2.com/link.html>) .
- 関東ろう学生懇談会, (2025年10月15日取得, <https://www.instagram.com/deafkanto/?hl=ja>) .
- 金春喜, 2020, 『「発達障害」とされる外国人の子どもたち』明石書店.
- 小国喜弘, 2023, 「インクルーシブ教育の課題」『連合総研レポート DIO』36(1): 14-8.
- 黒田一雄, 2007, 「障害児と EFA——インクルーシブ教育の課題と可能性」広島大学教育開発国際協力研究センター『国際教育協力論集』10(2): 29-39.
- 松崎丈, 2018, 「聴覚障害児にとって「聞こえる子ども」の存在とは?」, NOTE, (2025年10月15日取得, <https://note.com/matsuzakijo/n/n482cf971a40c>) .
- 文部科学省, 2020, 「聴覚障害教育の手引言語に関する指導の充実を目指して」, (2025年10月15日取得, [https://www.mext.go.jp/content/20230228-mxt\\_tkubetu01-000027851\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230228-mxt_tkubetu01-000027851_01.pdf)) .
- 文部科学省, 「就学事務 Q&A1. 就学義務の猶予又は免除について」, (2025年10月15日取得, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shugaku/detail/1422228.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422228.htm)) .
- 文部科学省, 「養護学校の義務制実施と養護学校の整備」, (2025年10月15日取得, [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1318339.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318339.htm)) .
- 文部科学省, 「障害者基本法の一部を改正する法律について」, (2025年10月15日取得, [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/siryo/attach/1310096.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/siryo/attach/1310096.htm)) .
- 文部科学省, 2022, 「障害者権利条約対日審査について」『通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議(第4回会議資料)』, (2025年10

インテグレーション教育を経験したろう者の語りから考える  
聴覚障害児童・生徒の教育の在り方について

- 月 15 日取得, [https://www.mext.go.jp/content/20221118-mxt\\_tkubetu02-000026051\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20221118-mxt_tkubetu02-000026051_5.pdf)).
- 中島武史, 2018, 『ろう教育と「ことば」の社会言語学——手話・英語・日本語リテラシー』生活書院.
- 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan), (2025 年 10 月 16 日取得, <https://www.pepnet-j.org/>).
- 日本学生支援機構, 2025, 「令和 6 年度 (2024 年度) 障害のある学生の修学支援に関する実態調査」, (2025 年 10 月 15 日取得, [https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_syugaku/\\_icsFiles/afieldfile/2025/08/08/2024\\_houkoku.pdf](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/_icsFiles/afieldfile/2025/08/08/2024_houkoku.pdf)).
- PHONAK (2025 年 10 月 16 日取得, <https://www.phonak.com/ja-jp/hearing-devices/microphones>).
- 高橋純一・松崎博文, 2014, 「障害児教育におけるインクルーシブ教育への変遷と課題」『福島大学人間発達文化学類論集』19: 13-26.
- 高橋真由美・小林美穂, 2005, 「高等教育機関における聴覚障害学生への支援」『宇都宮大学教育学部教育実践総合支援センター紀要』28: 305-17.
- 武井哲郎, 2020, 「障害の有無による分離に抗する教育委員会の役割——インクルーシブ教育をめぐる二つの“正義”のはざまで」『日本教育行政学会年報』46: 55-71.
- ユネスコ, 2020, 『グローバルエデュケーションモニタリングレポート概要 インクルージョン教育——すべての人とは誰一人取り残さないこと』.
- 財団法人日本学校保健会, 2004, 「補聴器・人工内耳を装用している児童生徒の在籍状況や実態などについて全国調査」, (2025 年 10 月 16 日取得, <https://www.gakkohoken.jp/uploads/books/photos/a00035a4d8026657a6b6.pdf>).
- 財団法人全日本ろうあ連盟「厚生労働省平成 24 年度 障害者総合福祉推進事業手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業報告書」, (2025 年 10 月 20 日取得, [https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokkyokushougaihokenfukushibu/h24\\_seikabutsu-31.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokkyokushougaihokenfukushibu/h24_seikabutsu-31.pdf)).
- 全国ろう児を持つ親の会, 2000, 「第 12 回ろう教育を考える全国討論集会第一分科会『親の役割』」報告書」, (2025 年 10 月 20 日取得, [http://www.hat.hiho.ne.jp/at\\_home/report/report8.html](http://www.hat.hiho.ne.jp/at_home/report/report8.html)).
- 全日本ろう学生懇談会, (2025 年 10 月 20 日取得, <https://www.zenkon.org/>).

ALS在宅療養者の主介護者と訪問看護師による  
身体表現を用いた予期する行為の相互理解

# ALS在宅療養者の主介護者と訪問看護師による 身体表現を用いた予期する行為の相互理解

## —社会的達成に指向した理解の相互行為分析—

松浦 智恵美  
立命館大学大学院先端総合学術研究科  
chiemi.cat@nifty.com

### Interactional Understanding of Anticipated Actions Through Physical Expression Between a Primary Caregiver and a Visiting Nurse for Home-Based ALS Patients:

Interaction Analysis of Understanding Oriented Toward Social Achievement

MATSUURA Chiemi  
Ritsumeikan University Graduate School  
Graduate School of Core Ethics and Frontier Sciences

*Keywords: Reflectivity, Ethnomethodology, Video Ethnography, Social Achievement, Interaction*

### 要旨

本稿は ALS 在宅療養者への訪問看護師と主介護者における相互行為をエスノメソドロジーの研究手法で分析している。ジェスチャーによる状況を示す身体表現や形を作る仕草・喉を指さす表現など、場面に合わせて身体を巧みに使い理解の提示を相互に交わしている。その相互行為は第 1 に簡略化された短い発話と身体表現の組み合わせをもつて行われていた。コップを持ってくるという訪問看護師から主介護者への依頼に対して適切な答えである。第 2 に少し先に行われる行為を予期したことを表現する理解の理解という相互反映的場面であることが発見された。

### 1 はじめに

我々が訪問した ALS<sup>1)</sup>療養者（以下 GM）は人工呼吸器をつけており、手足は自らの意思で動かすことができないが、視線を合わせて軽くうなづく・口唇をわずかに動かすこと

によって他者とのコミュニケーションを図っていた。GMの居宅には訪問看護ステーションから訪問看護師が週に3回来ている。しかし、毎回同じ人が来るわけではなく3~4人によるシフト制で担当している<sup>2)</sup>。その他、同ステーションからリハビリスタッフが週2回訪問し、週に1回はデイサービスに出かけて入浴サービスを受けている。今回注目した場面は、排痰除去装置<sup>3)</sup>による胸郭振動作動後から始まる痰の吸引・気管切開部の観察と処置・口腔内の清掃と処置・胃ろうチューブ挿入部の観察と処置という看護師が単独で行う医療的ケアへの準備場面である。訪問看護師にとって、医療的処置で使用する必要物品を機器による胸郭振動の5分間に準備しておくことは、限られた訪問時間を有効に使う工夫である。いいかえれば、5分後から行う予定の医療的ケアに向けた準備をしておくことは、その後の処置を手際よく行うことに繋がる工夫といえる。

一般的に人工呼吸器をつけたALS在宅療養者などでは、在宅における訪問看護業務は訪問看護師などの専門職2名が行うのではなく、専門職1名と家族介護者（主介護者）とが組み合わせになる形でケアにあたっていることが多い。時々、家族介護者を休ませるために専門職（訪問看護師）1名だけでケアに当たることもある。しかし、完全に別室で家族介護者に休んでもらう事が難しい場合が多い。なぜならば、専門職は在宅療養者のケアに必要な物のある場所や療養室以外の使用の制限がされており、さらに、準備物品がいつも整備されているわけではないからである。

本稿で取り扱うのは、医療的ケアを行うために必要物品を準備していく場面である。訪問看護師単独の行為ではなく、主介護者（高齢で療養者の夫：以下GF）と訪問看護師（今回の訪問看護師：以下VN）が時間の制約のあるなかで必要物品の準備を整えるという目標に向かって社会的達成をしていく相互行為場面である。VNは必要物品を揃えるにあたり、不足している物品をGFに短く簡略化された発話と2つの身体表現（ジェスチャーと形どり）によってあらわしている。それは一見不明確な表現のように見える。しかし、粒度を高めて分析するとその表現に含まれた、この後に行われる医療的ケアを表現した身体表現であることが理解可能となる。その結果、依頼を受けたGFによって必要物品は期待どおりに準備され、VNに届けられた。

他者からの依頼を受け、適切に依頼されたものを準備することで〈簡略化された短い発話と身体表現〉による理解はここで終了したように見えた。しかし、その後、GFはVNが先ほど行った〈簡略化された発話と身体表現〉を用いて物品（処置に必要なあて布）の残量を尋ねている。このGFの表現はつい先ほどVNからの依頼で必要物品を取りそろえることができた、というだけではなく、予期される医療的ケアについての理解という表現と見ることができるであろう。GFは予期されるケアの理解をVNとの相互行為のなかでどのように確認しあっていたのか。これら2つの場面においてGFとVNの相互行為のなかに日常における他者の理解を理解するとは如何にして達成されているのかを見ていく。

## 2 先行研究と本稿の意義

看護分野における研究をみると、熟練訪問看護師による人工呼吸器をつけた在宅療養者への支援について、訪問看護師が教育的役割を担っていることや訪問看護師によるアセスメントと実践内容の可視化が重要であることが述べられている（深田ほか 2012）研究がある。また、医療者の技術的側面の充実が ALS 療養者と介護者の心理的負担感の軽減に役立つという研究報告もある（三浦・浅沼 2012）。これらの研究は、訪問看護師と家族介護者を〈専門家 - 素人〉というカテゴリーでとらえ、専門家は素人である家族介護者を指導する・教育するということを前提としている。したがって、家族介護者が訪問看護師の行う医療的ケアについて協働するための工夫を行っていることについて検討はされておらず、想定さへもされていない。

また、重度要介護者の家族介護者が医療処置に慣れる過程で体験する出来事の研究（樋口ほか 2007）では、介護者は 2-3 か月在宅療養が経過すると処置に慣れてくる・療養者の状態に合わせた処置の調整ができるようになってくるという報告がある。重度要介護者の家族介護者は生活の多くの時間を医療的ケア（処置）に費やし、慣れていくのだという。

その他、医療依存度の高い療養者が在宅療養を安定化するプロセスにおいての研究がある（古瀬 2005）。そこでは、在宅療養が安定化したと判断できる状況の一つに「介護者が介護の主導権をとれる状態になった」ことがあると述べている。樋口ほか（2007）や古瀬（2005）では、家族介護者が療養者の状態に合わせた調整をしたり、介護の主導権を取れたりすることが在宅療養を安定化するための要件であるとして、家族介護者が主体となって介護にあたることの重要性が述べられている。しかし、これらの研究では、家族介護者の行為や工夫がどのように行われたのかといった具体的な言及はなく、医療・介護の専門家によって素人家族介護者の評価を行うという視点に留まつたままである。

一方、在宅療養の工夫と文化創造についての研究（篠島・樋田 2017）では、ALS 在宅療養者の人工呼吸器に接続された管と気管切開部のカニューレとの外れ予防に対して輪ゴムを用いた仕組みを家族介護者が考案していることに注目し、療養当時者（本人・家族）は医療ケアが行われる療養生活のなかで生活文化を創造していると分析している。しかし、その生活文化創造に関わったと推測される医療的ケア実践者（訪問看護師など）については言及されていない。

ALS在宅療養者の医療的ケアは人工呼吸器をつける段階になると吸引行為も含めて個人差もあるが、多岐にわたる。本稿の療養者への医療的ケアについて、痰の吸引の補助として使用する医療機器（排痰補助装置）は一般的なものではなく主治医によって導入されたという経緯がある。これは外部から胸郭を振動させる機器であり、痰の吸引を容易にする効果がある。松浦（2024）では、排痰補助装置装着始動の準備であるパーカッションラップを巻く場面について、GF と VN による協同作業として、看護師から指示を受ける立場の介護者という枠組みではない相互行為を発見している。この研究では、看護師と主介護者が協同作業としてパーカッションラップを巻いていく相互行為を同時達成していく過

程に着目し, GF と VN が協働しながら社会的達成をしていく場面を分析している。GF と VN の協同作業の相互行為で, GF のたくみなポジションどりによる相互行為が行われていた。GF はスタンバイする位置を VN の動きに合わせて変化させていたのである。GF (素人) が場面全体をモニターしているのに対し, VN (専門家) は一部に集中しているという, 相互モニターの非対称性にフィットした相互行為として在宅でのケアが成立していた。つまり, 〈専門家 - 素人〉カテゴリー対の構図ではなく 〈専門家 (医療専門職プロ) - 専門家 (在宅介護プロ)〉 カテゴリー対の構図によって医療的ケアが達成されていたのである。

今回注目する現象は, 松浦 (2024) では取り上げなかつたもので, VN よりも先に準備する先取り行為ともいえる GF の動作についての分析を行う。いかにして GF は VN より先に動作を行うことができているのだろうか。GF と VN はお互いに次にどのように動くのかを予期しながら, 予期したことの理解をどのように表現しているのかについての探求がなされなければならない。餅つきの場面を例に挙げると分かりやすいかもしれない。餅つきの打ち手とこね手は阿吽の呼吸でもちをついているように見える。しかし, いつこね手が打ち水を入れるのかを打ち手は知らない。それでも, タイミングを見てこね手が打ち水を行う, そして, そのわずかな時を打ち手は待ち, 水が打たれた後にまた打ち始める。まさに, 餅つきのプロ (専門家) たち (熟達者同士ともいえる者たち) による相互行為場面の秩序により餅つき場面が達成されるといえる。

このように, 相手の動作が変わるタイミングや動作を人びとはどのように理解し, 理解したことをどのように相手に伝えるのだろうか。松浦 (2024) においても, 専門家同士の阿吽の呼吸によってパーカッションラップを巻く場面で, どのように理解を表現し合いながら相互行為を達成していたのかについては, 十分な言及はなされていなかった。

そこで本稿では, GF と VN による発話と身体表現の 2 つの場面に注目して分析を行う。特に, 2 つの場面のなかで行われる 3 つの〈簡略化された発話+身体表現〉に注目した (①ジェスチャー②形状表示③指し示し, 行う手の表現)。1 つ目の場面は, この先に行う予定である医療的ケアに必要な物品が欠けていることが説明される場面である。VN は物品を用意するために別の部屋へ移動を始めた GF に, もう一つ追加で必要な物品を用意してほしいという依頼を〈簡略化された発話+身体表現〉で行った。王ほか (2008) では, 在宅看護現場において求められる訪問看護師の能力という研究で, 何のためにこの処置をするのかなどわかりやすく説明することも含めて家族とのコミュニケーションの重要性について述べられている。しかし, この場面での VN の発話は簡略化され, 身体表現はジェスチャーと形状表示を手で表現したものであった。それは分かりやすい説明による依頼表現と見て理解できるものではなかった。いいかえると, VN から GF への〈簡略化された発話+身体表現〉は, 他者に依頼する表現としては「不十分」ではないかと思えるものであった。エスノメソドロジーの創始者であるガーフィンケルの研究 (Garfinkel 1967) に, 「不十分な」診療記録が実は「十分な」記録とみることができるという研究がある。

診療記録に書かれた注釈や情報は時折省略されており、質の低い記録として残されていた。しかし、これら「不十分な記録」は実は正当なクリニック活動の記録として互いの関連性を明らかにすることのできる「十分な記録」だったというものである。

本稿でも同様に、一見すると指示としては不十分なようにみえる〈簡略された発話と身体表現（ジェスチャー・形状表示）〉は、その後の行為遂行を理解するのに十分な表現であったのではないだろうかと考える。そして2つ目の場面では、今度はGFが〈簡略化された発話と身体表現（自分ののどに指をさし示す）〉表現を使っている。これら2つの場面における表現は、一方的なものではなく、互いに理解し合っていることを提示しながら相互反映性のある身体表現がなされていることを発見した。つまり、時間制約があるという条件の下で、物品を準備するという共通目標に志向しながら理解を確認しあいながら社会的に達成していく相互行為は、その場その場で創意工夫しながら作り上げられていたのである。

### 3 研究方法

#### 3.1 ビデオ・エスノグラフィーとは

日常場面において、特別なことや専門的なことをしている・していないにかかわらず、その場面において人びとが織りなす相互行為を詳細に見ていくことを研究の主軸に置いたエスノメソドロジーを分析方法とした。エスノメソドロジーはその場の人びとによって作り上げられる秩序を分析する手法で、人びとが状況を理解しながら何かを実現していく際の方法に関心を据えて記述していくものである。また、「人びとの方法の詳細を知るために、人びとの方法の外側にある規範を前提にして、人びとの行動を判断することは控えなければならない」（樋田 2021）という姿勢で分析していく。つまり、

分析者は、研究対象について、その活動が正しいのか、真正のものなのか、などについて判断することには関心を持たないようにしなければならない。このような方法論的態度のことを「エスノメソドロジー的無関心」と呼び、この態度によって「レリバנס」を把握することが可能となる。（樋田 2021）

レリバансの把握とは、身体や会話を使う人びとの行為を、連鎖しているものとしてとらえ、その秩序に注目することやカテゴリー的関連性にのみ注目することで把握できるというものである。

そしてビデオ・エスノグラフィーとは、人びとが行う連鎖的な相互行為を社会秩序として探求するため「EMCAである諸研究のうち、ビデオデータの精密性と現場知識の十全な活用を志向したものにつけられた、手法レベルの名称」（樋田 2021）なのである。それは社会学の方法論の1つであり、EMCA（エスノメソドロジー・会話分析）の用語として本稿では用いていく。

ビデオ・エスノグラフィーの分析の特徴の一つとして、ビデオ撮影することで相互行為がなされている場面を繰り返し何度も見ることが挙げられる。そしてその場面において何が起こっていたのかを回想的に振り返るのではなく何度も同じ場面を体験することで相互行為のなかに見られているが気づかれていない秩序（=seen but unnoticed）を発見することができる。これはエスノメソドロジー研究の基本的立場であり、「豊富なエスノグラフィー的知識をさまざまな方法で得たうえで、さらにビデオ画像を用いてシークエンシャルな秩序形成がなされている相互行為的な機微にも目配りをしたエスノメソドロジー」（樋田・堀田・若林 2014）とも言われている。ビデオに撮って研究者複数人によって何度も見直すことでビデオに写っている本人たちも気づいていない相互行為や秩序が発見され、その現場の達成すべき事柄をどのように実践していることを理解することができる。

次節において、GF と VN が GM への予期される医療的ケアの準備に向けた相互行為場面を分析していく。

### 3.2 身体表現を用いた相互行為

身体表現を用いた会話について、発話やジェスチャーの微細なタイミング調節には、その場面の参与者たちの発話やジェスチャーに対する視覚認知と音声認知が関係していることを、発話連鎖の構造とジェスチャー連鎖の時間構造との関係について分析している研究がある。ジェスチャーの連鎖分析という研究（細馬 2008）では、「腕の上げ下ろしに潜んでいるさまざまなフェーズの起点・終点に注意を払いながら、それを時系列上に配置していく」ことで、さまざまな相互作用に気づくことできるようになるという。またジェスチャーと発話に注目した研究（細馬 2009）で、「ジェスチャーと発話を並行して始めた話者が、話者交替をはさんで、再び自分の発話ターンが戻ってくるまでジェスチャーを連続して行う」場面があることを述べ、ジェスチャーと発話の「隣接ペアの細部がいかにジェスチャーとの相互作用によって組織化されうるか」を明らかにしている。つまり、ジェスチャーと発話は、隣接するものとして密接な関係をもって人々によって活用され、腕の上げ下ろしさえも起点・終点に注意が払われていると考えることができる。

医療・介護の実践現場においても上記の視点で、高齢者用グループホーム内で行われた職員によるカンファレンスの様子を分析した研究がある（細馬 2012）。そこでは、入居している高齢者の観察結果や介護方法について報告する場面で職員が発話とジェスチャーを用いて表現していた。その表現を以下のように名付けている。

社会成員が言語的行動だけでなく身体行動をも含む相互行為によって行うドキュメント的解釈法を、従来の言語中心の解釈法と区別するために「身体的解釈法（bodymethod of interpretation）」と呼ぶことにする。（細馬 2012）

しかし、この論文でジェスチャーと発話を用いて表現する対象は同じ専門職（同業者）である。また、他者への依頼・確認という場面ではなく、観察事項を伝える手段としての表現を分析している。これらは、専門職共通の価値と技術を持ち、同じ対象者を観察しているという特徴をもつため、そのジェスチャーは容易に理解し合えるのではないだろうか。

本研究において、在宅療養者の訪問看護師と主介護者による相互行為も身体表現を用いた会話がよくみられる。しかし、本稿の場面では訪問看護師と家族介護者が対象である。多くの先行研究では、専門職である看護師と専門職共通の価値や技術をあまり知らない家族介護者という枠組みを用いられている。しかし、「専門職 - 素人」というカテゴリーで成員化された場面として相互行為をみるのでは在宅療養における創意工夫のありようは浮かび上がってこない。訪問看護師と主介護者の医療的ケアの準備場面における協同作業場面の関係については、〔専門家（専門職プロ） - 専門家（在宅療介護プロ）〕としての枠組みでとらえることができる（松浦 2024）ことが報告されている。では、訪問看護師と主介護者は協同作業場面でどのようにしてお互いの理解を共有しているのであろうか。協同作業をするためにお互いの行為についての理解や予測することが行われているのではないだろうか。医療的ケアを行う専門家と在宅療養介護の専門家がどのように協同作業を行う手続きを理解しているのかについて松浦（2024）は述べていない。そこで本稿では、相互に理解しあう表現として〈簡略化された発話と身体表現〉に注目して分析していく。その相互行為は医療的ケア場面に限らず日常的に行われている場面であろう。そのことを本人たちは特に意識して行っていることではないかもしれない。それであるがゆえにエスノメソドロジーが分析方法として最も有効であると考える。

日常生活において普段、人びとはその相互行為を意識していない、いや気がついていないことが多い。「日常生活を営む人びとなら社会のあらゆる場面で誰でも使っているけど気づくことがない（seen-but-unnoticed）方法論的な知識」（水川 2007: 11）なのである。ガーフィンケルが提唱したエスノメソドロジーはここに端を発する。つまり、様々な場面において創意工夫を本人の自覚の有無に限らず秩序として社会を成り立たせているのはそこに参加する人々によってつくられているからである。そして、さまざまな場面においてみられる人々の身振り手振りや手の位置・視線などの身体のふるまいを明らかにし、会話と結び付けることによって人々の協働的相互行為が明らかになる。

### 3.3 場面の概要

本調査は2020年1月に4人で訪問し、翌月の2月には再度訪問し、計2回の訪問調査を行った（松浦（2024）で扱われた対象者であるため、記載内容を整理して再掲する）。療養室にはビデオカメラ2台を置き、家族へのインタビューは調査員の胸に入れたマイクで録音していた（家族には事前に調査内容と録音録画の許可と個人情報保護に基づいて報告されること、および研究協力へはいつでも拒否できることを書面で説明し、承諾を得ている）。

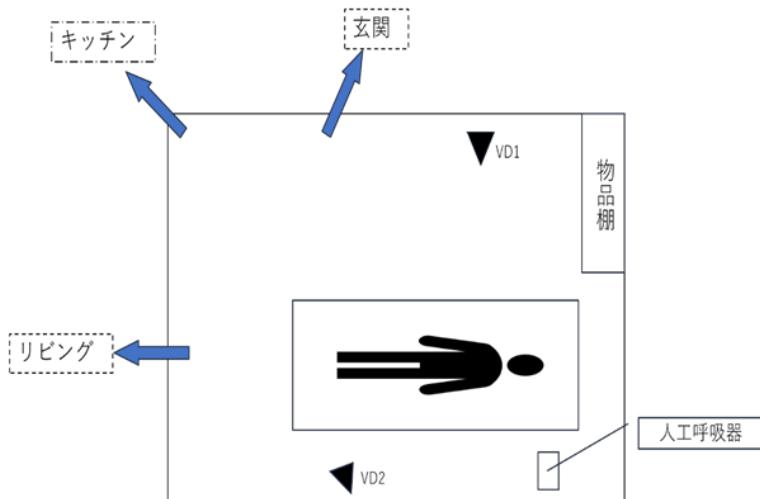


図1 療養環境

在宅療養者は70代後半の高齢女性(GM)で、難病ALSによる呼吸筋の低下によって2年前から人工呼吸器を装着し、ほぼ寝たきりの状態となっている。意識ははっきりしており、目の動きや口もとの動きを使用して簡単なコミュニケーションを図ることができている。調査訪問時には視線を合わせて挨拶する方法をとった。

訪問看護ステーションからの訪問看護師は担当制ではなく複数人が入れ替わり訪問している。訪問時は年始の時期であるため久しぶりに訪問した看護師であった。この家族は高齢の夫(GF)と子供2人との4人暮らしであり、子供たちは就労しているため日中や夜間の介護はGFさんが主となっている。療養場所は現在の身体状況になったときに一人きりにならずにいつも家族のそばにいる事ができ寂しくないようにという家族の配慮があり、1階のリビングダイニングキッチン(LDK)の広い部屋の一角にベッドが置かれ、そこで療養している。家族が帰宅すると必ず通るLDKは家族のだんらん場所でもあり、療養者とのコミュニケーションの場所でもあるようだ【図1】。齋藤(2014)の在宅高齢療養者の研究対象者の家庭でも家族が最低1日1回は訪室する仏壇を置いてある部屋に療養者のベッドがあるように、本稿の調査対象者宅も家族と主に過ごす空間で療養している。日中はGFと同じテレビやラジオを見聞きして過ごしている。隣接するキッチンへはバリアフリーでドアではなく、声も目も届く範囲にあった。

人工呼吸器をつけたALS患者の介護者は就寝時も人工呼吸器のアラーム音(呼吸の異常を示す警告音)が鳴ると起きて対処できる場所で寝ていることが多い。高齢である主介護者であるGFも、夜中もトイレに起きた時やアラーム音が鳴ったときに吸引を行っている。気管切開部と人工呼吸器をつなぐチューブは外れることがないように十分注意と工夫がなされているが、外れることへの不安は常に本人も介護者ももっている。このような状況が日常的であることによって、ALS療養者家族は介護のスペシャリストだと他疾患の介護家族から言われるのだ。

本稿で注目した場面は、訪問看護師のケア・処置の一連のなかで早い段階で行われる排痰補助装置を稼働させるための準備としてパーカッションラップを巻いた後、排痰補助装置を取り付け、振動開始中の5分間（機器によって設定されている振動時間）である。この5分の間に、その後看護師が行う医療的ケアがある。胸郭を振動させた後、看護師によって肺音を確認し、場合によっては徒手的にスクイージング<sup>4)</sup>を行うことがある（実際この訪問で実施されていた）。その後、吸引機器を用いて吸引する。次に、気管切開部の清拭（皮膚トラブルがあるときには処置をする）・あて布の取り換え・複数のチューブ（人工呼吸器と身体をつなぐチューブに付属する複数の吸引できるチューブ）から吸引するという医療的ケアが続いている間に水が使用される場面がある<sup>5)</sup>。しかし、訪問看護師は制度上1回の訪問看護を概ね30分～90分で行う制約があるため、医療的ケアが多く必要な人への訪問時は手順よく行わなければならないという課題を看護師は常に持っている。そのことを訪問される側（主介護者や療養者本人）も理解していることが多い。したがって、今、何をしようとしているのか、次に何をするつもりであるのか、お互いに相手の様子をみている。いいかえると、予期される行為についての理解を互いに理解しながら相互行為が行われている。それがいかように予期され、理解の表示をどう工夫しているのか、理解の相互行為とでも言えそうなやり取りのトランскript<sup>6)</sup>を丁寧にみていく。

#### 4 身体表現の工夫

##### 【場面1】複数の身体表現の組み合わせと簡略化された発話による依頼

肺痰補助装置からの振動を始める合図としてVNがGMに向かって「スイッチ入れるよ：：」と少し大きな声で呼びかけた。振動が開始されるとすぐにVNは物品棚から“首用”と明示された袋と何も明示していない袋2つをとり、それらのなかから1枚ずつ切込みの入った布（気管用と胃ろう用のあて布）を取り出して棚の上に置いた。こうした後、VNが物品棚に置いてあった口腔内用のブラシ等が入ったコップを取り、すぐ横に来たGFに手渡した。つまり、GFはVNがコップを手に持つとすぐに受け取る体勢となりコップを引き受けたのである。そして、隣にある流し台のほうへ向かった【図2】。コップが受け渡され流し台のほうへ向かう瞬間までの2人には会話はなかった。あたかも、コップが受け渡されることがはじめから分かっており、何をすべきか言わなくてもわかっているという様子である。ところが、GFの後ろ姿にVNが「処置の分もあれやな」と声をかけ（30行目）、GFはVNの発話の終わりに重なるように「お：？」と応じた。振り向いたGFにVNは両手で喉のあたりを囲むようなジェスチャーを作り【図3】、「ここの処置する分」と発話している（33行目）。その後すぐに、手を胸の前まで降ろしてコップの形をかたどった表現【図4】をしながら「のコップも」と発話する（35行目）。その発話の終わりに重なるようにGFは「うん」と返答している（36行目）。

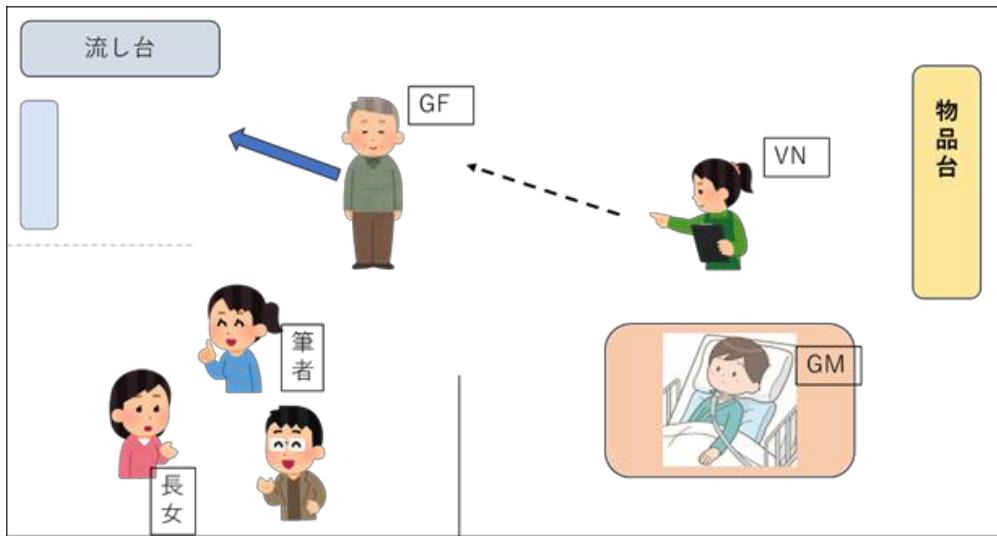


図2 流し台のある部屋へ移動し始めたGFにVNが声をかける

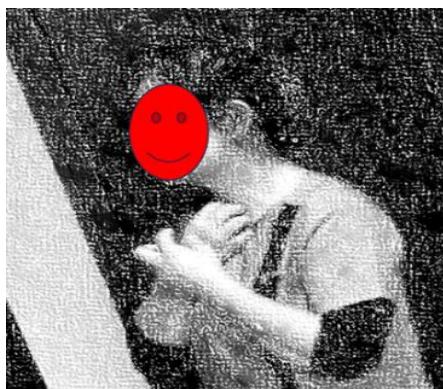


図3 喉の前で両手で何かを包むようなジェスチャー



図4 コップの形を手で表現するVN

### トランスクript 1

29	VN	: ((流し台のある方に向かうGFの方に身体を向ける))
30	VN	: 処置の分もあれやな:
31	GF	: お:?
32	VN	: ((自分の喉のあたりを両手で囲みながら示す))
33	VN	: ここの処置する分

### トランスクript 2

34	VN	: ((コップの形を手で作り示す))
35	VN	: のコップも
36	GF	: うん

30行目のVNの発話は背後からの声掛けに対してGFが振り向いたことを確認し、応答していることが32行目のVNのジェスチャーで見ることができる。このジェスチャーと33行目の「ここの処置する分」の発話はほぼ同時に行われており、過ぎ去っていく背中に向けた表現ではなく、振り向いたからこそできる表現であると見る方が平易である。では、VNは何を表現しているのであろうか。音無しでジェスチャーだけを見ると、喉のあたりを両手で囲みネクタイを直すような仕草にも似ている。そして、VNは喉の前で表現したジェスチャーに続いて、手を胸の前まで降ろしコップの形を作つて見せている。これら2つの表現、つまりは、喉の前のジェスチャーと胸の前で形状をあらわす手の形をあらわすこの2つの身体表現で今手渡したコップ以外の別（追加）のコップを依頼していると考えることが容易である。しかも、この時点でわざわざ振り向かせてでも訴えるべき理由がある行為である。VNにとって、この後に行われるケア場面における必要物品として重要なものであろう。かつ、流し台付近に置いてあるもの・流し台に行くと準備できるコップであることが理解できる。

この後に行う予定のケアのなかで使用する物品の重要な1つとして、今手渡したコップ以外に必要な水の入ったコップを依頼していたのである。そうであるならば、「もう一つ水の入ったコップを持ってきてほしい」という発話だけで充分ではないだろうか。しかし実際は「ここの処置する分」というジェスチャーと「のコップも」という手でコップの形をあらわす2つの身体表現を組み合わせている。その結果、GFは必要物品（歯ブラシ等）が入ったコップともう一つ水だけが入ったコップを用意して物品棚に置いた。

機器による振動が終了する5分後から行われる医療的ケアのなかで、気管切開部周辺の処置行為がある。その他、口腔内の粘りを清拭する処置行為および胃ろうチューブ挿入部周辺の処置行為が行われる予定である。処置の順番は看護師によって違うかもしれないが準備物品は同じである。そのことをGFが理解している行為と見ることができるのでないだろうか。いいかえると、GFは予期された行為を理解しているため、VNの発話終了時点に重なるように「うん」と発話し、要求された道具（コップ2つ）を揃えることができたのであろう。VNが喉の前で行ったジェスチャーは「この後、気管切開部周辺の処置をする時に使う道具」という表現である。そしてそれは、予期される状況（この後の医療的ケア）を表現するジェスチャーであることをGfが理解したことによって何が依頼されたのかを理解したため水の入ったコップも持ってくることができた。

これは、簡略化された発話と2種類の身体的表現が、時間的制約のある相互行為のなかで適切に機能しているとみることができる。

初めて会った人や初めての場面における会話においては互いの理解を深めるために状況の説明が行われることが普通である。ましてや医療的ケアの準備場面で初めての時には専門職から十分な説明が行われることが求められる。また、「専門職-素人」という枠組みで見るならば、上記のGFとVNの行為は不適切な行為であるとみることもできる。介護者に対して手振り身振りと簡単な発話で命令しているともみられるからだ。しかし、在宅

療養においては、両者は「（看護の）専門職 - （自宅介護の）専門職」という立場であり、物品のありかは VN より GF のほうがよく知っている。常に同じ訪問看護師が来る設定であれば違うかもしれないが、この訪問看護ステーションのシステムのように複数人の看護師が担当する場合では物品のありか（家族によって日常的に使いやすい場所に変えることもある）は主介護者のほうがよく知っている。したがって VN は GF に準備してほしいものを依頼せざるを得ない場合がある。しかし、VN は多くの業務を行う時間が限られているなか、長文発話で依頼せずに簡略化された「処置の分もあれやな」というような簡略化した発話を使用することによって表現することがあるようだ。これは、時間的に制約があるだけという分析だけでよいだろうか。相手に理解してもらわないと必要なものが届かないという依頼の場面で、理解できる方法で伝えるのが一般的ではないだろうか。つまり、時間がなくとも相手が理解できる方法が見つからない時には十分な量の発話を必要になるだろう。そうすると、この表現方法は GF が理解できるだろうと VN が理解したということが説明可能となる。

VN は、物を指し示しながら「あれ」「これ」ということも他の場面でもみられている。しかし、準備してもらいたいものをあらわす身体表現のまえに状況を伝える身体表現と発話を用いた依頼は他の場面では見ることができなかつた。

まとめると、この場面のように、状況に応じて創意工夫された身体表現と会話は、在宅療養において、主介護者が在宅介護の専門職であることを志向し、また、在宅介護の専門職として簡略化された会話で必要物品を用意することで専門職同士としての会話を成立させている。このような実践のなかに埋め込まれた相互行為と社会秩序の間に循環的な関係をもつ相互反映性を確認することができた。

### 【場面 2】理解したことを伝える模倣した身体表現

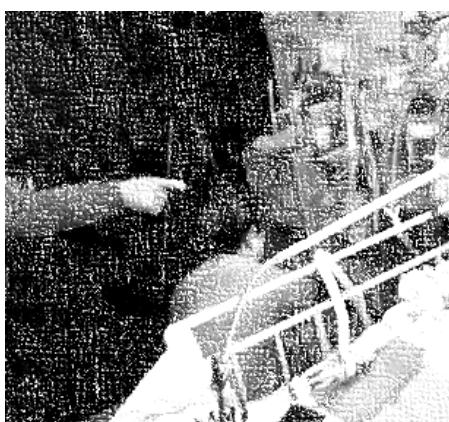


図 5 VN の背後から声をかける GF

### トランスクリプト 3

63	GF	: ((VNの背後から指さす))
64	GF	: まだほれあるで?
65	VN	: ((GFの発話に気づき振り向く))
66	VN	: ん?
67	GF	: ((自分の喉を右手の指で指し示す))
68	GF	: 三角のやつあるで?

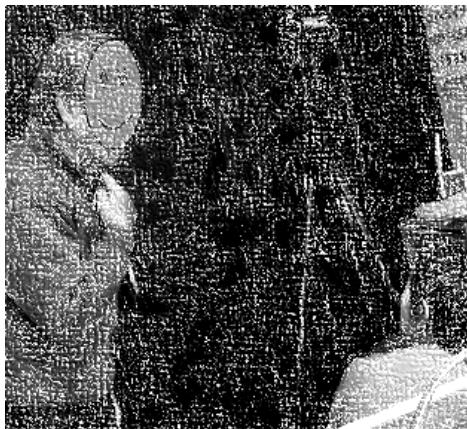


図6 喉を指し示す GF と振り向く VN

コップを2つ持ってきたGFが、物品棚に向かって座り込んでいるVNの背後に向かって声をかけ物品の在庫が充分であるかどうかを確認した場面である。GFの「まだほれあるで?」(64行目)はGFがVNに背後からかけた発話である【図5】。発話に振り向いたVNに向かってGFは自分の喉を指さしながら「三角のやつあるで?」(68行目)と聞いている【図6】。このGFの声掛けとjesusチャーは少し前にVNからコップの準備を依頼されたときのVNのjesusチャーを模倣している。VNもGFも自分の喉のあたりを両手/指で指し示し発話とともに表現しているが、決して自分の喉に使用するのではない。GMに喉(人工呼吸器に繋がれている気管切開部分)を自分の身体を使って表現している。他者の身体を自分の身体で表現し、簡略された発話を用いながら必要物品を表現する方法を模倣している。その方法もよく似ている。つまり、VNはGFの背後から声をかけ、水だけが入った処置用のコップを要求するときに自分の喉の前で何かを包むような身体表現をしている。そして、GFは気管切開部の処置用のあて布を表現するときにVNの背後から声をかけ、自分の喉を指で指し示しながら布の残量を確認している。この場面のGFがVNに問うている「三角のやつ」とは気管切開部に使用するあて布のことである。三角とは長方形の不織布に三角の切込みを入れて気管チューブや胃ろうチューブを挟みながら皮膚とチューブの間にあてる布のことを示している。しかし前述したように、VNは排痰除去装置のスイッチを入れて振動を開始した時に物品棚にある2種類のあて布を取り出しているため袋にどのくらい残っているのかを知っていた。そのこと(VNがあて布を取り出す行為)をGFは見ていなかったため、このような確認が行われた。

## 5 考察

【場面1】【場面2】以外の場面では、GFは物品棚に置いている場所を示しながら「それ」「これ」という表現のみで身体表現は伴っていなかった。しかし、【場面2】では1分40秒ほど前にVNがコップの依頼の時に表現した方法を模倣して伝えている。VNからの依頼によってもう一つのコップを持ってくることができたのは、VNの簡略化された発

話とジェスチャー・形どり表現を理解したからであるといえるだろう。コップを2つ持ってきたのは、偶然できたのかもしれない、または、いつも通りの必要物品だったのかもしれない。また、【場面1】のVNの手の表現は一見不思議なジェスチャーのように見える。しかし、水の入ったコップは気管切開部周辺の処置行為に用いられる可能性より、口腔内清拭用で用いられる可能性の方が高い。そうであるとすれば、VNのジェスチャーは何を意味しているのだろうか。VNの吸引行為に関する行為を見ていると、気管内吸引と口腔内吸引は常に随伴して行なわれている。気管に痰が絡んでいる音がしている時や人工呼吸器の加圧アラートがなっている時は、まずは気管内吸引を行う。そして、必ずその後に口腔内吸引も行っている。切り離してどちらかだけを吸引することはしていない。つまり、気管切開部分にかかる行為と口腔周辺にかかる行為が、この場面では同じカテゴリーとして取り扱われ、表現されていたのではないだろうか。そしてその行為（気管内吸引をする時には口腔内吸引もする）は家族（GF）も一連の行為として学習されているであろう。

しかし、あえてその時理解すること（VNの表現を理解すること）ができたから持つて来たことを示すために、同じ表現方法を用いたとも考えられる。理解したことを伝えるとはどういうことだろう。訪問看護業務としての手順を知っているからできることなのか。この問い合わせに対して山崎（1990）は、「規則の共有は相互理解のための必要条件ではないということを明らかに」する論考を立てている。「相手がどういう意味をこめてその行為を行っているのかをすべて知るということは現実には不可能」であると述べ、ではいかにして相手の行為を理解できるのか。それは、「我々が理解するのは相手の一回限りの行為ではなく、相手の規則に従った行為」だというものであるという。しかし、規則の共有は必要条件ではないのではないか。相手と一緒に行為を行っていくなかで自らも行為を行いながら理解を示し続けている故に、相手の規則に従った行為ができるということである。「他者が理解していると理解することは、他者が私の知らない自分自身の文脈を指示できることを私が受け入れるということ」であり、「理解が可能になるのは、お互いが文脈を指示できることをお互いが受け入れあっているからである。それは人間のある特定の共在のあり方」であると述べている。

これを本稿に照らし合わせると、GFのジェスチャーは理解可能なものとして見える。【場面2】では、GFがVNの背後から声をかけ、GFの身体表現と簡略化された発話を用いてあて布の残量確認が行われた。その手法に理解の表示が埋め込まれている。GMはVNからの依頼を理解した。そして、理解したことを依頼に対する答えとした行為があった。次に、同じ手法でGFからVNへの問い合わせが行われた。つまり、理解したことを理解した他者は理解したことを理解したと示す。そして、理解を理解した他者は理解したことを示す。この理解の理解という相互行為は社会的秩序のなかで相互反映性を持ち、実践のなかで巧みに埋め込まれていたのである

このように VN と GF は予期されるケアの理解を相互行為のなかで「確認しあうこと」を行っており、それが「（看護の）専門職 - （自宅介護の）専門職」として互いに理解しあうために重要な行為になっていると言えるのである。

何度も同じ行為を行っているので、GF も VN が何をしようとするのかは知っている。しかし、それをお互いに確認しあうことで、思い違いやすれ違いをなくし、よりスムーズに行うことを両者が指向している。それが専門職立場を両者が持っていることの表れといつても過言ではないだろう。つまり、GF は VN とともにケアの協同作業者として短時間に準備を終わらせるという共通の目標だけに志向しているのではなく、確認をするという行為自体が、その場の秩序を作り上げているのである。相手の規則に従って行為を進めてきた両者である。すなわち、予期されるケアの準備を理解していることをお互いが理解の提示を提供しあいながら、その場で最も適切な方法（ジェスチャーを含めた会話）で相互行為を成り立たせていたのである。

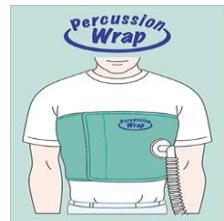
## 6 おわりに

本稿の場面でもわかるように、在宅療養者への訪問看護に厳密なマニュアルは存在しない。それは、本人の身体的変化や家族状況の変化などに対して臨機応変に行うことが多いためかもしれない。しかも、1回の訪問で行わなければならない処置・ケアが複数ある。医療的ケアを適切に行う方法として、手順や行うべき行為一覧のようなものを作成し、覚えて行うことはできる。しかし、臨機応変に対応しなければいけない場面であるからこそ、相手と一緒に使う行為のなかの創意工夫が必要になる。そして、それをお互いに呈示しあい確認しあって、お互いがどこに向かって今何をしようとしているのかを示しあい、理解しあうことが必要となる。立場の違う者同士が、また、常に一緒に人と行う行為ではない場合、理解を提示しあって進めることは難しい。しかし、人びとは本研究でも見られたように特に戸惑うことなくやり過ごしているのである。その文脈のなかで、瞬時に状況を判断し理解したことを理解の提示によってお互いの理解を進めていく行為は、お互いに「熟達者」だからなのであろうか。そうであればどのようにすれば熟達してゆけるか、さらに研究を深めていきたい。

## 注

- 1) ALS は和名で筋萎縮性側索硬化症という神経難病。全身の筋力が低下し、座る・歩く・食べる・笑う・息をすること等すべての運動筋力が低下する。しかし、知覚・聴覚・触覚・痛覚・痒みは健全である。また、話すこともできなくなるが文字盤や追視による文字入力などの補助機器によって他者との会話ができる人が多く、認知機能は衰えない。
- 2) 今回訪問に来ていた看護師は「いつも来ているわけではなくて、何か月も聞くことがあるけど、来るようになったのはお話がきていた頃からだから結構長く来ている」と、数年前からのかかわりではあるが訪問の頻度は多くないと話してくれた。

3) 排痰補助装置：パーカッションラップは胸部に装着し、パーカッサー モードで使用する。コンフォートカフIIからのエアパルスがラップ内全体に送られることで、胸郭に振動を与え、分泌物を移動させる。体位ドレナージでの手技に替わる簡便な処置として使用することが出来る（[https://c-ventec.jp/products/comfort\\_cough2/](https://c-ventec.jp/products/comfort_cough2/), 2025.8.1 取得）



4) スクワイージングとは、痰がある部位の胸郭に手掌を当てて、胸郭を左右から挟み、絞り込むように圧迫して排痰を促す徒手的な手技のこと（日本徒手医学リハビリテーション協会 HP : <https://jmrjmr.com/>, 2025.8.30 取得）

5) 実際に水が使われたのは口腔内を清拭するときに使用するスポンジが先についた棒（歯ブラシ程の長さのもの）を使った時であった。口腔内の粘りをとるためのスポンジを何度も洗うために用いていた。この棒は、今回は使用することなく、口腔内清拭時にのみ使用していた。

6) この文書におけるトランスクリプト記号一覧（串田ほか 2017）

トランスクリプト記号一覧	
文字：：	直前の音が延びている：の数が多いほど長く延びている
(( 文字 ))	データについての様々な説明
[	この記号をつけた複数行の発話が重なり始めた位置
文字？	尻上がりの抑揚

## 参考文献

- 深田恵美・糸井和佳・田高悦子・臺有桂・河原智江・田口理恵・松友紀, 2012, 「熟練訪問看護師による侵襲的人工呼吸器装着者お在宅療養継続のための支援」『日本地域看護学会誌』15(2): 38-46.
- Garfinkel, Harold, 1967, "Good organization reasons for bad clinic records," *Studies in Ethnomethodology*, University of California, Los Angeles, polity, 186-207.
- 樋口キエ子・丸井英二・田城孝雄, 2007, 「重度要介護者の家族介護者が医療処置に慣れる過程で体験する出来事の意味」『家族看護学研究』13(1): 29-36.
- 細馬宏通, 2008, 「非言語的コミュニケーション研究のための分析単位——ジェスチャー単位」『人工知能学会誌』23(3): 390-6.
- 細馬宏通, 2009, 「話者交替を超えるジェスチャーの時間構造——隣接ペアの場合」『認知科学』16(1): 91-102.
- 細馬宏通, 2012, 「身体的解釈法」『社会言語科学』15(1): 102-19.
- 樋田美雄・堀田裕子・若林英樹, 2014, 「在宅医療文化のビデオ・エスノグラフィー——生活と医療の相互浸透関係の探求」『現象と秩序』(1): 95-101.

- 樫田美雄, 2021, 「在宅療養のビデオ・エスノグラフィー——在宅療養場面における欠損能力者の非欠損的コミュニケーション」『ビデオ・エスノグラフィーの可能性——医療・福祉・教育に関する新しい研究方法の提案』晃洋書房, 109-57.
- 古瀬みどり, 2005, 「訪問看護師がとらえた医療依存度の高い療養者の在宅療養安定化のプロセス」『家族看護学研究』10(3): 78-86.
- 串田秀也・平本毅・林誠, 2017, 『会話分析入門』勁草書房
- 松浦智恵美, 2024, 「看護師との協同作業に埋め込まれたポジションどり——ALS在宅療養場面におけるマルチモーダルな相互行為分析」『現象と秩序』(21): 87-107.
- 水川喜文, 2007, 「エスノメソドロジーのアイディア」前田泰樹・水川喜文・岡田光弘編『エスノメソドロジー——人びとの実践から学ぶ』新曜社, 3-34.
- 三浦美穂子・浅沼義博, 2012, 「筋萎縮性側索硬化症療養者と介護者の苦悩と看護支援——侵襲的人工呼吸器を装着した 1 事例の検討より」『秋田大学保健学専攻紀要』20(2): 21-33.
- 王麗華・木内妙子・小林亜由美・矢島正榮・小林和成・園田あや・大野絢子, 2008, 「在宅看護現場において求められる訪問看護師の能力」『群馬パース大学紀要』6: 91-99.
- 斎藤雅彦, 2014, 「医療化する家庭と家庭化する医療——在宅医療のビデオ・エスノグラフィー（卒論版）」『現象と秩序』(1): 5-93.
- 篠島あかり・樫田美雄, 2017, 「ALS療養者共同体における在宅療養の工夫と文化創造——我々が見て考えることができるもの」『現象と秩序』(7): 61-80.
- 山崎敬一, 1990, 「いかにして理解できるのか——「意味と社会システム」再考」『理論と方法』5(1): 7-22.

## 謝辞

この論文を構想する時点から MIKO 研の皆様には何回もデータセッションでコメントいただきました。また、個別に詳細にわたり指導をいただいた査読者のおかげで最後まで頑張ることができたと思っております。本論文に対し有益なコメントを多数くださった主査・副査の先生方、そして調査にご協力いただいた在宅療養者ご本人およびご家族と訪問看護ステーション関係者のみなさまに感謝します。

## 『現象と秩序』投稿規定・執筆要領

### 『現象と秩序』編集委員会

2015年 10月 26日改訂

2017年 9月 30日改訂

2018年 3月 20日改訂

2019年 3月 10日改訂

2020年 3月 16日改訂

2021年 3月 31日改訂

2022年 3月 31日改訂

2023年 3月 31日改訂

### 1. 投稿資格

『現象と秩序』編集委員会委員本人およびその紹介者は、『現象と秩序』に投稿することができる。

### 2. 原稿の種類

1) 投稿する原稿の種類は、人文・社会科学及びそれに関わる学際領域の原著論文、ショート・ペーパー、論文、解説・総説、研究ノート、調査報告、実践報告、インタビュー記録、シンポジウム記録、書評、その他編集委員会が適当と認めたものとする。

2) 区分の指定は編集委員会が行うものとする。

### 3. 査読

1) 本誌への投稿原稿の掲載については審査制度をとる。なお、本誌では創刊以降、全ての論考が編集委員による査読を経て掲載してきた経緯があるため、過去の全論考についても査読制度の適用があったものであることを確認する。

2) 原著論文及びショート・ペーパーは匿名査読制とする。匿名査読を希望する原稿については、投稿申込時にどちらの区分を希望するか明記すること。匿名査読を経た論文については、雑誌表紙のタイトルおよび論文の最初のページに「匿名査読論文」と明記する。匿名査読の手続きの詳細に関しては、編集委員会が別に定める。

- 3) 査読は編集委員会が行う。但し、匿名査読に関しては、編集委員会から委託された匿名の研究者が査読意見を文書で提出するプロセスを必ず経るものとする。
- (1) 編集委員会委員による査読が望ましくない場合／困難な場合は、委員会委員以外に査読を依頼することがある。
- (2) 投稿から査読結果を通知するまでの期間は最大1ヶ月とする。
- (3) 本誌は紙版発行と Web 上掲載の両方の手段で学術的見解の公表をするハイブリッド誌であり、したがって、随時投稿が可能である。投稿者は、査読結果が「要修正」となった場合には、必要な修正を行ったうえで2ヶ月以内に再投稿する。再投稿された原稿については、編集委員会が採否を決定し、投稿者に連絡がなされる。採用された場合は、執筆要領にしたがって電子ファイルによる完全原稿を作成し、編集委員会（2023年4月1日以降しばらくの間は、〒572-8508 寝屋川市池田中町 17-8 摂南大学・現代社会学部内樫田研究室、[kashida.yoshio@nifty.com](mailto:kashida.yoshio@nifty.com)）宛に、提出しなければならない。

#### 4. 発行と著作権と転載申請

冊子での発行は年1回、10月の発行を原則とする。編集委員会が形式要件を確認した日をもって原稿受理年月日とする。電子媒体による完全原稿は随時受け付け、掲載決定されたものについては、必要と希望におうじて随時ホームページ上で公開する。投稿者は投稿論文等が Web 上で公開されることを予め承認すること。また、本誌に掲載された原稿に関しては、著作財産権のうち「複製権（非独占）」および「公衆送信権（非独占）」を、本誌が得ることを投稿者はあらかじめ承諾した上で投稿を行うこと。なお、本誌の一部または全部は、ISSN（オンライン）に規定された Web サイトのほか、編集委員会が承認した別の Web サイトにもバックアップ的に掲載されることがあるが、投稿者はあらかじめこのように複数のサイトに当該著作物が掲載されることについても了解をした上で投稿を行うこと。

本誌に掲載した論文等を他誌等に転載する場合は、本誌編集委員会が Web 上に公開した「転載申請書 兼 許諾書」の書式ファイルをダウンロードし、必要な内容を記入した上で、『現象と秩序』編集企画室（[kashida.yoshio@nifty.ne.jp](mailto:kashida.yoshio@nifty.ne.jp)）宛に送付し、許諾を得ること。

#### 5. 執筆要領

- 1) 原稿は邦文、欧文のいずれでもよい（いずれも、横書きのみ）。

- 2) 電子ファイルによる完全原稿は以下の様式に従って作成する.
- 3) 原稿は Microsoft Word で作成すること.
- 4) 原稿は A4 サイズとする. 余白は横組みの場合は, 上 35 mm, 下 30 mm, 左右それぞれ 30 mm とすること.
- 5) 図表および写真はできるだけ論文の本文中に挿入する.
- 6) 字体, 字の大きさ, 段落は以下に従って作成すること.

(英語論文の場合)

・タイトル

英語のタイトルは Times 系フォント, 16 ポイント, 太字, タイトルの脇に雑誌タイトル等を記載する. 英文の雑誌タイトルは, Interdisciplinary Journal of Phenomena and Order とする.

・サブタイトル

タイトルに準じるが字数によっては, フォントを 12 ポイント程度にまで小さくしてもよい.

・著者名

Times 系フォント, 12 ポイント, 太字.

・所属

Times 系フォント, 11 ポイント. また, Corresponding author が分かるようにしたうえで, メールアドレスも付記すること.

・Abstract

Times 系フォント, 11 ポイント.

・Key Words

Times 系フォントでサイズ 11 ポイント, イタリック.

・本文, 引用文献

2 段組み. Times 系フォント, 11 ポイント. 1 頁の行数は 50 行程度.

英文原稿に限り, 各段落間に 1 行の空白行を挿入する.

・その他

日本語文献を文献表に載せる際には, 英訳とローマ字表記の両方を載せるか, ローマ字表記のみを載せるかは, 執筆者の任意とする. なお, 外国語文献のうち邦語訳が出版されて

いるものに関しては、訳書・訳論文の書誌情報を日本語で掲載する。

(日本語論文の場合)

- ・表題  
日本語のタイトルはゴシック体フォント、16 ポイント。
- ・副題  
表題に準じるが、字数によっては、12 ポイント程度にまで字を小さくすることができる。
- ・著者名  
ゴシック体フォント、12 ポイント。
- ・所属  
明朝体フォント、11 ポイント。責任著者が分かるようにしたうえで、メールアドレスも付記すること。
- ・英語によるタイトル、著者名、所属、Key Words  
所属の次に英語によるタイトル、著者名、所属、Key Words を入れる。体裁は上記英語論文と同じ。
- ・本文、参考文献、註  
1 段組み。小見出しへはゴシック体、11 ポイント。本文は、明朝体フォント、11 ポイント。  
1 頁の行数は 36 行程度。字数は 40 字程度。

## 6. 経費

当面は発行者が負担する。PC からのプリンター出力可能な完全原稿を提出しない者は、版下作成にかかる経費の負担をお願いする場合がある。抜き刷りの提供はないが、執筆部分の PDF ファイルが提供される。

## 7. 書式

上に指定した以外の書式に関しては、特別の理由のないかぎり、『社会学評論スタイルガイド（第 3 版）』（<http://www.gakkai.ne.jp/jss/bulletin/guide.php>）に従うものとする。

但し、見出し、及び、小見出しへは左寄せとする。また、見出し、及び、小見出しへの後に行空けを行わない。更に、将来の J-Stage 掲載を見据えて、文献表においては、同一著者が連続する場合であっても「——」表記はせず、繰り返しの著者名表記とする。

\*\*\*\*\*

【編集後記】『現象と秩序』第23号をお届けします。

今号では複数の論文（加戸論文、真鍋論文、岡田論文）に360度全方位ビデオカメラが出てきます。360度全方位カメラは、岡田（38頁）が言うように「多視点カメラ」です。すなわちソフト的な操作によって、事後的に視点を自由に設定した2次元動画を創り出せます。360度ビデオカメラを複数台用いた調査データなら、少なくとも視覚的環境に関しては、環境全部をまるごと保存したデータであるといえるでしょう。しかし、この「まるごとさ」は調査にとって朗報でしょうか。簡単にはそうとは言えないと思います。それは、ビデオカメラの「画角」が「視野範囲類似的志向性」を失ったことによる困難を我々は無視できないからです。じつは、これまでのビデオデータを用いた研究は、自覚しない形で、この「視野範囲類似的志向性」を活用して研究をしていました。我々の眼は、世界を視野的に切り取る働きをしていて、そこに、志向性の根拠も、視線を向けられたことに対する反応の根拠もあったのですが、ビデオカメラがとらえた映像を分析する際にも、我々は、人間の眼の働きにおいて有意味化していた諸概念を、ほぼそのまま流用していたのです。これまでのような野砲図な流用は今後はもうできないかもしれない……。これは、ビデオを利用した人文・社会科学的研究の危機です。しかし、この現在の危機的状況には解放の側面もあるかも知れないということを、岡田論文は訴えています。じつは、他の論文（堀田論文、藪本論文、松浦論文）も、見ること／見られることにかかわる論文です。普通の障害経験の語りとは違う位相から「ろう者の語り」を分析した飯田論文同様、本号には、我々が世界を知るためにどのように感覚器的常識を生きたり、生きなかつたりするべきか、に関して示唆的な論文が集まっています。本号もどうぞお楽しみ下さい。なお、本号掲載の特集は、ショッピングリハビリ共同研究（科研費23K17573）の成果の一部です。ファンド提供者に記して感謝します。（Y.K.）

\*\*\*\*\*

『現象と秩序』編集委員会（2025年度）

編集委員会委員長：堀田裕子（摂南大学）

編集委員：樋田美雄（摂南大学）、飯田奈美子（関西外国語大学）、加戸友佳子（摂南大学）

編集協力：村中淑子（桃山学院大学）

編集幹事：大江勇輝（京都産業大学）

『現象と秩序』第23号 2025年10月31日発行

発行所 〒572-8508 大阪府寝屋川市池田中町17-8

摂南大学 現代社会学部 樋田研究室内 現象と秩序企画編集室

電話・FAX：072-800-5389（樋田研）、e-mail：kashida.yoshio@nifty.ne.jp

PRINT ISSN：2188-9848, ONLINE ISSN：2188-9856

<https://gensho-kashidayoshio.sakuraweb.com/> （←昨年から新サイトになりました）

\*\*\*\*\*